

爲メ御張行

名所夏月

御製

皇子

伏見宮邦高親王

仁和寺宮入道道永親王

一條兼良

大炊御門信量

飛鳥井雅親

中院通秀

冷泉爲富

勸修寺敦秀

文明十一年六月九日

五二八

京之間、和歌有御張行、可有御法樂、御靈、御人數可書立云々、於御前子書之、各可相催之、由有仰、伏見殿、仁和寺宮等、以使者進御題了、其外以廻文觸了、

〔十輪院內府記〕六月十八日、○中御靈御法樂五首詠進之、記詠草、○以下

〔類聚和歌〕御靈社法樂和歌

名所夏月

浪乃うへみやとる程あき夏乃よの月もあらし乃名をやうらとん
いけ乃まよ月のあうれてとしの川をやく更行夏乃よの月
夏や猶心ほをしの大あらし乃杜のまみれ木の間もる月
月あけをかさしく袖乃まよしきもいくよなくうちれとし姫
月まろきいあ乃、小篠霜とみて秋をかり糸よあうはとしうよ
まむ月乃うたてよる名よとしうをのみる先れひまもなとれ芦やと
山りけのこる程もあしなけ川かもの羽うひのとしうよの月
色よいて、月そす、しきまかせ河まようよひて秋やきぬらん
山乃井のあさうらけ乃こみる月のやとる程なきみしうよの空
まう乃うらや浪のあからぬ夏乃よも眞砂の霜とこゆる月うけ

宮御方

邦高

道永

惠

信量

榮雅

通秀

爲富

敦秀

四辻季春

庭田雅行

甘露寺親長

勘解由小路高清

松木宗綱

柳原量光

滋野井教國

白川忠富

三條西實隆

姉小路基綱

冷泉爲廣

中川宣親

小倉季熙

綾小路俊量

甘露寺元長

程もあくふけゆく夏乃よの月まのしもと先よすまの關守
難波江やあしまにやとる月影はみるめよにかきこしかよの空
これととてあくさみもせはまむ月乃明る程あきを捨の山
五月雨乃とれよし後の水乃面や猶ひろさの池乃月うけ
よる浪よやとれる影のみるといふ程もこぬめのうらけ月うけ
としうよのあくる夜これの吉野河水乃あうらに月もまみたり
影こめになることこれのまう万川うみよいて、もみしうよの月
夏乃よの島乃八こゑもろをいて月を明行あふさうれ山
露散てさゆり花さく夏草乃野嶋乃月や秋の面うけ
あややすきみるめをいうよすまの浦や千里す、しき浪のうへの月
と、木よのよそにもみるをそ乃原やありと計のみしうよの月
みる程もなみ路乃月れとしうよもまのしのごめよすまの關守
夏乃よの夏もなれのとや川のまよきせ夜せくまうらみやあき
あまあろもとしうた袖のうらとてやるとるまもあき夏れよの月
明てうき名よのま、糸と月うけのみる程もあきまつうら嶋

季春

雅行

親長

高清

宗綱

量光

教國

忠富

實隆

基綱

爲廣

宣親

季熙

俊量

元長

文明十一年六月九日

五二九

文明十一年六月九日

五三〇

安禪寺宮
觀心尼
眞乘寺宮
舊院上臈

浪乃うへまやるととこれの夏乃をのやうてありしのうられ月影
明やまを月乃よあろのあまは人さるめかるとを程やなららん
すゝしさよあくさむ程も夏乃よの月をしそ思ふさらしかの里
難波江や蘆やよ結ふ露此間に程あくあらむ夏のよの月

安禪寺宮
眞乘寺宮
舊院上臈
内勾侍當

勾當内侍
疎屋夕顔

疎屋夕顔二〇一條兼長以下

御製

樹陰納涼

數ならぬ賤う家居も夕うや乃花の名をこそ人のとふら先
夕あや乃花やよそめ夜うあふらんあやしき賤う家路（房方）なれとを
賤うやよ咲あゝてや夕かやの花のかひなき名よも立らん
咲うゝるまけり戸やそ乃明さても花よむもるゝ軒の夕顔

宮御方
邦高
道永

御製

山家人稀

やうてとや心の秋ふならのされ風も立よるかけのまゝしさ
をちをれの夏とをわろにまゝしきや風もさたの松の下うけ
すゝしさ夜思への夏やよたつらんあれ一本れ松れし風
陰をうき岡への松乃夕つくひ乃あれるしもそ涼しうりける

宮御方
邦高
道永

山家人稀二〇一條兼長以下

御製

寄神祇祝

世をすつるわさもやかさき山陰ままといやさしてすむ友もうち
をのほらら稀みどひくるあよりたにかさ山うけの柴れうりいや
誰うはどおもひ絶ても山里とさひしきまゝに人をほたるゝ
人のあていや静なる夕くれの軒との山乃と初の一こそ

宮御方
邦高
道永

御製

寄神祇祝

行末をかけてを祈るとしめ繩なりき命の神乃まふく
さそなまよつきせぬ御代と守るらし八のやしろも同じあゝるよ
山よりもあふけいたうし君の爲塵よましめる神のめぐみの
宮居して神もましのちりひち乃山としぬうき君やまもらん

宮御方
邦高
道永

〔基綱卿詠〕名所夏月

文明十二三御靈社法樂
明やすきさるめよいうすほれ浦や千里すゝしき波の上れ月

山家人稀

瀧の音松のあらしのあらけれとなを人さのぬ山のまけけき

〔亞槐集〕

十 文明十一年六月三日御靈八所明神を奉らるゝとて内裏を

文明十一年六月九日

五三一

文明十一年六月十一日 十七日

五三二

と十首題を給しし、寄神祇祝

世をいのる出雲此寺乃いつせ、この神よもる法のえせし

十一日、申、丙權中納言清水谷實久ヲシテ、世尊寺家知行ノ筆公事料ヲ領セシム、

〔親長卿記〕

十

六月十一日、晴、參安禪寺殿、清水谷一條中納言實久、申筆公事年來

世尊寺知行、去年死去之後、無遺跡相續之仁、仍應永度故行世尊寺豐卿幼少之時、被

下故實秋卿、任其例可被下之由、自去年申之、有支證歟可召進之由有仰、於支

證紛失云々、然者可申證人云々、是又誰人可云證人哉、爲私難申入、爲上被尋

仰歟之由申之、爲上難被尋仰、叡慮不快之間、其後不申次之處、一昨日實久被

來云、筆公事以一條禪閣内々申入之處、勅許無相違、以已前申次可申之由有勅答

云々、被下御下知之様可申入云々、仍一昨日奏聞、於勅許者無相違、但已前兩

條被仰之處、不申分明之勅答之由猶被濫仰、案相違、但指置是非、世尊寺一流

相續之仁出來之時、可去渡之由、可進請文云々、今日進請文、被下女房奉書、被

宛行一條中納言實久了、

十七日、壬是ヨリ先、仁和寺靜覺、入道親王珍皇寺ノ管スル同寺孟蘭盆會

世尊寺家 康續者跡 相續者跡 應永年行 豐幼寺間 依り清水 谷實秋知 行ノ例ニ 微フ

世尊寺家 相續者跡 文チキ請

料ヲ收メテ、東寺ニ還付ス、是日、幕府、東寺ヲシテ之ヲ管セシム、

〔東寺百合文書〕

○山城之二十九

珍皇寺七月會料事、執行依申掠、一旦雖被成奉書、則被召返之由被申候、尤可

然候、長者未補之間事者、爲寺家被申請之由被聞召旨、御室御氣色所候也、仍

執達如件、

文明十一年

七月十二日

大教院權僧正(花押)

東寺供僧中

仁和寺宮 御室令旨

懇以狀令申候、就中珍皇寺當年不到來之事候者、其無隱候、七貫文分やう、
本走申候、此分可預御披露候、畏入候、いさゝろ如在之儀なく候、樂師如來
も御覽候へ、私曲不申候、將又當寺本尊他寺御座候て、可爲如何候哉、少屋
御奉加候て、自御門跡、一字御興行候者、誠以可目出候、以御心得可預御披露
候、恐々謹言、

文明十一年

七月廿九日

宗賢 判

三寶院へ進之若狹殿 御宿所

珍皇寺執行 宗賢

文明十一年六月十七日

五三三

文明十一年六月十七日

珍皇寺執行狀案文

五三四

東寺請文

〔從書〕 從寺家進三寶院殿へ請文案

珍皇寺七月會料事、爲長者御計事候、雖爾今未補間事、珍皇寺修理申請事、爲已後不可然候、仍爲御門跡、去年以來堅被仰付、被召返御奉書候條、始終旁可然存候、仍寺務未補之間、可致寺家領知候、何時長者御定候者、如先規可爲御進退候、更無異儀事候、爲已後如此申入候、以此旨可預御披露之由、衆儀〔禮〕之候、恐々謹言、

卯月廿一日

〔東書〕于時年預
權少僧都融壽 判
〔東書〕于時十八日奉行
權大僧都原永 判

謹上 法印御房

理性院公
嚴書狀

〔東書〕 又一紙被進置了

珍皇寺七月會料事、就長者未補、寺家珍皇寺再興之間者、爲修理料、彼執行雖申請公方奉書候、長者進止之在所候、於如此申候事、爲始終不可然候之間、爲此

門跡堅被仰付、被召返奉書候訖、仍於此會料去年分者、〔此カ〕候見請文候、被預置於彼執行候、仍可被相補長者候間者、先可預申之由、自寺家東寺連々被申候、〔此カ〕候間、被預立寺家候、被補長者候者、如先々可爲其計候、此由被仰候也、恐々謹言、

卯月廿二日

〔附書〕理性院公嚴
權僧正(花押)

東寺供僧中

〔東寺百合文書〕二山城百二十一之百四十一

珍皇寺七月會料去年分被預置候、可被渡付東寺候、被補任長者候者、如先々可爲長者進退候之由、被仰出候也、恐々謹言、

文明十一年
四月廿九日

良圓 判
慶長 判

珍皇寺執行御坊

〔東寺百合文書〕〇山城一之二十九

〔東書〕文明十一年
東寺金勝院 宮内卿僧都御房

(花押)

先日面奉喜入候、仍珍皇寺執行方へ奉書申沙汰候て進之候、以之可有催促

文明十一年六月十七日

五三五

文明十一年六月十七日

候事候、期面拜候へく候、恐々謹言、

五月九日

(花押)

五三六

〔東寺文書〕

射一之十二
○山城

珍皇寺七月會料事、長者進止之處、近年依未補、執行宗賢寄事於造營、雖掠給奉書、有糾明被召返之訖、早任御室令旨、三寶院御門跡、理性院出狀、并宗賢請文之旨於會料者、長者未補間、寺家可被進退之由候也、仍執達如件、

文明十一
六月十七日

貞秀判
長秀(花押)

幕府奉書

東寺ヲシ
テ沙汰セ
シム

東寺雜掌

〔東寺百合文書〕

○口一之二十九
○山城

東寺雜掌申、珍皇寺孟蘭盆會公用事、寺務未補之間、寺家所納之處、難澁太無謂、爲本寺相計之上者、早可被致其沙汰之由、被仰出候也、仍執達如件、

六月廿七日

貞秀判
數秀判

珍皇寺
執行

理性院ニ
打紙代ニ
百疋ヲ納

〔廿一口方評定引付〕

○山城 四月廿五日、

一 珍皇寺七月會料事、自三寶院被渡付寺家之由、御教書令披露了、仍理性院ニ折紙代二百疋可納之由治定了、

○孟蘭盆會料納狀等ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔東寺百合文書〕

○口一之二十九
○山城

珍皇寺執行折紙 五又 四十一

先日者御出行事も不申候、無面目候、每事可申合事候、

如仰昨日者預御折紙候時分、則不能御報候、無念之至候、仍彼會料事、先四百疋之分請取被持候て可給候、相殘三百疋事者、今月末之時分まで御待候て可給候、憑入存候、殊私非借用候、少勸進所を仕候、さ様事ニ受用仕候間、今月末ニハ、必々可致本走候、か様俄承候間、迷惑外候、何様懸御目候て、每事憑入候、恐々謹言、

五月十四日

執行
宗賢(花押)

御返報

宗賢會料
皆濟ノ猶
豫ヲ請フ

文明十一年六月十七日

五三七

皆濟狀

文明十一年六月十七日

五三八

珍皇寺七月會料去年分七貫文皆濟申候、恐々謹言、

六月一日

宗賢(花押)

京中衰微
ニ依リ散
ブ錢集マラ

(公儀奉)
一珍皇寺執行請口請文

珍皇寺七月會料事、雖亂世靜謐候、依京中之衰微、散錢等未到之間、佗事申、當年事拾貫文來月十五日已前可取沙汰申候、万一無其儀候者、堅可有御催足候、次如此減少事、更以不可成後々年之例候、以此旨可預御披露候、恐々謹言、

文明十一年六月十六日

執行
宗賢(花押)

東寺雜掌御房ノ請文同文ニ依リ略ス、

御折紙委細承候、請文事去年申候上者、何御門跡之時も、さ様ニ毎年請狀申候事者候、(聊以力)去年同篇之事候、以聊非如在之儀候、將亦年始之御禮事承候、三寶院殿より御奉書こも、彼會料長者未補之間、寺家へ預申候文言よて候、若狭方こも、直こ此分承事候、御意得候て可有御申候、恐々謹言、

六月廿九日

少納言
宗賢(花押)

御返報

長者未補ニ御座候間、會料事如近年可有御所務候哉、然者來月十一日より人を給候て、到來次第こ可進候、世間物走時分候之間、一夜も大事候、恐々謹言、

六月廿九日

普門坊
宗賢(花押)

公文所殿

昨日者御出候て申承候、喜悅之至候、仍彼狀之事承候、去年申上者、毎年さ様申事あるまじき儀よて候へこも、重而承候間認進之候、彼狀こハ不申候へこも、昨日委細以面申候つる、會式無爲無事候者、可致其沙汰候、尙以爲御心得申候、恐々謹言、

七月六日

宗賢(花押)

雜掌御房

〔廿一口方評定引付〕

○山城 七月四日

文明十一年六月十七日

五三九

文明十一年六月十七日

五四〇

一 珍皇寺七月會料得分事於奉行分者寺納之五分一於兩雜掌者不依本納之多少各五百文宛可有下行者也

同廿二日

一 珍皇寺料足供僧中可有支配事

〔東寺百合文書〕

○ち十一口方評定引付文明十二年庚子

同廿日

一 珍皇寺執行申云七月會料之事如去年拾貫文可寺納申候云々此旨披露處當年者此分可有御領狀旨治定

七月一日

一 就珍皇寺七月會料如去年可致請文旨執行方エ申處返答云每年致請文事先例無之間不可仕由申間披露之處重而堅可申云々

同十四日

一 珍皇寺七月會料拾貫文寺納仍可有支配歟由披露之處如去年可有支配旨衆議治定畢

同十七日

一 珍皇寺七月會料去七月十四日ニ如去年廿一口供僧中文配了就之中將

阿闍梨寶紹訴訟云私所帶ノ供僧ハ觀智院ノ計也仍得分等半分ハ本主

自宣半分ハ寶紹自宣仕也雖然珍皇寺七月會料事ハ臨時非分ノ爲支配

間一圓ニ寶紹自宣可仕候云々爲本主ノ代三位阿闍梨果明訴訟ニ云縱

雖爲臨時非分支配既爲供僧得分上者半分本主可致自宣候云々仍披露

之處無人之間重而可致披露云々

九月朔日

一 去月十七日致披露就珍皇寺七月會料中將阿サリ與三位阿サリ相論之

間事致披露處衆儀云供僧契約之事者依人得分等不定仍爲寺家成敗事

不可有之可然様ニ可有御沙汰旨可申云々

同廿日

一 珍皇寺執行申云明年七月會之前爲御本尊安置小堂ヲ可執立候然者寺

家執進候七月會料ヲ御奉加可申請候此旨内々可致披露旨申間披露之

處評儀云來年可有奉加申事有之者寺料之料足之内半分可有奉加旨治

定了

伊勢貞宗書ヲ島津武久ニ遺リ給地京都ノ第地ヲ還付セラレンコトヲ

文明十一年六月十七日

五四一

文明十一年六月十八日

五四二

幕府ニ請ハシム、

〔薩藩舊記〕前集二十八
正文在文庫

御拜領分五條町樋口之間屋地事、去々年京都自靜謐之刻、方々退違亂之族候て、先拘置候、早々被御申談、還補候者可然候歟、此等之趣忍辱坊可有傳達候、恐々謹言、

伊勢守貞宗(花押)

六月十七日

謹上 嶋津又三郎殿

〔上書〕
文明十一年九月廿三日到來

謹上 嶋津又三郎殿

伊勢守貞宗

此文書忠昌公御譜中ニ在リ、

〔嶋津國史〕十二
四室公 十一年己亥夏六月十七日、伊勢伊勢守貞宗遺公書曰、

幕府賜君第宅、其地在五條町樋口、宜亟遣人受之、據四室
公舊譜

十八日、卯筒井順尊、地口錢ヲ奈良二課ス、

〔大乘院寺社雜事記〕六十
八十 六月十八日、

一自筒井方、近日奈良中在々所々料足共懸之、無沙汰之方催促云々、夜前今

今在家筏
屋ヲ火ク

東大寺迷
惑

中院猿樂
祿物ノ借
錢返還ノ
爲メ
興福寺ト
東大寺確
執ノ基ヲ

奈良ノ地
口錢ヲ課
ス
古市澄胤
之ヲ支フ

在家筏屋放火、近所屋共燒失了、筏屋長井披(披下同)官人也云々、類火ニ安樂坊披官人所燒了、筒井方者也、

○順尊、地口錢ヲ課スルノ日ヲ詳ニセズ、姑ク本書ニ據リテ掲書ス、又興福寺六方衆、大和川上出井ニ反錢ヲ課シ、奈良ニ地口錢有德錢ヲ課スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔大乘院寺社雜事記〕六十
八十 六月廿五日、

一自六方、川上田井反錢事可切旨申懸之了、東大寺迷惑也、難義之由可申之由支度云々、先年事舊了、手初在之者、毎々自所々可申懸之間、珍事不可過之、東大寺足切歟云々、六方又及神水云々、先度四座中院之猿樂祿物四百貫文借下也、可返辨用云々、毎月廿貫文利平可入之間、六方迷惑之間、如此申沙汰云々、希有珍事出來了、如何可成行哉、兩寺可成確執基也、可歎々々、六方集會每日在之云々、

〔大乘院寺社雜事記〕六十
九十 七月朔日、

一六方沙汰奈良中地口可切之由、加下知之處、自古市方相支之、若無承引者、可及嚴密沙汰之由、令申云々、大略六方閉口歟、去四月、於中院四座之猿樂

文明十一年六月十八日

五四三

文明十一年六月二十九日

五四四

自六方申付之祿物足無之間、四百貫文借下在之、爲返辨也云々、毎月二千
疋利平入了、迷惑之由傳聞之、

二日、小夕立

學侶奈良
地口錢並
二川上反
錢ノ不可
通六方ニ

一實英來相語、地口河上反錢事、不可然旨、自學侶申送六方之間略之了、公用
事ハ、涯分ハ爲學侶可計略云々、此上者六方思止畢云々、隨而學侶集會連
日在之、

八月四日、雨下

有德錢切
符

一六方より同奈良中ニ有德錢切符成之、明日五以前可寄新坊邊云々、兩門
御童子力者等如例除之了、

八日、雨下

一六方懸錢北鵲之藤豐丸、小南院之入道丸事、雖及其沙汰、事子細仰述之間
閣之了、於自餘者、自元不及其沙汰者也、

二十九日、甲寅六月輪、

〔親長卿記〕十 六月廿九日、晴、越輪、亂後始也、

亂後始メ
テ行フ

七月大 卯盡

一日、乙卯御祝、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一

○山城

御湯殿上日記

七月ついでち、御

さう月いつものおとし、

〔親長卿記〕十

七月一日、晴、參内、實久卿番代也、入夜御祝如常、

二日、丙辰北小路行宮火ク、聖壽寺ニ幸シ、尋テ、日野政資第二遷御アラセ
ラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一

○山城

御湯殿上日記

七月ついでち、中

略よあはれ時ふんよ、きたれ御りよ、火こといきて、おごこちちみあみ

あま、こう、宰相中將殿よりも御つかひ万いる、さりとをとおやしめす所よ、

きおうよし申、ようよよてあんせん寺このへきやううなる、女さうたち

くるはよめす、(高山政長)くむんせいけいこ申、縁んころよちうせけをいよよより

て、御まよてひらさやよふ、御つうひあせち、(甘泉寺親王)みん部卿なま、かよしあなよ

し申、やうて夜あくる、ぬしみ殿御まひり、(舟高親王)あんせう寺殿御万いり、

二日、(大炊御門信子)ひんうし、れさうゐんどの御万いり、御うり、御うららきの物三いろ、御

文明十一年七月二日 二日

五四五

義尙使ヲ
遣シ天機
ヲ奉伺ス
腰輿
管領島山
政長警固
ス
政長ニ劔
ヲ賜フ
邦高親王
眞乘寺宮
天機ヲ奉
伺セラル
大炊御門
信子

仁和寺道
永法親王
青蓮院尊
應通寺元
採

大聖寺宮

政長親長
忠富ニ物
ヲ贈ル

義政夫人
日野氏第
及日野資
第ヲ臨幸
ノ地ヲ定
ム政第
定ム

文明十一年七月二日

五四六

さる一ウ万いらせらる、略○中宍しみ殿々ふも御万いり、御むろも御まいり、(道休親王) 宍やうをん院殿も御万いり、つうをん寺殿御まいり、をり一ウ御宮けよまいる、

三日、○中大しやう寺どの御をるは御万いり、御宮を御かいら宍物五色、御うり二ウ万いる、御さいめんあり、御さう月ると万いる、

四日、○中宍やうれん院殿御きもつふしとて御まいり、御さめんのなし、五日、くをんれ寺御つる兩人は、む万、さち、やんううとこなどいさす、けさんよ入らる、やうて返しつうささる、びくよさち、うさうさちへ、れた、とふるま、あり、く、へも万いる、

六日、宍やう院殿をり御さるもさせらせて御万いり、

七日、○中宍んううなるへ、さい所、御さ、并、御方の宍んさう、日野、宍ゆく所、いつれにても宍ひ、よにまかせらるへきよし御申あり、御さう日野よくて、れ、ささまる、めてさし、前ううよりも御ふさよて御申、

九日、(親心尼) やうちやうより、さる、と、宍んううめてささとて、三、こん万いらせらる、御しやうをんは宍しみ殿、くろ御所、御むろを御万いり、

陸幸

聖壽寺及
物ヲ賜フ
一、條兼賀
臨幸ヲ賀
義政夫人
日野氏

十日、どんううあすは夜よてあるへ、たれども、いそかる、よより、このあか月の分よ申ささあるへきよし、てんそうあり、(よカ) 頭中將よおやせらる、御みちようたとしなとくくる、よう、よめす、さよひのうよちやうも宍やうそくきる、女はうさちの宍ゆつしやよめす、をんし、たまて、(新宰相中將) たくよどり万いらさる、まう宍は御所よて、大 せけ内侍きぬよてとり入万いらせらる、おとこさちくふのこらすあり、内侍所はと御は時分、南むきへ、宍ゆ、御あり、御ひたををし、御れ、(御ラン) 寺ども申とをうらよ御さ、めんあり、日の、宍、う一、こん申さる、三、こんめ、御しやく、宍、うよ、御さう月さふ、御もつ、さし、れ人、(宗綱) 松木、くらは督、としうす、ありうす、さう、(御橋在敷) 益、まう、宍の御所よてう、宍とる人、く、をん、宍、やうし、(野廣光) 中納言、日野、中納言、さ、ん、部、卿、よし、(前任) 三位、(高辻長俊) 少納言、ゆたうす、(東城坊和長) かすあ、(頭卷) ちよひ、やうちやうへをりかみ万いらせらる、寺へも五百疋をさしくつかせさる、

十一日、前ううより、めくささまつ、つう、并よて御申、それ、やうみ、さ、く、申さる、御さ、并、御方より、を御宍みよて御申、宮は御う、二宮めてささ御

文明十一年七月二日

五四七

保安寺宮

妙法院覺

大慈光院

安禪寺觀

心尼

梶井宮堯

胤法親王

勸修寺宮

常信

政長内侍

所ノ普請

ヲ指揮ス

庭田長賢

菱

さう月万いらをらるゝふしみ殿もなる、御り見らるの物五いろ一う万い
る、この御つ并てよわうあい(んカ)寺殿を御まいり、千まう万せ并めてさし、

十三日、中略、めうやう院殿、おろ殿、御めてさ御さう月どもまいる、

十六日、中略、おろ御所、御れ并御万いり、あもし御所御万いり、御さる

御宮務にもさせらるゝ、御やうさめ万いらする、

十八日、中略、おろ殿御れ并に御まいり、御さう月万いり、あしみ殿およひくも

しなる、うち并殿御れ并の事御申ありて、御あて物万いらせらるゝ、

十九日、中略、おろ殿御れ并にまいらるゝ、中略、あんとおれ并にまいら

るゝ、御さいめん、あし、

廿日、中略、おろ殿御れ并にまいらるゝ、中略、あんとおれ并にまいら

るゝ、御さいめん、あし、

廿二日、中略、庭田入さう殿御をいにまこ、下すかふにてめんさうにて御

さいめん、ひし一折万いらせらるゝ、めうせんしものゝちさしめて万い

妙蓮寺日

内侍所遷

座

奉行甘露

寺元長

内侍所清

祇

近衛政家

御箒ヲ預

らるゝ、大折一、御あ見らけの物、御さる万いり、御さう月三こんまいる、御ひ
しゝせめてさし、

廿四日、およひぬの時にあし所せんさほり、不行左少辨、かよちやうよ

うゝ万いり、なんし(んカ)拾のまいらす、御さう月万いり、

廿九日、しやうせん院御を并に御万いり、御うちあり、およひよし田れらん

ぬし万いりてきよさらいあり、

八月六日、中略、おろ殿よりけふまで御いのりちくせんさで、御なて物

返万いり、御かうす并万いらせらるゝ、

〔後法興院政家記〕 四 七月一日、中略、藤大納言、勸修寺中納言、勘解由少路

前黄門、西河前宰相、菅原和長、長興宿禰等來、寅刻北方有火事、内裏近々云々、

仍進時、顯朝臣、然而火已覆御殿云々、則余馳參不及乗物之沙汰也、主上已乘

御要輿、内侍所劍璽等奉取出之、其外御物等少々被取出云々、則臨幸安禪寺

殿、余候御供、次申入事由退出、天明時分也、箒御器一張被預置之、

二日、中略、就去夜火事、島山左衛門督致忠節之間、被下御劍、平籍云々、申刻南

方有火事、

土御門内
裏ノ修理
ヲ急ガシ
ム公武不快

文明十一年七月二日

五五〇

三日、巳晴陰、申刻雷雨、藤大納言、勸修寺中納言、長興宿禰等來、日野侍從宿所
可爲皇居云々、其間土御門内裏修理事、早々可有沙汰云々、

七日、酉晴、略禁裏與武家御不快之由、近日有其沙汰處、昨夜自武家依有被
申子細、政資宿所、江近日可有遷幸云々、珍重々々、

十一日、乙晴、今朝卯剋終主上遷幸日野侍從政資亭云々、乘御要與、若宮御乘
車、供奉公卿衣冠七八人、雲客六七人、頭左中將宣親朝臣左少辨新宰相中將
實隆卿束帶役劍璽云々、直垂公卿殿上人數輩候御供云々、以上各步行也、

十二日、丙晴、遷幸珍重之由、内々以使者申入訖、

〔十輪院内府記〕

七月一日、

天晴、暑氣不快平臥而已、五智院以下人々稱禮來、

一條黃門以狀賀之、新宰相（註明實隆）中將爲明日與可借用云々、入夜有燒亡、爲上方之

由、倒衣馳參之處、禁裏已超尺、仍參内、御物等人別取出之、及火急之間、令駕腰
與御、御引直衣緋御大口近臣皆直衣々々冠、外臣皆直垂也、管領左衛門督政長馳走、火未懸御殿、暫

可被止御輿之由申置、猶走歸之處、駕輿丁猶進御輿、仍被召余、可止御輿於此
所之由被仰、仍下知駕輿丁、（安）案御輿於涼床、然而不叶之間、臨幸安禪寺、御本箱
御盆二枚按察渡之、然而渡新宰相中將了、被召政長、給御太刀、民部卿、都護奉

出御ヲ停
長政山島

三條西實
隆服裝ヲ
中院通秀
ニ尋メ

實隆服裝
ヲ一條兼
良ニ尋メ

實隆服裝
ヲ正親町
三條實量
ニ尋メ

兼長ハ一
天無雙ノ
才量ハ有
臣職拔群ノ

仰也、面目之至畏申之體也、

三日、番也、參候、當番、（註明實隆）亞相也、番子公夏代參正、（註明實隆）第可爲皇居

云々、今日猶御問答子細有之歟、退朝之處、新相公羽林投書札、衛府官公卿可
爲壺歟、又柏挾卷纓間事也、炎上之間必被仰警固之儀、雖不然、猶可造衛府歟、

卷纓可叶理歟之由命之、

四日、早且罷歸茅屋了、自三條有信、衛府進退尋申禪閣之處、柏挾非常之義可
叶理云々、

六日、自三羽林音信、衛府事猶不審之間、談（註明實隆）三條禪左府、警固不被仰、可造、
（註明實隆）何事哉云々、余云、行幸他所之、（註明實隆）勿論歟、此事不依火災之儀、

猶警固可然之由存之云々、禪閣一天無双之才也、三禪有職拔群之臣也、余不
肖蒙昧之質、預召問迷惑之由謝之了、及晚景兼來、

八日、晴、及晚景參番、依副番也、（略）中（註明實隆）度々參否有勅問云々、新宰相參會、垂纓也、
花山院亞相參當番也、入夜與花山兩人可參之由有勅定云々、仍參上、雖下姿

非常之別勅也、通源寺宮御酌、勾當内侍加也、被下御盃、余少分受之處、一可成
之由有仰、傾一盃了、其後花山參同給之、其後重而被召、是爲御雜談也、度々燒

文明十一年七月二日

五五一

還幸ヲ急
ガレン爲
リノ燒亡ナ

文明十一年七月二日

五五二

亡無面目之樣被思食之由有勅語聖代御時如此之儀綿々候、殊今度之儀可被忿還幸之故也、更非可歎思食之由申入、種御雜談、天神奇特等申入、日吉社奇特同有勅語、雖末代神明靈驗日新、不可思食弃之旨申入了、新相公羽林在御前、其外無人、十一日臨幸日野第必定也、自前夜内々可參之由同勅定、其後於佛前、姉三位、新相公余與談話不付寢、

臨幸ノ順
序

十一日、晴、寅剋計著破袍參内、一條中納言、中御門中納言依近所同道步行、參安禪寺殿、上下濟々、追而駕輿丁訴訟之間遲々、然而卯二點計出御、新宰相中將假劍璽御輿寄之間、相公直衣柏夾帶野太刀、頭取御劍入御輿、及外柄前方、次主上乘御、相公此間次同進内侍前取璽入御輿、其後進御輿、予與花山同道候御共、自餘步行歟、非常之儀也、不及行烈沙汰、余爲前官、然而猶參候、非常之謂也、臨幸彼亭之後、就兵部卿無事珍重之由申入之、依御一獻之時分、不及御對面、暫可候之由有仰、次於番衆所有一獻、第主進之、余執盃之後、逐電、依夜已欲明破□之體見苦也、

十三日、參内、依當番也、十二請取、終日祇候、召寄暮飯於閑所、次向日野第并安禪寺殿、入夜天酒出之、去八日清談何事哉、御寢所近々也、終不入御寢之

由勅語云々、

廿六日、晴、入夜日野拾遺入來、先日罷向之禮也、慙懃之儀也、

〔親長卿記〕 十 七月一日、晴、參内實久卿番代也、入夜御祝如常、曉天寅剋有

政長御文
車ヲ引キ
出ス

火事之聞、自番衆所起出見之處、自御所北方也、已禁中近邊也、驚操之、暫人々馳參、御物等令用意、管領馳參、御物等少々渡之、御文車二兩同管領引出、已餘煙及皇居之間、被召用與、御直衣先之宮御方、二宮板輿、御與昇俄無之、仍予青侍

雜色昇之、奉入安禪寺殿、令出御所給、入御安禪寺殿、下妾人々群參相交供奉、路次之儀等言

主上出御、上姿、子民部卿新宰相中將下姿人々群參相交供奉、路次之儀等言語道斷也、末代之儀可愁之、内裏炎上連續希代事也、天明後入御安禪寺殿、内侍所御座庭前、有假於安禪寺殿、今夜馳參殊神妙之由、被仰管領、左衛門督被下御

劔、予民部卿兩使也、
二日、晴、參内、自今日有副番、一、六、二、七、三、八、四、九、五、十、

三日、晴、以勸修寺大納言、源大納言等、御迷惑之子細被申室町殿、昨今之間不被進人之曲事歟、巨細不知之、管領來、馬太刀食籠等持來、

五日、晴、中御門中納言宿所邊有火事、今日諸管領、左衛門督許、一昨日來臨祝著

文明十一年七月二日

五五三

副番ヲ置
カレ
困惑ノ旨
ヲ幕府ニ
示サル

内侍所ヲ
庭前ニ奉
安ス

文明十一年七月二日

五五四

之由申了、馬太刀隨身之、
六日、晴、依召參内、今度條々被申武家之處、于今不被申御返事、重可有御催促、
勅書案可拜見云々、勸大、源大等祇候、今日可被申御返事之由、有其沙汰之由、
勸大申出、然者先可被待申之由各申入了、隆之番代祇候、子剋許有火事、下京、
十日、晴、明曉可有臨幸、日野政資亭云々、入夜參内、寅剋許漸被相催、頭中將宣親、
朝奉行也、卯剋許已寄用與、非常之儀也、新宰相中將柏挾帶劍、人々不同隨所
在也、

十一日、晴、入御政資許、内侍所同渡御、元長資氏、源富仲等可供奉之由、勸修寺
大納言申之、可存知之由申之、

内侍所有渡御者可申之由有仰、予見之處、已令入門内土御門也、大給之由申

入、主上令下地上給、假安置之後御堂上入御、參篠坂、予姉墓所也、新宰相中將

新宰相中將同道、雨聊下、

〔長興宿禰記〕

中 七月一日、卯晴、今夜丑剋燒亡、内裏御近邊在家火出、木下

柳原邊所々燒行、予馳參内裏、參集輩充滿、火煙自北方掩皇居、内侍所奉昇出
庭上、腰輿寄砌下、管領畠山左衛門督政長朝臣參内、被管人數多召具、御物等

御幸櫃以下被運出、文車二兩引出之、金吾家人數十人引之、火既懸御殿之間、
主上駕腰輿、自東門御出、内侍所先行、内侍以下女房駕車出門、親王宮御方御
兩所同被乘御車、月卿雲客以下候御輿前後、近衛關政家白殿御參、御步行被
參御輿前、於途中昇居御輿、可有遷御安禪寺方丈、路次如何之由有評判、管
領被申云、御車路不可通、自途中移乘御輿、可有渡御歟、御輿行路不可有煩之
由被申上之、仍柳原小路西行、小河小路南行、到于安禪寺、親王以下女房御車
二兩止小河、途中召寄私輿數、移乘令入御寺給、悉管領申沙汰也、臨期之忠
節無比類者哉、管領不斷申承之間、每々有被申合旨、令申所存了、官務雅久宿
禰不參如何、清三位宗賢卿、權大外記康顯等、異馳參之、入御安禪寺之後天
明卯終也、以按察卿、親長管領暫可有祇候之由、可申付旨被仰下、予申傳、暫被
候之、即被召南面砌下、金吾參候、躰居親長卿、民部卿忠富卿、衣冠捧持平鞞御
劍、被下金吾、申次兩卿出簀子上、躰居被渡之、可被下地上歟之由有其難、如何、
金吾給之頂戴退出、今夜忠節依叡感也、後聞、彼御劍菊也、治宗親云々、自武家、舊院
御代被進之無雙之御物也、管領美目至極哉、内侍所南庭東方修理職構假屋
奉安之、辰剋予退出了、後日管領被向申次兩卿策馬太刀唐物二種相副各隨

文明十一年七月二日

五五五

身被謝之、

二日、丙辰晴今日予參安禪寺、白雲皇居、白川民部卿忠富卿面謁申承退出、夜中行幸臨期之儀也、暫以何所可為皇居哉事、被申合室町殿、傳奏勸修寺大納言教秀卿、源大納言雅行卿等、被參室町殿了、

九日、癸亥雨下、中山頭中將以使者可參白雲之皇居云々、予參入南面簀子西妻參昇、頭羽林面謁、明後日、十一可有行幸於日野侍從第、為雨儀者、腰輿乘御可為難路、可被如何乎云々、先規雨皮被用之、可被仰付官務之由返答之、度々被召之處、稱所勞不參入、可召代歟之由即承之、後聞、雨皮古物無之、新造不可事行、可被用張葢哉之由、雅久申上云々、如何、

十一日、乙丑晴、今曉寅刻主上自聖壽寺方丈、安禪寺遷幸日野侍從亭、一條北室東、於土御門殿可有還幸之間、暫可有此第御座也、兼日方角等及御沙汰、今日晴次不宜之由、賀三位在盛卿申之云々、陰陽頭安倍有日次申之、卯刻予參白雲方丈、人々參集南面庇、參集衣冠直垂人々相交、供奉人等儀式不及沙汰、一向非常儀也、駕輿丁等數輩、職掌上下著參候庭上、南面官務雅久宿禰、直垂臨期參入、傳奏勸修寺大納言教秀卿、衣冠成敗之儀等在之、駕輿丁等訴訟臨期

雨降ラバ
腰輿ニ用
シトス

土御門内
裏還幸マ
テノ皇居

駕輿丁除
別錢免棟
ヲ訴フ

内裏造營
ノ棟別錢
ナ洛中ニ
課ス別丁
駕輿丁ノ
棟別錢ヲ
免除ス職
修理職ヲ
ノ材木買
押取ス興
長興駕輿
丁ヲ論ス

所司代浦
固上則宗
警

御遊難ノ
序列ノ後
腰輿ノ後
渡御内侍
所

内侍所チ
日野所チ
庭ニ奉安
ス

及違亂、為土御門殿造營、近日洛中被懸棟別、駕輿丁等在所可有勘落之由、武家奉行申之、今日訴申之、自傳奏被申之間、今日任諸課役免除之儀、棟別可止催促之由、奉行布施下野守成奉書云々、又駕輿丁商買材木修理職押取之、彼材木可返付之由、出御臨期支申之、修理職被召仰、可渡付之由申之、猶不承引、渡付之後可從役之旨各申之、雅久宿禰雖加下知不承引、予候其砌之間、駕輿丁沙汰人一兩輩召、既修理職領掌上者、先可參役、剋限遲々狼藉之由加入魂、其時各應仰昇出腰輿、奉寄南面簀子、內侍所同奉昇出庭上、立明在之、南門外侍所勤立明、所司代浦上美守祇候、路次所々立明等在之、侍所沙汰也、寅斜主上御出堂上參集上下各下殿庭上躰居、乘御有御出門、主殿寮供奉人等勤立明、參御輿前後了、官人年預等自身可勤歟、如何、內侍所腰輿之御後有渡御、其後女中出車、參入內侍以下、於聖壽寺門外各乘車、於方丈車通路不叶故也、御輿前後路次卿相客連步、予參御後、清三位宗賢卿、局務外史師富朝臣等令參之、自日野亭各退出、內侍所東庭屏中門內南方庭上奉昇居之、管領左衛門督參候東門外、即自今日御門守護人等令候、北方閉門近習輩、武家本郷守護之、門內東脇張幕構役、東門管領同門內北腋構役所張幕、翌日見之、御物等行幸以前被

假屋ヲ造
チ内侍所
奉安ス

廿四日、寅晴、今日禁裏東庭南方、構假屋、北面、内侍所遷御、自遷幸夜於同所有假構、爲修理職沙汰、自禁裏別御訪要脚、假屋造直有遷座者也、去十九日被築土壇、管領島山、被勤之、

〔晴富宿禰記〕

七月二日、丙晴、今曉寅下剋、七前皇居室町通二町計北也、唯稱、

火ハ鯛頭
宅ヨリ起
腰與ヲ花
御所址ニ
止メ臨幸ニ
府ノ地ヲ幕
メラレテ

北小路殿第宅也、以前皇居、炎上、起於鯛頭宅、西方北方各二町餘、炎上、官領左衛門督政長、馳參、御物等運渡、主上駕腰輿出御、暫於花御所跡御逗留、伺室町殿之處、可有行幸安禪寺殿、白雲寺方丈也、主、之由被申、仍自此所西行、小川南行、北小路東行、迄白雲寺方丈下御爲御所、仍雅久宿禰馳參之處、内侍所同渡御、仰修理職假可拵御在所之由被仰之、雅久祇候加成敗、土用中不掘地、柱等榘ヲ差テ可立之由被仰云々、諸人群參、又御門官領手者祇候、嚴重之躰也、今曉行幸以後、於庭上被下御劔於官領、以民部卿忠富卿賜之、按察親長卿相共仰勅定之趣、忠節寂感之儀也、官領畏退出云々、御文書文庫二兩被預置禪閣御所、北花、鳳輦同被置一條殿云々、
晚酉剋、東寺北在家炎上、又比叡山有炎上事云々、

御文書文
車二輛ヲ
一預兼良
ニ預ケラ
ル比叡山
火

九日、癸晴、曉天微雨、已以後止、申斜又降、明夜寅剋可有行幸日野侍從政資宿所、一條室町、堅固非常儀云々、駕輿丁等訴訟事、苗商買他人違亂事、歎申、遣狀於傳奏、

吉田兼俱
書ヲ壬生
晴富ニ遣
リ雅久ノ
出仕ヲ慈
憑ス

十日、甲晴、時々小雨洒、吉田三位送書狀、明曉行幸朝家大儀無比類歟、兩三日就此事傳奏招申處、無御參云々、以外次第驚入候、不具如何様之御躰候共、此時有御參而申御沙汰可宜、若官務猶無御參者、予不願異躰可參仕歟、傳奏人々皆牢籠、言語道斷之式也、是程可參由懇切申送之、誠難有芳言也、
申剋湛碧庵聖松首座送狀、臨幸之儀、官御遲參如何様事候哉、驚入候、早々無御參者、爲予可爲越度、亂中乍敵陣被守護文書御堪忍、今再可被立天下御用儀、不可有其曲、早々官務御參可然云々、是又異他芳志懇切之儀也、彼是申送之旨、予又頻令教訓之間、不願異躰、官務晚景參仕之、於日野家僕修理大夫宅、著直垂參禁裏、近侍臣之外、傳奏以下大略直垂也、向傳奏勸修寺大納言亭條々申承云々、今夜官務逗留湛碧庵、寅剋自禁裏傳奏、勸修寺、早々可參之由被送使云々、

聖壽寺狹
少且孟蘭

十一日、乙晴、今曉寅下剋行幸、腰輿、日野侍從政資、第、白雲寺狹少之上、孟蘭盆、行

盆會興行
ニ依リ日
野政資第
急行幸ナ

白川忠富
ハ無雙ノ
近臣ニシ
テ納所ノ
掌ル

内侍所ナ
假屋高床
子ニ奉安

妙蓮寺日
應書狀

文明十一年七月二日

五六〇

事等可有沙汰之處、不慮依火事、俄行幸此寺、今安禪寺殿御座仍土御門殿修理被忍
之、其間暫政資家可爲皇居之儀也、駕輿丁條々訴訟、棟別事、葛川打破木自修理職
違亂事、苗商賣違亂事等也、依此事相支及訟訴、各先嚴密御成敗之間、官務致
宥下知、先無爲參勸云々、内侍所者御殿巽方可被造營、禁裏卅八、御遊年方東
方也、東巽方可有憚哉、可勘申云々、御遊年者震正方也、於巽更不可有其憚之
由、則令言上之、仍仰修理職被造之、駕輿丁等參賀之、

廿日、甲霽、略中次參禁裏、於民部卿忠富局申承、略中巽方内侍所等事、非御遊
年之正方、不可苦之旨申之、陰陽寮其分申、但古來陰陽道故實等不及是非之
處、巨細承、散不幸之由返答云々、戶部無雙之近臣、悉皆至納所等事被仰付者
也、

廿四日、戌晴、今皇居日野侍從内侍所奉居高床子、今夜渡御假屋、御殿辰方加輿丁
奉昇之、左少辨元長一人馳走供奉云々、

〔晴富宿禰記〕

二〇文明十一年七月
二十一日裏文書

尙々、寺へ此由御傳達候へく候、

律院殿御事心得候、可執給候、風呂入候て、御返事遅々候、其後何事御入候哉、

就其來十一日未明、日野殿へ臨幸候とて、事外御取亂之由、只今音信候、御
隙有之候者、來臨候て可有御物語候、昨日者官長來候、乍去無差事候間不申
候、其分ちと思召立給候者爲悅候、恐々謹言、

七月九日

日應〇宛名
關々

〔大乘院寺社雜事記〕

六十 七月三日、大夕立雷社頭但馬屋ノ木ニ落了

一去朔日夜至二日皇居燒失了、主上行幸白雲寺、千間計炎上云々、自柳原亭
火出云々、尋遣一乘院殿御返事如此也、

六日、

一隨心院殿書狀到來、略中

京都燒亡ハ南北三丁、東西三丁、住屋三千間計燒了、中納言菊亭殿、冷
泉、藤宰相三條西、葉室ス、キ、各失家了、

九日、

一明日日野亭ニ武家御成云々、此亭則可成皇居云々、十三日可成遷幸云々、
仍日野ハ他所ニ可居住用意云々、

十三日、夕立、

文明十一年七月二日

五六一

燒亡ノ區
域

政資困惑
スノ
狀ヲ
奏

一條院敷
支書狀
主天下ノ
無シ
小家モ

隨心院殿
寶書狀

義政夫人
日野氏内
裏ヲ修理
ス

臨幸ノコ
ト義政與
ラズ皆日
野氏ノ沙
汰

文明十一年七月二日

五六二

一自京都申下、一昨日十一日日野侍從亭ニ臨幸、車二兩板輿一、腰輿之御後ニ
内侍所昇之了、裝束衆悉皆十七八人、其餘直垂風情之躰言語道斷儀也、侍
從事外難義子細共申入、追出申様也、仍來月廿八日土御門舊内禁ニ是非
共ニ可有還幸之由必定畢、

〔大乘院寺社雜事記〕

○文明十一年十月十三日裏文書

猶々、一天下御主小家をさへ御持候にて御座候條、返々兩門過分之儀
候、

京都燒失事必定候、禁裏様御在所白雲へ（奉行）幸行候、返々以外次第共候、千間計
の燒候、由其沙汰候、御方御所の相殘候、先以目出候、柳原在所より火出之由
申下候、又廣方治定目出候、さては一段一人ひろいてこそ候へ、比興々々、恐
々謹言、

七月三日

教立○宛名
關ク、

〔大乘院寺社雜事記〕

○六十九
○文明十一年七月十四日裏文書

七月十一日曉、日野侍從亭へ臨幸、車二兩板輿一、腰輿御後、此件内侍所昇了、
裝束之衆悉皆あり、さけ何かに十七八人、其餘皆以直垂、少々尻つみあけ也、

あさまし、候間、來月廿八日就善惡造内裏へあけ入へき之由仰出さ
れて、御臺の御料足にて、先々ゆかい、風情大まこ、遷幸必定候、築地も
ゆかれはしき其間候、西兩門北門ウリこのしふき、内侍所も不事行候間、宜
陽殿こ可昇居候、清涼殿長橋局一ううにしゆつろ、これ候へく候、盗人の宿
近比事候、定不思儀の子細共可出來候歟、あさ多しく候、公武御運此時候歟、
夜前のここく御妻風情御共申され候へく候分こ必定候、日野亭指圖進之
候、近比見事家候、早々辭退申候間、久しく不可有御座條歟、いづれも、
當年中こ世間の式可見候歟、江州美濃皆以不可□候、勢州國司さへ、此間皆
々一國中押領候、今度臨幸准后この無御存知候、上様御沙汰候、連々難申盡
子細共候、

（後表）
大乘院とのへ

〔大乘院日記目録〕

三 六月廿九日夜皇居燒失了、仍行幸白雲庵云々、

〔大乘院日記目録〕

二 同十一年、皇居（文明）尼亭、炎上、行幸日野亭、（文明）一條又遷幸土
御門院殿、

〔本朝皇胤紹運錄〕

第百四 後土御門院 同十一七一、北小路殿燒亡、俄臨幸聖壽寺、

文明十一年七月二日

五六三

號白雲腰輿無供奉儀式亂後也 同月十日移御政資亭腰輿無供奉儀式亂後也

〔如是院年代記〕文明十一年七月二日柳原假內裏炎上府時唯稱院左

〔武家年代記〕裏書文明十一年七月二日刃內裏炎上府時唯稱院左潛幸于

聖壽禪寺方丈此時安禪寺宮御座同十一日刃遷幸于日野侍從政資亭板葺依爲密蜜儀曾不被用供奉之行裝云

北小路第
板葺
日野第
七

〔華頂要略〕百三十三上帝王編年紀略文明同十一年七月朔日北小路殿燒

亡俄臨幸於聖壽寺號白雲腰輿无供奉儀式

十日移御日野政資亭腰輿無供奉儀式密儀也

〔神木御動座度々大亂類聚〕和大文明十一年北小路此所又炎上之間行幸日野亭一

室其後遷幸土御門殿

〔大乘院寺社雜事記〕七十二文明十二年三月十日裏文書

勸修寺中納言今度內裏炎上之時宿所燒失之間依有佗事申候一山中可然

之樣被仰付以勸進之儀五三五百疋分合力候者可悅入候如御存知此亂中爲寺

大乘院寺
尊書ヲ報
恩送リ勸
修寺經茂
ナ合カセ
ムコトナ
求ム

〔大乘院寺社雜事記〕七十二文明十二年三月十七日裏文書

猶々被懸上意被仰下餘于身畏入存候

就中納言殿御申之事委細被仰下候心得申候尤以內々儀年預ニ雖可申付

候律師同宿仕事候間申合三る樣ニ總山可存知候歟然者中々可爲不事行

基候仍如常自奉行方被成奉書候者可然樣存置候仍其子細中納言殿へ令

申候地藏堂事三御連續之間內々迷惑之樣ニ存置候歟旁御奉書之儀可

然存候將又極官事被懸上意被仰出候面目之至祝著無極存候雖然聊思案

之事候其子細中納言殿へ申入候何樣今月中風度令參上旁可申上候其時

猶被仰出又可申上之由可有御披露候恐々謹言有俊ノ權僧正トナルコ

後九月一日

有俊

○土御門內裏ニ還幸セララルコト十二月七日ノ條ニ見ユ又コノ後

屢京都ニ火アルコト便宜左ニ合三被

〔廿一口方評定引付〕五山城 七月四日

一所々火事有之殊而寺中野狐鳴之間可有祈禱於鎮守者千卷讀經於西院

有俊寺奉
行ヨリノ
奉書ヲ望
ム

報恩院有
俊返書

者千反タラニ可被修之云々、
〔後法興院政家記〕四 七月六日、庚晴、晚景隨心院僧正被來數剋雜談、去夜坤方有火事、參州陣云々、

四條坊門
白河

七日、辛晴、去夜南方有火事云々、四條坊門烏丸云々、連々火事可謂天災歟、
廿四日、寅晴、申剋東方有火事、白河邊歟、

七條道場
ノ前

〔晴富宿禰記〕十 七月廿六日、庚晴、未斜七條道場前在家十餘間炎上、同時分北白川炎上云々、

〔後法興院政家記〕四 八月七日、卯晴、入夜本滿寺住持來、戌剋南方有火事、無程火消了、

五條坊門
室町

〔管見記〕十二 八月七日、癸略、中入夜下京炎上、後開、五條坊門、室町云々、

〔親長卿記〕十 八月七日、晴略、中及晚自西郊歸京、入夜有火事、內裏近邊之由其沙汰、欲馳參之處、遠所也、但已出門之間參了、後聞、五條高辻云々、

〔晴富宿禰記〕十 八月七日、卯晴、戌剋五條室町東南、五條以、北炎上、

〔後法興院政家記〕四 八月九日、巳晴、夜半許南方有火事、一條西洞院在家云々、盜人放火處々、以外事也、

一條西洞院

一條風呂

〔十輪院內府記〕十 八月十日、今曉燒亡、一條風呂也、咫尺之間消魂之處、無爲祝著了、自三條五郎左衛門來訪、所勞之間診脈、

〔親長卿記〕十 八月九日、晴、參內、番也、入夜有火事、內裏近邊也、但早速靜謐、珍重也、

〔晴富宿禰記〕十 八月十日、午晴、今曉寅剋一條西洞院風呂炎上、

悲田院

〔後法興院政家記〕四 八月十一日、乙晴、略中、卯剋乾方有火事、悲田院堂并其邊小家等燒失云々、

〔管見記〕十二 八月十二日、同曙、天時分悲田寺炎上、付火、近日、惡黨、之此亭近所之間、人々訪來、近邊小屋數个所及類火、今朝則訪來人之許へ、以基景謝

之、晚景四條前、西川、舟中、相來、對面、秉燭、時分、三條、宰相、中將、來謁、之、

〔親長卿記〕十 八月十一日、晴、曉更之程有火事、悲田院云々、在所失火不便云々、近日夜々有火事、三合之故也、

火事類々
タルハ三
合厄ノ爲

〔長興宿禰記〕中 八月十二日、丙晴、今曉寅剋悲田院佛殿燒亡、盜人、近邊、在家、數十、間燒、失、室町、殿准、后御、所、小河、北方、半町、頗火、煙、近々、騷動、予假、宿所、彼寺、異方、火煙、掩軒、兒女、逃去、雖然、於門、前火、靜謐、無爲、高運、到也、諸人、來訪、方々

翌日出行令謝之、

〔晴富宿禰記〕

八月十二日、申晴今晚上悲田院炎上、佛殿上火出來成灰燼、亂

來佛殿東南簷下外邊皆有小家十餘宇炎上、室町殿北隣咫尺之間、早速屬無

爲、可然御事也、此火事寂中北山大篝有之、山上山下往反人皆成不審之思、天

魔之所行歟云々、

〔大乘院日記目錄〕

三 八月十一日、京都悲田寺等燒了、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十六 八月十四日、

一去十一日京都燒亡、悲田寺并清法印之所以下一町計燒了、每夜付火無是非云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十一 〇文明十一年十一月九日裏文書

少將上洛目出候、京都言語道斷子細共候、每夜火事候、十一日ひてん寺燒候、公方已にあやうく候つる、清法印已下所々燒候、一町計燒候、非直事候、水一向に飲候さへあく候間、天命りと皆々申候、如今候者久しくあるはしく候りとおろしく候、〇中略

八月十三日申

北山ニ大篝見ユ

隨心院殿寶書狀

飲料水闕乏

〔大乘院寺社雜事記〕

七十一 〇文明十一年十一月朔日裏文書

一〇中 毎日毎夜火事までにて候、定而又大燒あるへく候、あさはしく候、〇下略全文ハ四月二十六日ノ條ニ收ム、

〔裏書〕
大乘院殿 兒御中

讓位アラセラレントシ、皇子仁勝内侍所ト共ニ幕府ニ移ラレントヲ、義政ニ告ゲ給フ、義政、先例ナキヲ以テ之ヲ辭ス、

〔十輪院内府記〕

七月二日、聊休息之後又參内、今日以傳奏勸修寺中納言并

源大納言、被仰武家子細有之歟、密儀人不知之、

或密談云、度々火災御迷惑之至也、肝要宮御方并三種神器等、可被預申武家之由也、御返事、被驚申、宮御方靈寶等之事、更無其覺悟、土御門殿御修理事可相忿、可有還幸也云々、

管城子云、武家御父子之間不及御參、雖澆季、可謂存禮哉、

三日、〇中略今日猶御問答子細有之歟、〇下略

今日被召余於方丈被仰云、先剋與源大納言有御清談事、主上被尋申候間、通秀申入之旨有之、只今御讓國事旁不可然之由存之、每事不可御事行、此

義政奉答土御門内裏ノ修理ヲ急ギ還幸アルベシ

中院通秀讓國ノ不申可

義政夫人
立野氏
臣トシハ
評廣光
奏シテ
サトシテ
義ナレバ
ク

義政奉答
幕府ノ意
齋隱居ノ
好期
花山天皇
ノ例

讓位ニテ
ハ仙洞造
營等ノ費
ニ依リテ
△遁世ヲ望

大和瓜
安禪寺
乘通寺
信子庭
大炊御門
雅行白川
忠富ニ賜

文明十一年七月二日

五七〇

剋先思食留者尤可然之由種々被申入候處、叡慮以外御宥ニテ畏悦了、無體只此時候也、叶御意之條不御心安事也、

五日、又參内伺時宜、

或密談云、武家女中、以此次可被改天位之由被思食、臣下少々又同心云々、不足說也、方丈御物語旨子細大略同前、廣橋黃門跡町中納言息可取立也、
○町廣光ノ子守光廣橋兼顯ノ後參看、其間黃門爲傳奏世務可申沙汰之由也、
ヲ嗣ケコト、五月十四日ノ條參看、

〔後法興院政家記〕四

七月四日、午、晴、定基朝臣、賴秀朝臣等來、主上可有御隱居之由有沙汰云々、

〔晴富宿禰記〕

七月廿日、甲、霽、今日町黃門密語云、先日自安禪寺殿御座、以勸修寺并源大納言、雅行被仰出室町殿事、宮御方ニ内侍所ヲ副テ、可被渡御于室町殿、悉皆可被計申云々、然いま、御在位之儀ニテ、内侍所ヲ他所へ可被渡候條、不及覺悟之由被申返事、武家御内證者、以前より禁裏御遁世事思召立之間、如此之刻可然時節歟、然者花山院御例を、勿論之間、宮御方御事者可取立申、只御讓位之儀ニテハ、仙洞等造營、院御進退御幸等每端今之時節

不可叶之間、禁裏御遁世之儀、内々爲武家被待申分也、然者宮御方御元服等、於武家可有其御沙汰之趣也云々、莫言々々、

備後守護山名政豐、山内時通ノ領地ニ、臨時段錢等ヲ課スルコトヲ免ズ、

〔山内首藤文書原題〕二

備後國所々知行分臨時段錢等事、所令免除也、仍狀如件、

文明十一年七月二日

山内（時通）上野殿

〔花押〕

三日、巳義政夫人日野氏、酒饌ヲ獻ズ、依リテ、之ヲ安禪寺觀心尼等ニ頒チ給フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一

山城

御湯殿上日記

七月二日、御さい

より山ごうり一か万いる、
三日、御さい并此御さいよりをり十うう、やみり十うまいる、ないし所へ一う
う一う万いる、あんせん寺殿へ二うう一う万いらせらる、新せう寺殿へ一うう一う、（元孫）つうきん寺のへ一うう一う、（大炊御門信子）びむしれとう院殿へ一ううう、（龜田雅行）源大納言に御さいらる物かさ、（白川忠富）みん

文明十一年七月三日

五七一

文明十一年七月三日

五七二

部卿に御うりうさくつうとさるゝ御むろへ一うう一う万いらせらる

○義政夫妻竝ニ義尚ノ物ヲ禁中皇子ニ獻ズルコト便宜左ニ合致ス

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月十三日むろ

まち殿より百この御うり万いる御た母よりもおなしく万いるあいし所御くそりともせらるゝ

近江瓜

廿二日略中 宰相中將殿よりあふみの御うり五十こまいる

酒糟

廿五日略中 むろまち殿より御まな三色まいる

廿六日御さいの御あさより御まな五色まいる略中 むろまち殿よりさう

御ひら色々御まな万いるひんうしのとうるんどのへさう御ひら万いらせらるゝ

結

廿八日御さいより御あゆ万いる

茶

卅日略中 むろまち殿よりとしくのおもし万いる

八月九日むろまち殿より御まな五色万いる御さいより二色御ちや一折万いるむろまちこのより宮の御かさへ三色万いる

櫻ノ造花

雁

内々外様
ノ番衆ヲ
召シテ酒
ヲ賜フ

菱喰

廿五日むろまち殿より御まな三色万いる

九月六日略中 宰相中將殿よりさくらのつくり花万いる

十三日むろまち殿よりそつかり万いりて御いじ母あり

十四日略中 むろまち殿より折十かう御さる十う万いるめてさしあ

いささほのさんしゆともめしてのませらるゝく御まもしやうくじんあ

りめてさし御まなよて御くじ母あり女さうふちをしやうしんともとち

あとしくこんねゝくのミ万いらせてめてさし略中 むろまち殿よりそ

ひひしくひ万いる千まう万せめてたじく

〔十輪院内府記〕九月十四日略中 自禁裏有召即參入自武家御種被進之爲

被下也

〔實隆公記〕五 九月十四日丁天顔快晴略中 晝間自室町殿御種十荷被進

之於御前有盃酌番衆以下又及亂醉

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 九月十六日中

宰相中將殿よりかん万いる

十七日略中 むろまち殿より略中 御所へもをり三かう御さる三かまんし

文明十一年七月三日

五七三

文明十一年七月三日

五七四

松茸

やう申さるゝ、略○中むろまち殿よりあか物のしめてまいる、
雨ふる、略○中むろまちどのより宮の御方へかん万いる、
雨ふる、
廿四日、御たいよりまゆ一をり万いる、

宗深

廿五日、むろまち殿より御まな三いろ万いる、
廿六日、むろまち殿より万つまいる、宗深せつかうより御やくの木とも万いる、
廿九日、略○中むろまちどのよりもしやく一をり万いる、
うるう九月四日、略○中御さいよりまつれ大折万いる、

鈴

五日、御さいより宮に御うさへあつ物万いる、
七日、略○中御さいよりあめ万いる、
九日、むろまち殿よりあもし、まゆれ大折万いる、みなく御くそり、御さい

鯉

より、宮の御かたへひしくひまいる、
雨ふる、
十七日、略○中御さいの御方より、たぐりくれみ舟にまろきをつきさる枝万

菊

いる、大しやう寺どのへ万いらせらるゝ、
廿二日、略○中むろまち殿より、御いた一をり宮の御かたへ万いる、

大聖寺宮
ニ賜フ

廿五日、略○中むろまちどのより御まな三色万いる、

蜜柑

廿六日、むろまち殿よりみかん一折万いる、二は宮の御うさへ御くり万

る、
十月十九日、むろまちどのよりあつ御まあ万いる、

廿一日、御さいよりをり五うう、御さる三万いる、二宮に御うさへ御いさ
一をしき万いる、

日野政實
ニ賜フ

廿二日、日野々々うう、昨日のをり御さるつかとさるる、下まかさよて御
さいよまこう、

廿五日、むろまち殿より御まな二色まいる、

十一月九日、むろまち殿より御まな三色万いる、宮の御方へも、みつかんれ
をひささしき万いる、

十日、むろまち殿、さいしやうの中將殿より、あもしおあしくまいる、

廿五日、むろまち殿より御まな二色まいる、

十二月廿日、むろまち殿よりをり十かう御まな五いろ、御たる十万いる、
ないし所へ万いらるゝ、びんうしれどう院殿へもおなし、ごさほれいんし
ゆさちよも、をり御さるいさされて、ひしくのせうす、院アラジ

外様番衆
ニ賜フ

文明十一年七月三日

五七五

廿八日、あさ御さか月まいる、むろまち殿より御しやう玄んとおに御まな
五色まいる、

○宮門跡、寺社及ビ諸家ノ禁中竝ニ皇子ニ物ヲ獻ズルコト、便宜左ニ
合敘ス、

〔後法興院政家記〕^四

二月廿八日、^卯晴、南酒二荷御肴兩種進禁裏、

〔京都御所東山御文庫記録〕^甲

○山城

御湯殿上日記

七月三日、[○]中(セカ)略

近衛政家
奈良酒ヲ
獻ズ
大炊御門
信子
丹波重長
邦高親王
ニ魚ヲ賜
フ
眞乘寺
雲龍院
舊院上藤
日野苗子
菊亭教季
茶
大徳寺

いひつちうまいらすとて、ひむろしれどうるんどのより御まな二色、御
うり、御さる三つ万いる、^(丹波)玄、おなか御まな三色一う万いらる、ふしみどの
御しやうしんとお、御まな一か万いらせらる、[○]中玄んさう寺殿よ
り御かいらけの物二色一か万いる、御くそくふしをなごへあつおらる、
わうちやうより御うりまいる、うんせう院よりもまいる、
四日、きう上らぬ御ういらきの物御たるまいらせらる、^(日野苗子)三位御あまこよ
りも御かいらふの物、御たるまいる、わうちやうより御うり万いる、^(教季)きくて
寺より御ちや十ふくろ万いる、
五日、[○]中大とく寺より大をり三つう万いる、

大通院
大覺寺
元應寺

大慈光院
海松

火箸

丹波瓜

花ノ臺

蛇髮斗

筆

六日、[○]中大つう院よりも御ちや万いる、大かく寺より御ちや卅ふくろ万
いる、とくうんの寺より御いのり申よしまて、かうはこ十帖まいらる、
十二日、[○]中おか殿よりとしの御うり万いる、ふしみどのよりみる一
御ふさ万いる、

十三日、[○]中大をもし御ひとし万いらる、

十七日、日野よりさん一う万いる、大をもしよりさん五こ万いる、

十九日、[○]中ふしみ殿より御うりまいる、

廿一日、^(令田照)ふけさ万いらすとて、をるより御まな二色万いる、源大納言より
御あゆ万いる、

廿二日、やとされしやむ花のさ万いらる、

廿八日、[○]中源大納言御うり、御あゆ万いらる、をよけよりあじ千々
ん御さる二う万いる、

卅日、ひよしれ御うり万いる、

八月七日、[○]中玄とつふふてれくしれとて、御ふて万いらる、

十五日、[○]中(西坊城)なうさまさうもとれ御みやきよまた万いらる、いよ殿より

豆 柿

梨

通支寺
草花

栗

金團

蓮

はれ一ふくろ万いる、

九月四日、略中 せん部卿七くをんをんは御宮にか委一ふふ万いる、

五日、略中 くとんをゆうしよりまたのひけこまいる、

七日、略中 せん部卿ありのミ万いらせらるゝ、

十一日、つうせん寺殿より草花色々万いる、

十六日、略中 ぬけふ万いらせらるゝとて、すゑよりかん万いる、略中 八日ふたふ

あうくを一をり万いらする、あんせん寺殿より御かいらき物万いる、さう

もと乃あんちやう寺よりかき万いる、

十八日、つうせん寺殿より御かいらの物三色一うまいる、大しやう寺殿

より、御すゝをばふふ一御うをらけ万いる、

十九日、略中 大しやう寺とのよりきんこんひらを万いる、

廿日、みん部卿よりまゆまいる、

廿一日、略中 ぬけふ万いらするとて、すゑよりあり物万いる、大をもしより

とす万いる、北こうち殿よりかん、あり御まなまいる、

廿二日、みん部卿よりとす万いる、つうせん寺殿へ万いらせらるゝ、

廿三日、ひむろしは御うふより折一うう御さる万いる、御しやうくとんあ

り、松木よりかたは小をりまいる、略中 源大納言よりまつ万いる、

廿四日、略中 をつうよりかた一折万いる、

廿九日、いよはせうせん万いらするとて、二宮は御かたへあり御まな二万

いる、かち舟殿よりまやく一折、かくの草とも色々万いる、

うるう九月二日、御参つり御くし新内、をゆううよ松一折まいる、

三日、つうせん寺殿よりまゆ一御ふふ万いる、

七日、略中 やまふた田中まゆはおり二うう万いらせらる、御むろへ万いらを

らるゝ、みん部卿なしはうこしん上、

十一日、くらの頭よりまゆをまいる、

十四日、略中 光せう院殿よりまゆをたの御ふふまいる、

十六日、きよくら人をまゆを万いらせらるゝ、源大納言より、略中 以下

十七日、大しやう寺殿よりありのミは御ふふまいる、

廿日、略中 中院よりたかく枝万いる、うちをん院よりうたのうちん二

こ万いる、うた一御ふふ大つう院万いらせらるゝ、略中 ありのしへふつゝ

柿餅

薄

り御うれしき申とて、まもしより御てうしまいる。
廿五日、略 中 大きくわか万いらまるとて、みかとしよりかたのかちん二こ万
いる、

廿六日、略 中 さふ久あか御まな万いらまると、

廿八日、略 中 うちれちをん院よりかたのかちんまいる、

廿九日、うちのちをん院よりかたのかちん二こ万いる、

十月五日、御ちの人返万いる、御かむらちの物御さる万いらる、

十五日、御あちや、返万いる、御みやきに御かむらけの物御さる万いら、

いよこのより御さる一か、御まな一色万いる御かゆなと申さふあり、まよ

ひのあくるまでいらせをさしますとて、もりとみいし、うさ并て、十と

万いらなど御ひし、空あり、めてさし、あむ并に御せん歌もあり、い

よ殿は御さか月なとたひて、めてさかり万いらる、

廿七日、略 中 新大をもしよりみつかんの御ふさ万いる、ありかすもみつか

ん万いらまると、
(附書) あんせん寺殿よりけふれ御しやうまんとて、さうといは御かゆ御ち

赤粥

連歌
十度飲

實付ノ梅
平茸

讃岐國衛
領

やを考も万いる、御まやうくせんあり、

廿八日、略 中 右の頭中將より梅枝とみこましとせるまいる、

十一月三日、みん部卿ひらさけ万いらまると、

七日、みん部卿こもし万いらる、

九日、略 中 源大納言よりともしまふ、めて万いらせらる、御しやうく包

んあり、あふさよりをいさ一を考つかひさる、しうちやく申さる、考し

み殿へあか御まふ考万いらる、まてはさうちよりさぬ袋はこくか、い

さ、かみいし所へ万いらる、みつきて、みかひしよりめてさくとて、御て

うしまいりて御いさあり、くせんしゆうしまゆつしよて、をり御さる三

かまいる、めし言御さか月三こんまいる、

廿日、めうしん寺よりみつかん一折まいる、

廿一日、ひむかしのとうるんこのより御ひら、万いる、

廿五日、略 中 びむかし、さとうるんこのより、考もし一をしたまいる、略 中 中
み

ん部卿かた万いらまると、

廿六日、略 中 大しやう寺殿より御かむらちの物二色万いる、

文明十一年七月四日

五八二

十二月十六日新大まもしよりこもしろいる、みん部御とり一万いらる、廿四日、○中きられひやうるれまけをり三かう、御ふる三かういらる、まづれ木申つかる、

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十一 文明十一年十月朔日裏文書

青門一荷送給候、祝著千万候、賞翫又無比類候、就其禁裏五色早々御進上可目出之由、入魂方候之間、僧正御房以狀令申候き、定被申候哉、然者付傳奏可被進候、自一乘院も、去晦進上之由候、乍御大儀被進候者可然候兼又雖不珍候、御約束申候き海松二折進入候、御賞翫候者、可爲本望候也、恐々謹言、

七月五日

持通○宛名

四日、午戊大内政弘ノ推舉ニ依リ、周防興隆寺別當權少僧都乘海ヲ法印ニ敍シ、同清水寺別當律師朝恕及ビ同八幡宮別當律師定榮ヲ權少僧都ニ任ズ、

〔晴富宿禰記〕

七月四日、午戊晴、周防國冰上山別當權少僧都乘海法印事、同國清水寺別當朝

恕律師權少僧都事、同國大内縣八宮司權律師定榮權少僧都事、申遣左少辨元長、口宣到來、父按察親長卿書狀也、大内左京大夫以舉狀望之間申沙汰

之、

〔晴富宿禰記〕

○月六日 文明十一年七月

○上略 大内教弘贈位ノコトニカ、ル、九月二十九日ノ條ニ收ム、

一僧官口宣事、申沙汰仕、只今三通進之候、○以下

六日、庚申權中納言勸修寺經茂ヲ南都傳奏ト爲ス、

〔大乘院寺社雜事記〕

○九十六 七月六日、

一隨心院殿書狀到來、

南都傳奏ハ勸修寺中納言（無名）南北兼帶之、

○經茂南都傳奏トナル日詳ナラズ、姑ク本書ニ據リテ掲書ス、

近江守護六角高頼、義政夫人日野氏料所近江舟木關ノ稅租ヲ押領ス、

〔大乘院寺社雜事記〕

○九十六 七月六日、

一隨心院殿書狀到來、○中

御臺御料所江州舟木關、每月六十貫云々、自守護方押領之、四五日以前事也、如此

間、每事無法量云々、

〔雅久宿禰記〕

八月廿一日、乙丑霧、今日聞之、去月比歟、上様御料所舟木關、自守

文明十一年七月六日

五八三

二條持通ノ書狀大乘院ニ進獻ヲ促ス

護六角度々打入之、元來守護領也、白子彈正引退云々、御成敗寂中也、

○高頼、舟木關ヲ押領スル日詳ナラズ、姑ク大乘院寺社雜事記ニ據リ

テ掲書ス、

七日、辛酉乞巧奠、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月七日、かちれ

葉よあそひす、むろまち殿よりいつものことく御となふて万いる、御つか
并てんそ、日野よりも万いる、宰相中將殿より佐々ともよてまいる、万の
やかとう、より万いる、御せつくのまいらま、御さか月ここ有り、ひるき
う上らぬも御さふらひ、

八日、昨日の御となふて返し万いらせらる、日野へもつかささる、くる
御所、のめてささ御さか月御せとさかまよことさらとを万いる、千玄
う万せ并めてさし、多しみ殿よへ御まこうみねとよ、か、御万
いり、御むるよりもをり三かう、御さる二つ万いる、御さん、并あり、

〔親長卿記〕十 七月七日、晴、當番召進元長、予宿仕、御祝之儀如形、

十五日、巳孟蘭盆、義政等燈籠ヲ獻ズ、

義政花立
ヲ獻ズ

邦高親王
燈籠拜見
二參内
燈籠ヲ頒
賜セラル

禁中寢殿
對屋間ノ
小庭ニ煙
立ツ
祈禱ヲ幕
府ニ命ズ
遷幸以來
鳥鳴甚々

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月十四日、むろ

まち殿よりいつものあしとうろ万いる、そのなか多しみ殿あまよこあま
よりをまいりてとやさる、
十五日、御さうろ々ふも万いる、とすのく御いつものたどく日野より万い
る、御い、并よと御まなまて万いる、三こんめに御しやく、ま、うをもめす、
多しみ殿御さうろ御らむせらまは御まいり、

十六日、御さうろとも御くとりせらる、御所、ををあし、

〔親長卿記〕十 七月十五日、晴、晝番菅原在數代元長參仕、入夜參内、御祝也、

十六日、庚午怪異アリ、吉田兼俱、土御門有宣等ヲシテ之ヲトセシメ、諸社

寺ニ命ジテ祈禳セシム、

〔後法興院政家記〕四 七月十八日、壬申晴陰風吹、時々小雨洒、略中勘解由少

路前（前略）黃門相語云、新皇居有希異事云々、去十六日夜半計、寢殿與對屋間小庭
煙立云々、諸人成恠之處、非人之態云々、依是可有御祈事由、被仰武家云々、有
宣卿進勘文、火事兵革云々、又十一日遷幸以來、鳥鳴事以外事云々、於于今不
休云々、

〔親長卿記〕

七月十七日晴參內依召也下姿之處可改著裝束之由有仰

土御門有宣進形
宣進形
諸社寺ニ
祈禱ヲ命
外典御祈
ヲ行ハル

於番衆所改著之參御前仰云夜前臺屋中程煙立仍伏見殿四辻宰相中將等驚見之處更無燒火之仁暫消滅了希代事也殊此間烏鳴以外於殿上頻鳴操可有火事之由有巷說召寄有宣三位可進占形之由可仰云々即召遣土御門三位他行云々其次火災猶有御恐怖之由有仰殊今夜有御夢事旁以御迷惑之由有仰不可過御祈之由申入了諸寺諸社事可然方々可申云々

外典御祈事可被行云々退出人々來臨中御門中納言宣胤日野新中納言量光頭左中將宣親朝臣後通等來有當座和歌二十此間有宣三位來今朝仰之趣仰了何樣調占形可參云々其時予相伴可參內之由仰了次有披講暫參內黃昏

其後有宣三位參內持參占形注火災之由可被行御祈日次可擇進云々

十八日晴參內外典御祈日次事注進廿日云々次諸寺諸社御祈在所注之入見參此趣可然云々綸旨文言朝廷再興事可書載云々書加了退出之後召有宣卿有宗朝臣等可被行御祈之由仰了予今朝申云先井靈御祭可然歟其謂

井靈祭

此間此亭井凡人用之可被請歟然者井靈祭可然可仰陰陽頭就火災恠異百脫之御祭可然歟其者可談合有宣三位之由申入了

〔長興宿禰記〕

七月十六日甲午晴今夜半更禁裏日野侍從御殿與對屋造合

見煙人々驚見之處無火氣即消失云々後日被召卜占勘文神祇官勘文寫左內外典御祈自公家被仰付云々神祇官卜恠異事

卜部兼俱ノ勘文

問今月十六日夜半禁中有烟氣事是依何咎祟所致哉推之依穢氣不淨所致之上可有御慎病事火災不禮違背損傷口舌忿怒事歟又天神地祇之祟御之故百事不應可有禍殃辛苦事歟

文明十一年七月廿日 長上正三位行權大副兼侍從卜部朝臣兼俱

〔晴富宿禰記〕

七月十八日壬申晴妙蓮寺以明淨坊被招之間向之寺領小田事

有談合子細日應僧正語云昨日近禁裏上下未心安之御體也十六日夜半今御殿之邊煙宛滿其夜伏見殿李部親王御參候被御覽之四辻宰相幸親中將同見之仰天之處非煙退散凡連日連夜又可有火事由上下謳歌之御怖畏無極其煙時節主上御夢大女人參テ奉襲之由思食以外御慎云々

〔大乘院寺社雜事記〕

六十 七月廿一日大雨

大ナル女襲ヒ奉ルト夢ミ給

文明十一年七月十六日

五八八

公武不和
ノ兆ト傳

一自京都書狀到來、○中略
去十六日曉禁中煙濟々立了、宮御方御覽了、ト之處以外事共云々、公武御
中以外惡云々、如何事可出來哉云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十二年正月九日裏文書

○上又十六日曉禁中御つゝの内ニ煙濟々立候、宮御方御覽事候、物燒□く
さ、禁中以外□□うらみせられ候、いつもの以外儀申候、公武間以外候
間、御臺先々くさた物こふさをせられ候分候、みよこ、可成行候哉、無心
元候、子細多候、○中略全文ハ三月十一日ノ條ニ收ム、

七月十九日

嚴寶

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一日 御湯殿上日記 七月廿日、○中略

吉田兼俱
内侍所祓

たもちに御いのりの事れをせつちらきて御みて物いささる、
廿一日、○中よし田あいし所へまいりて、御いらる申、御所へもまいらる、
御うりをも一かまいらる、○中昨日は御みて物返りいる、

祈禱卷數
進上

〔廿一口方評定引付〕

○五山城 同廿二日、(七月)

東寺ノ祈
禱

一自三寶院殿、以理性院奉書事、爲禁裏火災消除、御祈禱可被修之云々、仍廿
一口供僧上衆十五人、於住坊不動供毎日各一座、下瀆六人、仁王經毎日各
三部可有執行之由治定了、

○禁中怪異ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔晴富宿禰記〕

七月廿日、甲霽、昨夜光物在禁中、人魂之由風聞云々、條々恠異

非一事、皆以恐怖且又云々、

人魂

十八日、壬寺町通定、鹽入某等ノ賀茂社領讚岐氏部莊年貢ヲ納メザルヲ
細川政元ニ訴フ、是日、政元、香川元景ニ命ジ、某等ノ名田職ヲ放チ、地下
人ヲシテ社納セシム、

〔賀茂別雷神社文書〕

○一山城

寺町太郎左衛門尉申、賀茂社領讚州氏部庄年貢事、鹽入久米窪其外輩依無
沙汰、神事及闕怠云云、太不可然、所詮召放彼名田職、(取カ)可守社領之旨、地下人中
堅可被相觸之由候也、仍執達如件、

文明十一年七月十八日

家兼判在

香川孫兵衛殿

文明十一年七月十八日

五八九

年貢未納
ニ依リ神
事闕怠ス

文明十一年七月十九日

御遵行同廿二日あり

香川備前守殿

同人代渡状あり

八月日

春景

十年十一月十四日、御奉書も如此出也、御遵行ふく候旨申候處、其後是非不申、代官餘人申付由候間、其口申附分候。

十九日、酉、安禪寺觀心尼、内侍所ニ詣セラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城 御湯殿上日記

七月十九日、あん

せん寺殿、みいし所へけふより三日御万いりこて、ちらと御万いり、

廿日、あんせん寺殿ひたれまいらせられて、御さか月万いらせられて、御

ともの人にもさんしゆ所にてふ、

○此後觀心尼、其他宮門跡等ノ參内ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城 御湯殿上日記

七月廿四日、めう

かう院の宮御いとまこゝるに御万いり、

廿五日、略、あんせん寺殿ひめ宮の御かふつれ万いらせられて御万いり、

觀心尼ニ
宴ヲ賜フ

八月四日、あんせん寺殿なる、

七日、雨ふる(元禄) せん寺殿入万いらせらるゝ、

九日、○中 大炊御門信子 ひんあしのとうるん殿はしめて御万いり、御あむらさの物五色、

御ふふ二、御さる一か万いり、御ひし、と御さか月万いり、三位御あ万も

御まいり、せうけいまいる、さんしゆ所までうさねせらるゝ、

十日、つうぎん寺殿けさ御返あり、

十五日、略、○中 あんせん寺殿かうちやうひめ宮なる、

十九日、つうぎん寺殿御てらゑの御返さよちらとなる、

廿六日、雨ふる あんせん寺殿ひめ宮に御方ちらせなる、

九月六日、略、○中 ふしみ殿の南の御かふ御万いり、御宮けまをり三かう三か

万いり、そのわか又をりも万いり、御さか月五こんまいる、四とうは御むか

ず、御はいせんかかし万いらるゝ、

廿七日、略、○中 あんせん寺殿御まいり、

小倉宮ノ王子、越後ヨリ越前ニ到ラセラル、

〔晴富宿禰記〕七月十九日、酉、晴、職業語云、以前山名入道(持世)暫所奉入安清院之

邦高親王
ノ妃

通支寺元
揉尼
大炊御門
信子
日野苗子
竹田昭慶
ニ諸ハシ
ム

文明十一年七月十九日

五九一

五九〇

南方宮今自越後越中次第國人等奉送之著越前國北庄給之由斯波内細川被管自國上洛語云々

出羽王
山城市原
野二瀬給
通過ス
風采

卅日申晴出羽王ニテ侍カ武士等致緩怠之間令遁世テ可向高野先暫可在八幡由自稱而令通市原野二瀬給其鉢法師ノ四十計ナル赤袴ノ上ニ白布ノ袴ヲ重テ上ニハ裝束ノ様ナル者ヲ著テ只一人有之從類六人在後定テ人ニナフラル、間遅ク來歟ト云々希代之仁也ト云々

甲斐小石
和觀音寺
ニ滞在セ
ラル

〔妙法寺記〕一 文明十、戌霜月十四日王京ヨリ東海へ流レ御座ス、甲州へ趣、小石澤觀音寺ニ御座ス、

北條早雲
王ヲ相模
ニ送ル

明應八、己此年霜月王流サレテ三島へ付玉フ也、早雲入道諫テ、相州へ送賜也、

○王子越前ニ到ラセラル、日ヲ詳ニセズ、姑ク本書ニ據リ掲書ス、又王子ト出羽王竝ニ妙法寺記ニ記セル王トノ關係明ナラザレドモ、姑ク茲ニ収録ス、王子西軍ノ諸將ニ擁立セラレ、北野松梅院ニ入ラセラル、コト、文明三年八月二十六日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

甲斐石和
宿

〔甲斐國志〕

五代 村里部三
八代 郡大石和筋

石和宿 下市部
菊島

一 高六百八石六斗五升三合

戸百九拾壹

口六百八拾五

馬拾五

甲州道中ノ驛場ナリ、府ヨリ壹里拾九町、栗原宿遞送ス、鎌倉海道ノ分岐アリ、黒駒宿へ貳里半、慶長ノ郷村帳ニ五百六拾八石七斗九升市部村ト見ユ、後置驛時郷名ヲ采リ號石和、今モ地方ニハ曰市部村ナリ、西笛吹川ノ渡場、冬架ス、假橋、萬力筋川田村へ三町、東ハ石禾川ノ古道アリ、川中島村へ拾町許リ、本村ニ御代官治所アリ、

〔甲斐國志〕

七十六 佛寺部四
八代 郡大石和筋

一 法城山觀音寺 石和宿

臨濟宗妙心寺末

御朱印拾貳石八斗餘、寺内千六百三拾九坪、本尊正觀音、慈覺大師作ト云、堂本州第十五番札處ナリ、草創詳ナラズ、寺記云、古天台宗ナリシニ、應安中、武田信成、七堂ヲ修造、鎌倉ヨリ佛滿禪師ヲ請テ開祖トシ、當宗トナレリ、佛滿、法忻、號ハ大喜、今川基氏ノ子ナリ、貞信成、信春ノ牌ヲ置ケリ、三世遠太法久治、五年九月廿四日寂ス、歳五十三、信春ノ牌ヲ置ケリ、三世遠太法久ハ信春ノ庶子ナリ、寂、年、月、失、文明十六年、天徳和尚今ノ堂宇ヲ再建、武田氏居館アリシ頃ハ繁榮ナリシ趣、塔頭拾貳、末派九拾八寺アリシト云、鶴飼ノ謠

觀音寺

曲、抑この石和川と申り、上下三里が間の、堅く殺生禁斷の處なりトアリ、寺
域内ナレバ云爾、岩落云處へハ拾八九町アリ、六町ニ當ルヘシテ、今末寺壹、塔
頭三、壽昌軒、桂昌庵、寶樹庵、當庵本尊ハ庚申ナリ、陣鉦壹箇ヲ藏セリ、信玄ノ
申觸ト、天正十一年卯月廿日御、朱印ニ於里駒馬淵三貫文トアリ、寛永十九
年ヨリ御代々御朱印ヲ給ル、慶長八年四奉行證文ヲ併藏セリ、

小石和村

〔甲斐國志〕

六代 郡小石和筋 北組 南組

一 高千七百七拾七石三斗三升九合壹勺九才、

内 五百五拾八石三斗壹升貳合 北組 九才、 南組
六百拾九石三斗貳升七合 壹勺九才、

戸九拾九 口三百八拾四 男百八拾五、 女百九拾九、 馬七

廣瀬ノ南九町ニ在リ、東ハ八代村鶴飼河ヲ隔ツ、所謂若彦路ノ係ル所ニ
シテ、古昔劇邑ト見エタリ、天河東方ヨリ此ニ會ス津出場ナリ、

二十一日、近臣ニ宴ヲ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一日 山城 御湯殿上日記 七月廿一日、略中

おとこふちに御まへにて御こつ考ふ、

廿三日、御したるうのくもし御しやうく包んありて、みなくよふ、

六百餘人
鬪死ス

二十三日、近江北郡上坂ノ民、三田村ノ民ト、用水ヲ争ヒテ鬪フ、

〔晴富宿禰記〕 七月卅日、甲申、晴、去廿三日、江州北郡有用水相論合戰、六百餘人

打死、希代次第也云々、

〔雅久宿禰記〕 八月廿一日、乙巳、霧、略、中、次江州事、上坂與三田村依水論合戰、

〔大乘院寺社雜事記〕 九十六 八月朔日、

一 吉田通祐來、伊勢大火事、江州水論合戰云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十一 ○文明十一年十一月朔日、裏文書

一 江州北郡衆水論ニ合戰、數百人兩方死候、二十六日ノ條ニ收ム、

〔大乗院殿 兒御中〕

二十四日、戊寅、攝津水無瀬廟鳴動ス、是日、白川忠富ヲ遣シテ、劍馬ヲ獻ゼ
ラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕 甲二十一日 山城 御湯殿上日記 七月廿四日、この

ふひの御きもつふしにつきて、みあせの御ゑひひ、さん部御つゐるよて、御

むま御ふちまいらせらるゝ〔申ラン〕申さるゝやう、二三りさねよ〔申ラン〕よてありし、や

うの御厄によりてのこをひろう〔申ラン〕たりまつり〔申ラン〕ありし事、くちをしさな

水無瀬ヨ
リノ返事

と申され候るなど返んちして申、

〔長興宿禰記〕

中 七月廿四日、寅晴、略、○中是日、民部卿忠富卿爲勅使、參向水

無瀬、近日御廟鳴動之間被謝申云々、被進宣命乎、

〔十輪院内府記〕

七月廿三日、及晩參番、與民部卿借用明日可參水無瀬殿云々、

二十六日、庚辰義政夫人日野氏、女官ニ酒肴ヲ贈ル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城 御湯殿上日記 七月廿六日、○中

御さる三々五々、女房さちの御中へ御さいよりまいらせらるゝ、御ひし

ゝ、ごともまいる、めてさし、

○義政、禁裏番衆ニ酒肴ヲ贈ルコト及ビ日野氏、復女官ニ酒肴ヲ贈ル

コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城 御湯殿上日記 九月十八日、○中

むろまち殿よりさんしゆのみへとて、をり十う、御さる十ういささる

〔十輪院内府記〕

九月十七日、有召、自室町殿番衆中、江被出御極、仍參入、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城 御湯殿上日記 九月廿七日、○中

御さる御うさよりをり五う、御さる三々五うさちへとてまいる、

さよひわたくしひりり御しやうくせん、

廿八日、昨日の御たるあさ御さる月に御いひ事ありて、さんしゆさちりの

かり庭田などまごうまで、御まやうくせんともあり、めてたし、

二十七日、辛巳雲龍院聖秀ヲ召シテ、受戒シ給フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城 御湯殿上日記 七月廿七日、うん

せう院御しゆり事よまいらるゝ、

八月廿七日、御しゆかあるうんせう院まいらるゝ、御しやまあまひんかし、

山へうつしまいらるよし申さるゝ、(殿アラシ)入まいらせられて御をかき取り、

九月廿七日、御しゆり事にうんせうるんまごう、

うるう九月廿七日、うんせう院御しゆかあるよまいらるゝ、御ふせいいつもの

まごく、○以下

十月廿七日、御しゆり事、うんせう院いつものまごし、

十一月廿七日、うんせう院まいらるゝ、まごまやうまいらせらるゝ、

十二月廿七日、御し控りひふうんをう院まいらるゝ、

○八月二十七日以後、毎月二十七日御受戒ノコト、便宜合致ス、

三十日、申甘露寺親長ヲシテ、飛鳥井雅世ノ詠歌ヲ書寫セシム、

〔親長卿記〕十 七月卅日、晴、入夜參内、新宰相中將相博也、於御前、故贈大納

言雅世卿、詠歌及六十首書之、

○コノ後、實隆ヲシテ、諸書ヲ書寫訂正セシメラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔實隆公記〕五

九月五日、戊晴、略○中自内裏有召之間、晚頭參入、野守鏡、都護卿書

寫、不審之所可直之趣注一昏、撰集抄銘九帖書之、其外雜事等有被仰下之條々、不違記之、

野守鏡
歌枕名寄

後九月十五日、丁晴、今日猶候番歌枕名寄不審之所々、依命直之、終日無殊事、入夜小繪等於御前拜見、

十七日、己歌枕名寄、依勅定少々直付之、進上了、梳髮、

元亨釋書
銘

廿日、壬晴、略○中元亨釋書、册十六銘可書進之由被仰下之間、即時染筆進上了、

廿六日、申晴、啓草對可加點之由被仰下之、

八月乙朔盡

一日、乙八朔御祝、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記 八月一日、御さり

義政義尚
物ヲ獻ズ

月いつものおとし、御さのむむるまことの、宰相中將殿よりも、ころれことくに、おとさら万いる、御返しもれなし、ふしみ殿、御むろ、めうやう院宮、三やう院よりも万いる、てんそうそのやう、内々のおとこ、ち女さう、ちも、おとさらはり万いらる、一條殿より二色まいる、御返しやあて万いらせらるゝ、宰相中將殿よりまいる御むま、みあせるまいらせらるゝ、宰相中將殿よりくゝるまいる、ふしみ殿御むるままいり、やりてくもしなる、

三日、御たのむの御返しともまいらせらるゝ、

〔親長卿記〕十

八月一日、晴、朔風之儀、太刀進上兩御所、室町殿宰相中將殿、即有御返、

甘露寺親
長太刀ヲ
義政父ノ
ニ贈ル子
外様衆ノ
メ内々ヲ
ノメ内々ヲ
ノメ内々ヲ
ノメ内々ヲ

進上、葉室、鷺尾等傳子使御返、同出太刀午後進上内裏、有御返、太刀於外様被停止、御前衆許進上也、予、元長兩人分也、

〔晴富宿禰記〕

八月一日、酉晴、八朔吉慶幸甚々々、禁裏外様御憑被停止之、
○以下、公家、幕府ニ物ヲ贈ルコトニカ、ル、

近衛政家
ノ贈物

文明十一年八月一日

六〇〇

〔後法興院政家記〕 四 八月一日、酉、晴、八朔御禮進武家兩所、

准后引合三十帖、太刀一腰、金

宰相中將殿引合廿帖、太刀一腰、金

御臺御方奈良紙廿束、

御返、

准后杉原廿帖、太刀一腰、

宰相中將殿杉原十帖、太刀一腰、糸

御臺御方杉原十帖、銚子提、

〔管見記〕 十二

十二

○上文闕ク、八月一日、早旦以基景進入、先々以諸大夫進者也、但諸家

大夫進者也、但諸家

傳聞之由、御返太刀自兩所賜了、祝著々々、

引合十帖進之、自右衛門督爲

進入

瓶十比賜之、

被申入了、

自餘

事

引

一條

祝著之由

被申入了

自餘

事

引

一條

中納言、四條前宰相等來、各勸加酒、筮首座被來、月與一獻、同カ被官人等參

賀、不能記、

九日、晴、禁裏へ進御銚子提、文菊八葉、居柳宮甘露寺祇候禁中、使基勅答云、今度炎上

西園寺實
遠銚子提
ヲ獻ズ

中院通秀
ノ贈物

已後未沙汰置、御用之時分進上、御悅喜之由也、祝著々々、是御憑ニ例年所進也、然當年惣別被略、仍不進也、幸用意之間進上、時宜可然之由、兼日廿ニ所談合也、

〔十輪院內府記〕

八月一日、無事、少々八朔事有之、進御劍於武家兩所、准后、宰相、中將

殿、准后御返即被出之、御方御所不被出之、仍尋問傳奏之處、御返不夕方迄二

日可進取之由有其沙汰云々、仍夕方進人、御返被出之、

〔宣胤卿記〕

八朔

同十一年

室町殿

御太刀

金覆輪

御返、同、

御太刀

金覆輪

御返、同、

同御臺

杉原十帖

香爐一

杉原十帖

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

同御臺

杉原十帖

香爐一

杉原十帖

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

瓶一

〔長興宿禰記〕

中

八月一日

酉、晴、八朔禮、武家儀如先例、令獻室町殿、公家人

々細々參入方并執柄家等被進之云々、禁裏以下公私如一亂中、未無沙汰也、

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十一

文明十一年十一月朔日裏文書

一何りハ不知、八朔儀、上様の御方ハ一二町おしも、ハけ候て、錢其外濟々見

事之由申候、何共不心得之世間候、〇上下略、全文ハ四月

文明十一年八月一日

六〇一

義政夫人
日野氏へ
シノ贈遺夥

中御門宣
胤ノ贈物

義政、赤松政則ノ出仕ヲ停ム、

愚ヲ收メ
寺社領ノ
コトニツ
キ義政ノ
意ニ違フ

〔晴富宿禰記〕八月一日、晴、赤松今日出仕被止之、御憑進上之處、不被收云々、三个國中寺社領等難澁之故違上意云々、但諸家不隨仰之上者、限赤松何及一段御沙汰哉、

〔雅久宿禰記〕八月六日、庚、霽、赤松違武命上者、彼所儀可被改易由風聞云々、

一日、丙戌泉涌寺奉加二劍馬ヲ寄進セラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一御湯殿上日記 八月二日、中略御

雲龍院ニ
遣サル

むまろ御まろち、せんゆう寺に御まろなり、うんせう院へつりとさる、

義政、高雄山ノ紅葉ヲ獻ズ、依リテ御製ヲ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一御湯殿上日記 八月二日、むろち殿より、ふりをのとして、紅葉の枝をいらせらる、返ここと御せいりひて

義政返歌
ヲ上ル

万いる、御返歌やりて御申あり、御庭の木をよめてみつめ一ふふ万いる、

幕府、北伊勢守護北畠政郷ヲ斥ケ、一色義春ヲ以テ之ニ代フ、

〔大乘院寺社雜事記〕九十六 八月二日、

北方守護

一松殿少將下向、中略

隨心院殿書狀色々事共承候、中略伊勢守護職事、國司方被召放之、一色ニ可被仰付云々、

十七日、

一國司今日至長谷寺下向了、於善法寺元服云々、違上意北方之守護職以下

被召放之、被仰付一色了、中略

〔大乘院寺社雜事記〕七十一 文明十一年十一月朔日裏文書

隨心院殿
寶ノ書狀

伊勢國司上意こちり守候、守護職事一色こ可被仰出候歟、みほともく不心得候、二上略全文ハ四月十六日ノ條ニ收ム、

大乘院殿 兒御中

〔大乘院寺社雜事記〕七十一 文明十一年十一月九日裏文書

略上伊勢守護、一色さるへく候歟、中略全文ハ二十三日ノ條ニ收ム、

八月十三日申

○幕府、政郷ヲシテ、北伊勢ヲ管セシメ、又改メテ義春ニ交付スルコト、
九年五月十八日ノ條ニ見ユ、

同

文明十一年八月三日

六〇四

三日、丁權中納言町廣光、義政ノ譴ヲ受ク、義政夫人日野氏ノ侍女某廣光妹モ亦、之ニ坐シテ髮ヲ削ル、

阿茶上臈

〔晴富宿禰記〕八月三日、丁晴日野中納言廣光卿、町妹あちや祇候御臺、切髮

退出、不知其謂、黃門違事宜之間、不及許容、仍逐電云々、此上臈北野松梅院沙

汰立之二百貫切充之、直被召上様云々、神慮巨測、果而上臈如此、可恐可尊、

〔大乘院寺社雜事記〕七十一○文明十一年十一月朔日裏文書

一〇中、爰こくせ事あり、町殿の妹御臺の御せつりんごとて、髮を切御所を出

候間、町殿御せつりんの事候、珍事いさしく候、十六日ノ條ニ收ム

（表卷）大乘院殿 兒御中

〔大乘院寺社雜事記〕七十一○文明十一年十一月九日裏文書

略〇上

一町殿不便事候、如今者是も可斷絶候歟と見候、（宣親）中山頭中將是も可犯御意

之由申、くせ事共候、全文ハ二十三條ニ收ム

八月十三日申□

中山宣親
義政ノ意
ニ違フ

相良爲續、牛屎元忠ニ大隅深田ノ地ヲ與フ、

〔牛屎文書〕後〇肥

深田之内

一江嶋之分

一いつと丸の分

一くろ田之内ま々らの分

一庄屋信惠之庄之内之分

一石坂信惠之庄之内之分

以上、うきめん五町、門五个所、取合十三町、

文明十一年八月三日

爲續（花押）

牛屎太郎殿まいる

元忠 始牛屎太郎後中務少輔、

此代、薩摩ヨリ深田村に居住、爲續公ヨリ田島等拜領之、御書附二通有、

文明十一年八月三日

爲續公判

牛屎太郎殿

文明十一年八月三日

六〇五

浮免

文明十一年八月四日

六〇六

四日、戊子山城伏見ニ般舟三昧院ヲ建立セラル、是日、地引事始、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 七月廿六日、略 中

淀ノ古屋
ヲ加工ス

ふしみ御寺にてらるゝよつきて、よこのあふりよぬるたいふあり、けふはんしやうつりたされて、たくませらるゝ、

地引始

鎮守御香
宮

八月四日、あんせん寺殿なる、ふしみの御寺の御ちひに御あごとしめあり、九月廿二日、雨ふる、ふしみの御寺にちんしゆ、御りうの宮をくじしやう申さるゝ、よし田れ兼世ちんぬしくさる、

廿三日、ふしみの御寺にちんしゆ、御りうに宮をもちるのしめらるへきにさふまりて、けふよし田の三位、玄元ノの玄也つしよてむりふよし申て、御所へまへらる、

御方違

文明十二年三月十九日、略 中、せんしゆ三まい院の御はうさくよつきて、御りさふりへよ、くろとへなりて、御さり月そとまいる、せんしゆよマコこりありせらるゝ、

疊出来

五月十一日、せんしゆ三まい院殿の御あゝみいてきてくさるよし申、あゝひのしこりふつりたされてもちてふいる、

奉行庭田
雅行ノ弟

〔晴富宿禰記〕 八月五日、丑晴、申斜小雨洒、昨日、四日、爲禁裏御山庄於伏見被

云々、

〔親長卿記〕 十三 文明十四年十一月廿七日、晴、參伏見般舟三昧院、近年御爲御焼香也、

〔洛陽般舟三昧院記〕 伏見般舟三昧院ハ、後土御門院御草創あり、凡此伏見

伏見ハ福
地富窟ノ
橋俊綱ノ
舊跡

伏見院ノ
御遺跡

後土御門
天皇御生

ハ福地富窟にて、橋俊綱久しく居をしめ、長者の號をのこせり、山形勢河の眺望、天下無双の地たり、されは雪見御幸など興をさりせたる所あり、其後藐姑射乃離宮別館代々に及へり、殊更正應の御追號たりしより、數代大王此御所おて、今ハ伏見殿とて其御跡を乃こし給へり、就中、後花園院ハ後崇光院第一の皇子にておせしを、稱光院御よましかくて、繼躰乃君もましまさぬふより、普光廣院贈相國いまた宰相中將よておはしましける時、此伏見殿へ御むかへにまいらせ給ひ、嚴重のありさまよて帝位をふみ給へり、漢文皇の代邸よりいて、後鳥羽院の寶祚を得給へりし御幸とも申へきよ、然則後土御門院繼躰の君として位をつき給へり、幼年の御時此宮に養

文明十一年八月四日

六〇七

文明十一年八月四日

ひたてまつらる、春の花秋の月、おりくゝの此あさり微行經歷したまへるに、ひとへ此所に御心をとめ、つるまの洛陽の跡ををいむとれほし、先し樂邦に御志をかけまし、て、其ころ北嵯峨二尊教院に住せる善空上人(善空)、慈和尙、四衆兼才をたふとひおほしめして、菩薩大戒をうけまし、て、淨土安心なきこしめして、ひとへに安養得生、お皈し給へり、經思生歡喜、嘆未曾有、廓然大悟得無忍とも申へきや、されは六八の誓願も御心に感しおほしめしけるよや、御齡四十八の年、鸞鏡まむりのせ給ひて、御手つりら龍顏を摸寫せられ、畫所預光信に仰られて尊形をうつさしめ、御製の和歌一篇を題せられ、この院よのこされけり、天照大神乃神鏡をこゝめをき給へるにひとしく、今より又百王の供基をはしめたまへるこそおほゆる、唐の玄宗皇帝の桑をへて四十八の識のありしも、色にふけりて、位もみしかゝりしなり、此御門は位にありなりら、後世を御心につけ、六十有餘の寶算をたもち給へり、これさきたちて、仙宮を經營し、佛閣を建立の勸願にて、征夷大將軍にみことりして、造立不日落成せり、則般舟三昧院の勸額をかけらる、それより以來遺勅ありて、代々御追善追福此所にて修せらるゝ事恒

親ラ肖像
ヲ寫サル
土佐光信
ヲシテ御
像ヲ畫カ
シメラル
肖像ニ和
歌ヲ添ヘ
テ般舟三
昧院ニ納
メラル

勸額

勸願第一ノ精舎

開山惠篤

禁裏内道場

例あり、每事禁中に摸せらるゝ故、法會は皆准御齋會なり、されは衣冠たゝしからざる者は出入なし、當時にをきての、勸願隨一の精舎とも申へきにや、凡小僧り見聞の及所、聊記する而已、○京都御所東山御文庫記録甲百十
〔淨土源流章圖〕蓮門宗派 二尊院住持次第 第十三惠篤上人 空號善空諡號圓慈和尙、後土御門院國師、參鈿寺住、明應元壬子八月九日午剋入滅、八十一歳、伏見般舟院開山、

〔参考〕

〔山城名勝志〕十六紀伊郡 般舟院正親町御宇遷洛北舊跡在月橋 西山往生院傳次第云、第十世惠篤上人善空、字敬川、號攝善院、後土御門院、文明年中、後土御門院於伏見之勝地、建立般舟三昧院、應敕請則入院畢、蓮門宗派同之

〔山州名跡志〕二十一洛陽寺院 般舟三昧院略云般舟院 在須磨町通安居院通西四町、宗旨、天台眞言律門、南向、佛殿、南向、本尊阿彌陀佛、尺許、二作慈覺大師、開基圓慈惠篤和尙、西山之孫弟也、弘導臨空弟子、明應元年壬子八月九日化、八十一歳、

當院ハ、後土御門院勸願、禁裏内道場ニ被擬處也、始伏見里指月ニアリ、地

文明十一年八月四日

御香宮

載前 天正年中此地ニ移ス此所又歡喜寺ノ舊跡ナリ

〔山州名跡志〕

十三 紀伊郡

御香宮

在伏見山西三町許門前ヲ合手條ト云フ
是則古城合手口順路也門南向鳥居同木拜殿南面神殿同所祭神功皇后中

略 所載延喜式御諸神社是也

五日、己南禪寺法堂建立事始

〔晴富宿禰記〕

八月五日、己晴申斜小雨洒南禪寺法堂今日事始云々

〔補菴京華後集〕

奉同南禪大和尚開新法堂示衆寶偈尊韻

自是鳳樓修造材一彈指頃法堂開叢林秋晚似春意花滿前臺月後臺

六日、庚寅文字書ノ御遊アリ

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 山城

御湯殿上日記

八月六日御もん

しりたありて御せうふまけとの源大納言權まもし申はさ
十七日、さいくう事の御もんれい御ささあり御もしりたまで御ひしく
と御さり月まいる源大納言めす源大納言とのゝおさあい人まいらるゝ
はしめていらせまふ御所へめして御らんせらるゝ御宮けよ二色一り
まいるいゝるけあるとて御まのひともあり

○十七日マタ文字御遊ノコト便宜合致ス

八日、壬辰大和氷室社造營成ル、是日遷宮アリ

〔大乘院日記目録〕

三 八月八日、氷室社宮遷在之、金剛大夫三輩見物、丑寅

方沙汰也

〔大乘院寺社雜事記〕

八十六 六月廿一日

一傳聞、氷室社先日造畢、宮移猿樂事、今日金剛大夫ニ申付之、自昨日假屋等
六方沙汰也、凡無其例事也云々、彼社ハ俗人共神事取行之時、爲後日猿樂
在之事、邂逅事也、悉皆俗人方沙汰也、今日稱宮移可有新儀沙汰云々、俗人
共下地ニ令腹立、號公事事有之、不可見物旨ニ一決了、但衆中公事不一決、
如此見物不可然旨、自古市申送之間、今日無之云々

〔大乘院寺社雜事記〕

九十六 八月八日

一氷室社宮遷之猿樂在之、金剛大夫沙汰也、丑寅方沙汰也、於拜殿三輩見物
云々、自八時雨下了

○興福寺、氷室社ヲ修造セントシ、棟別及ビ人別錢ヲ奈良町民ニ課ス
ルコト、十年三月八日ノ條ニ見ユ

丑寅方沙汰

宮移猿樂
金剛大夫
猿樂ヲ行
フ例ナシ
俗人新儀
ヲ怒ル
古市澄胤
猿樂ヲ停ム

甘露寺親長ヲ召シテ、明德記ヲ讀マシメラル、
〔親長卿記〕^十 八月八日、晴、參内番也、於御前被讀明德記、今日夕立降、甘雨也、

義政生母裏松氏十七回忌辰ニ依リテ、經卷等ヲ義政ニ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十一} 御湯殿上日記 八月八日、^略 中せ

うち院の十七年よて、御きやう御きぬの代五百疋をひて、むろまち殿へま
いらせらるゝ、てんそう御つらい、

〔管見記〕^{十二} 八月八日、天陰、晝時分夕立降、今日、勝智院殿十七回忌也、於

等持院被修之、一向禪家作善計也、准后此間日々渡御彼寺云々、傳聞、從德大
寺進御經、予無用意之間無其儀、

〔長興宿禰記〕^中 八月七日、^卯晴、今日室町殿、^{准后}渡御等持院、^和明日御

母儀勝智院十七年忌御追善之故云々、

八日、^{壬辰}晴、勝智院殿、^{准后}御十七年御正忌也、於等壽院有御作善、懺法施餓鬼

等、昨今有之、今日陞座、^{鹿苑院}念香東福寺住持、^{月建}爲御聽聞、准后并御臺様

早且有渡御者也、

法會ヲ修
持院ニ修
ス義政法會
ニ臨ム
淳徳大寺實
ル經ヲ遺

義政夫人
日野氏モ
亦聽聞ス

囚人ヲ赦
ス

〔晴富宿禰記〕 八月八日、^{壬辰}晴、勝智院殿十七年忌、^{室町殿}自去二日連日渡

御等持院云々、囚人皆被免、但一昨日令禁獄盜人、^{御方}局町盜人二人者不被免云

々々、
九日、^{癸巳}大内政弘、篠原守秀ニ周防佐波ノ地ヲ安堵セシム、尋デ、久芳重

正ニモ亦安藝久芳ノ地ヲ安堵セシム、

〔萩藩閥録〕^{百五十一} 白桦平左衛門

大内政弘判

下 篠原孫左衛門尉守秀

可早領知周防國佐波郡佐波令内五石地、^{杉孫}右衛門尉先知事

右件地事於京都所令裁許之爲代所之内充行畢者、早守先例、可全領知之由、
依仰執達如件、

文明十一年八月九日

修理亮 奉

〔萩藩閥録〕^{百四十五} 久芳右衛門

大内政弘判

下 久芳右京進重正

文明十一年八月九日

六一三

篠原屋敷

文明十一年八月十日

六一四

可令早領安藝國久芳内貳拾五貫文地久芳左馬允跡事

右件地事於京都所令裁許之爲代所充行畢者早守先例可全領地之狀如件

文明十一年八月十五日

十日甲午幕府、東大寺二、同寺八幡宮領播磨大部莊ヲ安堵セシメ、寺社ノ修理料ニ宛テシム、

〔東大寺文書〕三大和

東大寺八幡宮領播磨國大部庄事、早退押妨人、如元全領知、可被專寺社修理興行由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十一年八月十日

(假託)美濃守(花押)
(假託)大和守(花押)

當寺雜掌

畠山政長ノ黨筒井順尊、十市遠相等、大和妙樂寺衆徒ノ援ニ依リテ、畠山義就ノ黨ヲ伐タントス、衆徒、義就ニ通スルヲ以テ果サズ、

〔大乘院寺社雜事記〕六十八月十日、

一多武峯ハ四院内之所也、平等院、南院、淨土院、多羅俱院是也、大講堂、御影堂

衆徒、及下付、求長、政長、等、汰ス、衆徒、家榮、通ズ、
畠山、上杉、結、中ノ領、シトス、
義統、長、取、ス、
等、智、二

等ハ平等院之内ニ在之、元本所也、南院ハ平等院之相當南方、多ク院ハ相當東方、淨土院ハ相當西方云々、今度筒井(領尊)十市以下相憑多武峯、可出頭支度處、綸旨并御内書可被下之由、一山之所望也、則自畠山申沙汰之處、一山又越智川(河)内畠山方ニ引汲之間、綸旨御内書不立用云々、比與事也、仍牢人出頭事破了、

〔大乘院寺社雜事記〕七十九月廿三日、雨下、夜、大雨也

一越中國事ハ、畠山大夫與上杉成縁而、越中國ヲ可打取之由支度間、自越中一人一人ハ不可上之間、管領迷惑云々、尙々當國牢人出頭不可得云々、迷惑不便々々、

諸國御沙汰ハ、每事力法量之由上意也、中々一姿御下知也云々、

十一日、乙未近江多賀清直卒ス、幕府、其子宗直ヲシテ、同族高忠ト和セシム、
〔雅久宿禰記〕八月廿一日、乙巳霧略、中今月十一日、多賀四郎右衛門已死去上

者、大慶不過之云々、子息多賀兵衛四郎與豐後守和睦事、内々(按カ)以仰出云々、奉書事等申沙汰之時分也、以勢州披露之處、入國不可有子細歟、然者可有御成敗由、爲上意御返答也、不可有相違由申入云々、來月上様御參宮也、九月十日、義政

文明十一年八月十一日

六一五

高忠ヲ近
江口ノ
雜掌トナ
ス

文明十一年八月十二日 十三日

六一六

夫人參看、水口雜掌事被仰付豐後守之間、以料足二百貫、已申付御格勤小林云々、其以後入國儀可在之也、○清直、西軍ニ黨セル罪ヲ宥サル、十年十月二十二日ノ條ニ見ユ、讚岐守護細川政之、放縱ナルニ依リテ、其部下之ヲ廢セントス、

〔雅久宿禰記〕八月十一日、乙未、細川讚州彌九郎諸篇無正體人也、被官人等相率、以別人可立一流由支度治定云々、

十二日、丙申、義尙ノ同朋夏阿彌、義政ノ番匠某ヲ毆打セルヲ以テ、義政、夏阿彌ヲシテ自盡セシム、義尙、庇護シテ若狹ニ下ラシム、

〔晴富宿禰記〕八月十二日、丙申、晴御方御所祇候同朋夏阿彌、公方番匠棟梁之

所司代浦
上則宗ヲ
シテ捕ヘ
シム

内明星ヲ令打擲之間、自公方可生涯之由、雖被仰付候、御方御所御抱無御承引之間、被仰付所司代已押寄、雖然夏阿不出合、當座無爲也、仍先夏阿ニ令逐電之旨也、被下遣若狹云々、

十三日、丁酉、和漢聯句御會、

〔十輪院內府記〕八月十日、略中、晝時分以新宰相中將折紙聊御用子細有之、早々可參内之由被仰出、仍不待駕參入之處、御和漢可參云々、蘭坡和尚、勸亞相、元修計也、新相公御執筆、五十韻可被終之由有御沙汰、可被廣沙汰之由面

繪解キ

一條兼良
ノ點

諸入免

々申入、然者十三日可然之由勅定、依當番也、

十三日、被終御和漢、他事不記、心中蒙氣之體也、

○十四日、復和漢聯句御會ヲ行ハル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一 御湯殿上日記 八月十四日 略中

およひ御せうん、はんしゆこもよて御さゝあり、ゑごたまいりてごうせらるゝ、御さちさふ、

十五日、略中およひ御せうんのこり、御さゝあり、

〔後法興院政家記〕

四 八月十九日、癸卯、朝間雨一滴下、略中禁裏去十四日御

張行和漢云々、今日申出之、一條禪閣ニ被仰點事云々、

幕府、多賀高忠ニ命ジテ、山城大德寺養徳院領近江西今村ノ地ヲ、同院ニ渡付セシム、

〔大德寺文書〕

○七 山城

養徳院領、近江國西今村諸入免、并寺庵等、河村事、代官入部之、早退押領之族、可被沙汰付當院雜掌之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十一年 八月十三日

元連在判

文明十一年八月十三日

六一七

文明十一年八月十三日

多賀豐後守殿

英基在判

六一八

養徳院領、近江國西今村諸入免并寺庵等跡_{河村}事、度々被成奉書之處、于今不
事行云々、言語道斷次第也、不日退押領之族、可被沙汰付當院雜掌之由、被仰
出候也、仍執達如件、

文明十二
九月四日

元連(花押)
英基(花押)

多賀兵衛四郎殿

養徳院領、近江國西今村諸入免并寺庵等跡_{河村}事、度々被成奉書之處、于今不
事行云々、言語道斷次第也、不日退押領之族、可被沙汰付當院雜掌之由、被仰
出候也、仍執達如件、

文明十二
九月四日

元連(花押)
英基(花押)

多賀與一殿

○幕府、六角高頼ニ命ジテ、西今村ノ地ヲ養徳院ニ還付セシムルコト、
十年十月二十三日ノ條ニ、同所名主沙汰人ニ命ジテ、年貢等ヲ沙汰セ
シムルコト、長享元年八月二十一日ノ條ニ見ユ、

大内政弘、毛利右衛門四郎ノ、陶弘護ニ屬シテ、筑前ニ戰ヘルヲ褒ス、

〔萩藩閥録遺漏〕

二ノ二
林八郎右衛門書出閥ニ無之分

於筑前國、去年以來、任尾張守儀馳走候條、尤神妙、彌可抽忠功者也、仍下知如
件、

文明十一年八月十三日

大内政弘
判

毛利右衛門四郎殿

十四日、戊戌炎旱甚シ、神泉苑ヲ浚渫シテ雨ヲ祈リ、又山城丹生貴布禰社ニ
祈雨ノ議アリ、

〔親長卿記〕

十 八月三日、晴、雨聊降、炎旱以外事也、

十四日、陰、勸修寺大納言示送云、就祈雨事有可申事、可參内云々、即參内、祈雨
奉幣事、當時不叶、可被獻丹生貴布禰、元長可申沙汰云々、隨又止雨祈雨事、近

文明十一年八月十四日

六一九

止雨祈雨
共ニ幕府
依ノ奏請ニ

石清水放生會ノ馬寮ノ下ニ依リテ祈雨行ハズ

五月以來炎旱
神泉池ノ利シテ入ル

東寺附近ノ民川ノ深ナシ

代自武家被申之時被行歟、予云、大略近代爲此分、但不然之時有被行事、又云、於今度者非奉幣、被獻神馬計事、強非可被申歟、誠非被申之限歟、歸幕之後、仰遣右馬寮三條頭中將實興朝臣處、明日放生會馬部已下罷下八幡了、明日事不可叶云々、其子細申遣勸、大了、曉天雷鳴雨下、甘雨也、

〔晴富宿禰記〕八月一日、酉晴、炎旱以外也、

十五日、己晴、今曉大雨、則止、今曉寅時分急雨降、蘇息草木、五月以來炎旱、其内兩三度夕立有之也、草木枯槁、農業休、以外事也、昨日神泉池掃治入舍利云々、奇特之至也、但於于今者、不可有其詮歟、

廿四日、戊雨、酒終、日陰、數十個日炎旱、其内夕立等雖有之、還而猶野菜枯盡云々、今日者小雨度々降、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記 八月十四日、〇中略

大風ふきて神ある、夜よ入て大夕ふちる、

〔後法興院政家記〕四 八月十四日、戊晴陰、自申斜雷鳴、小雨、風吹、及曉雨甚、

〔廿一口方評定引付〕五 山城 八月十日、

一今度依旱魃、近所鄉民等堀川之河可掘之云々、仍於入足者、諸本所諸名主

本所名主トニ課セン

西院千反陀羅尼ヲ祈ル

二十三卷ノ觀覽セラ

伊勢貞宗細川政元布施英基

可懸之由風聞有之、所詮於境内百姓者、不云寺領他領、雖爲一錢不懸之由、堅可加下知云々、

一爲雨祈、來十二日於西院千反陀羅尼可有之、同院每日理趣三昧、次水天真言三百反可被誦之由、治定了、

十五日、己義尙二繪ヲ徵シテ、觀覽アラセラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記 八月十五日、〇中略

宰相中將との、御ゑ四く、己ん申いさる、あふより廿三く、己んかし

まいらせらる、
(願書) 御ゑやりて返まいる、

十六日より秋まいる、昨日の御ゑ返しまいらせらる、

伊勢國司北畠政郷ノ子具方、親、材石清水八幡宮ニ於テ元服ス、

〔晴富宿禰記〕八月十五日、己晴、今曉大雨、則止、伊勢國司今日參詣八幡宮、子

息於當社爲加首服也、宿坊田中北云々、自奈良參著當山、父子各輿、共騎馬十餘騎在之、今日參詣、此町人等見及之由語之、

十六日、庚晴、伊勢國司昨日於八幡息元服仕候御禮、以使爲申入付勢州、又申

等ニ就キ
テ元服ノ
禮ヲ幕府
ニ申ス
眞宗等通
セズ

具方齋藤
妙椿ノ聲
ニ治定

政郷等奈
良ニ入ル

長谷寺ニ
下向
義野氏政
郷ニ書テ
遺リ幕府
ニ元服ノ
禮ヲナサ
シム
義尚ノ諱
字ヲ請ハ
シム

文明十一年八月十五日

六二二

遣細河九郎并布施下野守等云々、各御禮之趣不得其意、難披露之由返答云々、

〔大乘院日記目錄〕三 八月十五日、伊勢國司息於八幡元服、

〔大乘院寺社雜事記〕九六 八月十一日、

一東門院僧正使來、國司息來十五日、於八幡元服必定云々、父子可參向云々、就中國司息ハ持是院之聲ニ治定由申、

十四日、

一伊勢國司奈良ニ入、明日於八幡男山子息元服用也云々、上下出立見物也、澤秋山等先陣也、○本書十五日、元服ノ記事關ク、

十七日、

一國司今日至長谷寺下向了、於善法寺元服云々、違上意北方之守護職以下被召放之、被仰付一色了、○政郷、北伊勢守護職ヲ放々、然而又自御臺御音信元服珍重也、早可申入御禮、可被取繼之云々、仍八幡俄ニ垂水差上于京都云々、希有御下知也、來月十四日、御臺御參宮、路次御宿所兩所事ハ、如先規可申付旨、同申上云々、就中名字可被申御字之由、自御臺同被仰出之、其

段ハ重而御方御所様定而可有御參宮、其時令祇候可申出云々、先日ハ子息ハ興也、今日ハ騎馬也、

十六日、庚子義政ノ女某、所領河内十七箇所ノ管領ヲ畠山義就ヨリ收メ、更ニ畠山政長ヲシテ、其往來ノコトヲ掌ラシム、

〔晴富宿禰記〕八月十六日、庚子、晴、南御所大慈院殿公御領河内十七个所畠山

右衛門佐及御免未去進之御知行也、仍御榎等被遣官領（管下同シ）門督政長、自御領往反之儀可得其意之由、被仰之處、尤可然存之由返答申、爲御禮、則官領參南御所持參折帟云々、右衛門佐爲御敵而在國、殊左衛門督爲自敵之故、如此被仰案内者也、

○義就、河内十七箇所ヲ管領スルコト、十年十二月十九日ノ條ニ見ユ、

十八日、壬寅義政、大佛師院實ニ、其所領丹波國分寺地頭職ヲ返付ス、

〔雨森善四郎所藏文書〕○山城

（花押）

丹波國々分寺地頭職事、所返付大佛師法眼院實也、早如元可全領知之狀如件、

文明十一年八月十六日 十八日

六二三

文明十一年八月十九日

六二四

文明十一年八月十八日

十九日、卯從二位勸解由小路在盛薨、

〔管見記〕十二 八月廿四日、自曉雨降、朝之間灑、近日炎日干蒸、民歡喜云々、

傳聞、在盛勸解由小路去十九日逝去、當時曆道識者、尤可惜、不便々々、

〔長興宿禰記〕中 八月廿日、辰晴、今日勸解小路賀二位在盛卿死去、十八此

間病惱、去十三日令出家、當道名人也、公武奉公世以惜之者也、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 九月廿三日、雨下、夜大雨也、

一京都より返事到來、其次條々、略

三合事注進之、陰陽頭秋守在盛去月逝去了、

〔公卿補任〕四十三 非參議從二位賀在盛、月日卒、

〔公卿補任〕四十三 非參議從三位賀在盛、康正二年正月卅敍、父正三位在真卿、

母、長祿二年六月廿六日敍正三位、四十一上、文明六年三月廿日敍從二位、以

上四

〔尊卑分脈〕賀諸氏

在真

曆道識者

出家

官歷

世系

賀茂在盛筆蹟

兼顯卿記之内
男爵岩崎久彌氏所藏

原寸 縦〇・二八三
横〇・四五八

十二

占文曰太白經天為兵表為不臣為更王陸國弱山國強
天文要録云太白經天必有連顛斬死人期年

文明十年七月廿日

從位賀茂朝臣在盛

賀茂在盛筆蹟

兼顯卿記之内
男爵岩崎久彌氏所藏

原寸

横〇・二八三
縦〇・四五八

中二本

本月廿六日曉天寅時歲星留畢口守牙六星 相去年時

金海經曰昂畢間天下道路也五星塞守畢口馬馳

人走國敗民亡 陳卓曰五星指昂畢之間經卒日出

五將軍天下兵起流血如河水

郡崩曰歲星居昂畢之間也赤國有殃大旱

同月廿五日戌時熒惑犯房才二次將星 相去三寸所

天文要錄云熒惑与房合車野出戰致諸侯

韓楊曰五星犯房 王者有憂后皇胎壞

又曰宮室火

同月廿六日太白經天 自己時見至日沒

孟康曰太白陰星出東當伏東出而當伏西過午

為經天 晉灼曰日陽也白日則星亡晝見午上

為經天也

古文曰太白經天為兵表為不臣為更王陸國弱小國強

天文要錄云太白經天必有連顛斬死人期一年

文明十年七月廿分 從位賀茂朝臣在盛

賀茂在盛筆蹟

兼顯卿記之內
男爵岩崎久彌氏所藏

原寸

縱〇・二八三
横〇・四五八

四十二本

本月廿六日曉天寅時歲星留畢口守牙六星

相去畢時

金海經曰昂畢間天下道路也五星塞守畢口馬馳

人走國敗民亡 陳卓曰五星指昂畢之間經卒日出

五將軍天下兵起流血如河水

都蒞曰歲星居昂畢之間也赤國有殃大旱

同月廿五日戌時熒惑犯房才二次將星 相去三寸所

天文要錄云熒惑入房合車騎出戰致諸侯

韓楊曰五星犯房 王者有憂后皇胎壞

又曰宮室火

自己時見至日沒

同月廿六日太白經天

孟康曰太白陰星出東當伏東出而當伏西過午

為經天 晉灼曰日陽也白日則星亡晝見午上

為經天也

占文曰太白經天為兵喪為不臣為更王陸國弱小國強

天文要錄云太白經天必有連顛斬死人期二年

文明十年七月廿日

從征賀茂朝臣在盛

在盛 內昇殿刑部卿少輔兵部少輔右馬頭大膳權大夫
漏刻博士諸陵頭從二左馬權頭曆博士陰陽頭

在榮 從二陰陽頭圖書頭曆博士
諸陵頭改通

景三在盛
像贊書

〔補菴京華後集〕

陰陽頭在盛真讚

文明己亥八月十九日逝去行年六十一

賀茂氏之賜氏君々臣々出五百年英物吉備公之得公父々子々生廿二世真
孫名暄宇宙德合乾坤夏正月建寅殷正月建丑周正月建子大哉考曆天壇也
四時成歲律晉分野占參宋分野占房齊分野占虛至哉步筭斗樞也一家同化
元指掌河圖洛書定吉凶於談笑衝口和歌唐體忘寢食於評論身仕三朝水霜
耆舊位登二品雨露殊恩春弦夏洪秋浮冬沈和扁輩再入壽域朝經暮史晝子
夜集孔孟徒又起儒門刑部之署聽訟棘木陵臺之司昭信蘋蘩大國三軍小國
一軍親傳國軍兵制天神七代地神五代深究神代宗源嗚呼時兮古人兮古道
所存師所存蚤扣老宿以參話頭譬如張居士漏泄碧岩集巴鼻晚得貧道而交
方外恰似王常侍爛窺白拈賊脚跟麤苴瀟洒衆流到海是非得喪浮雲無根披
毳衲說法于歌姬院孰云畫眉混沌掛金榜及第于選佛場人皆插髻崑崙陰魔
膽落弓折箭盡瞎驢眼滅電卷雷奔是故万死許國當三合己亥以罹其厄一慟

兵制二精
シ
神道ヲ究
△
禪ニ參ス

文明十一年八月十九日

六二五

臨風過八月端午以拓其魂、楓棗未墜先緒、蘭玉有遺后昆、夫是之謂、在則太乙降人間、而青藜杖照卯金之子、亡則方朔歸天上、而蒼龍星居木帝之尊者也、

從二位刑部太卿榮仲春公大居士肖像、令嗣今曆博士在通奉其遺命請贊、

文明十一年八月廿八日

前等持橫川景三謹書

〔蔭涼軒日錄〕

延德三年八月十八日、不參天快晴、（中略）月翁和尚爲御袈裟禮

來降、茶話橫川和尚亦同前、語云、今日於在通宅有煎點、北等持慈照院亦同前、

故在盛十三年忌歟、

〔春浦錄〕

和酬

瑞晁侍者在老僧室中、參究志切、以生死事大爲念、十二時中

不敢亂走也、一夕發攢簇不得底病、非世所醫也、文明七年林鐘十六之夜、

俄然而逝矣、尊親在盛公不勝追悼、矢一偈見示老拙、奉和嚴韻以助哀云、

行履孤危會也、無目機能辨兩兼、殊老爺不灑別離淚、一句截流觀六如、

〔春浦錄〕

下火

瑞晁侍者秉炬

晁公侍者破今夏三喚機前太著忙、無孔鐵鎚當面擲、平生心膽不曾藏、共惟、某

是非空盡、心法雙忘、夙入老僧室、屢臨法戰場、十二時中磨礪劔刃、百万群前不

露鋒鋦、喚什麼作生、淨躰々赤洒々、喚什麼作死、峭巍々露堂々、諸人還知落處

十三年忌
子瑞晁寂

偈ヲ作リ
之ヲ悼ム
宗熙在盛
挽詩ニ和

瑞晁宗熙
ノ室ニ入

麼、昨夜三更月到床、此是某四十一年行李處、如何是轉身活句、（舉）火石從空裡立、火向水中涼、（嘆）

○幕府、東寺ヲシテ、山城紀伊郡ノ地ヲ諸陵寮ニ還サシメ、在盛、東寺ヲ其名主職トナスコト、寛正二年二月七日ノ條ニ、寶嚴院ノ押妨セル陵田ヲ還付センコトヲ幕府ニ請フコト、同四年十月二十六日ノ條ニ、父在貞薨ズルコト、文明五年十一月十二日ノ條ニ、明年ノ大三合厄ヲ奏スルコト、同十年六月是月ノ條ニ見ユ、

二條政嗣家領加賀井家莊領家職半分ノ代官、僧正鏢其所定ノ下行ニ就キテ、政嗣ヲ幕府ニ訴フ、

〔親元日記別錄〕

下

一 正鏢監寺

（飯彦左）
（文明十一年八月十九日）
同日

二條殿御領加州井家庄領家半分事、爲御代官給補任、於國種々致計、曾以一獻已下方便、入御領於御手候處、定下行以下不可被立云々、（可）有有限可遂算用之由申候、

二十一日、（乙）六角高賴、部將伊庭某ト和セズ、上洛シテ一色義直ニ頼ル、

〔雅久宿禰記〕八月廿一日、巳、霽、江州儀六角四郎與弓場不和云々、四郎退散已上洛、内々居一色左京兆館云々、實否未知之、
出雲守護京極政經、佐波某ヲ降ス、

〔雅久宿禰記〕八月廿一日、巳、霽、○中先向下河原宗八許雲州儀、佐波已□降參于佐々木治部少輔方也、然者可帶公方奉書由申請間、於京都多賀豐後守申奉書了、於治部少輔者、數年雲州在國也、國儀大慶云々、

○政經、佐波某ヲ降スコト、其日ヲ詳ニセズ、姑ク本書ニ據リテ掲書ス、
二十三日、丁、前官務小槻長興ヲ氏長者ニ補ス、

〔歷代殘闕日記〕八十八元長卿記

氏長者事、如元可被存知之由、天氣所候也、悉之以狀、

文明十一年

廿四元長卿
左少辨判

治部卿殿

追申、長者領事、任例可被致其沙汰候也、

〔後法興院政家記〕

四

八月廿三日、丁、晴、藤大納言來、相續長興宿禰來、今日官長者事有勅許云々、雖爲前官務、以上首被補氏長者云々、此間當官務雅久

長者領ヲ沙汰セシム

前官務ナレドモ上首ナレバ

氏長者トナス

小槻雅久ニ代ル

也、

〔晴富宿禰記〕

八月廿七日、辛、雨降、苗鹿白子彈正進書狀於官務云、長興宿禰治部卿如

元可爲氏長者之由、蒙綸旨相觸了、雄琴庄御如何様事哉云々、無被尋下旨、一方向御成敗、未盡之次第、言語道斷次第也、

廿八日、壬、雨降、自晝止、八月中、官務遣盛俊於民部卿忠富宿所、皇居傍雜舍云々、氏長

者被仰長興宿禰次第相尋之處、文永家置文備進之言上之、安禪寺殿執御申之間、被尋仰傳、勸修寺大納處、置文之上者、所歎申無豫儀之旨、令申、仍御成

敗云々、又去夏禁裏御草紙、可書寫由被仰之處、雅久號歡樂不書進、此事違叡慮云々、○雅久、十年四月二、文鳳抄書寫遲引ノ

〔雅久宿禰記〕

八月廿七日、辛、雨夜來時々、氏長者事、及數代爲官務人奉之條

不能左右、不依有上首在之、而去廿三日不事問、已以長興宿禰被任長者云々、雄琴常盤兩所今現在知行無相違之處、昨日已自大宮入人於雄琴庄由、注進到來、驚入者也、左少辨元長書出御教書云々、案文到來、

〔壬生家藏文書〕

○雜文書十卷之内、宮内省圖書寮本 壽官入道就上首奉氏長者事

文明十一年八月、當氏長者事、長興宿禰備進文永兩家連署之置文、令言上□

文永ノ置文備進ス
安禪寺觀心尼ノ御執奏
雅久勅ヲ奉セズ

長興雄琴常盤兩所ヲ領ス

被尋仰傳奏之處、家置文有之上者、無豫儀之旨被申之、仍長興奉長者事也、今度言上之趣又相違如何、

〔長興宿禰記〕

中

七月八日

戊晴

略

○中返付長者領之由被仰出、各被成奉書、

幕府奉書ヲ以テノハ長者還補未聞

勅答

奉行式部大夫法外申沙汰、言語道斷次第也、長者事每度爲聖斷被下御教書事也、然以武家奉書還補、前代未聞也、次一村事任嘉曆勅裁、近代被成下別相傳、予當知行也、殊先年八年^{文明}訴論、雅久不明申子細、依違背篇、予[□]諸違背答之由、依越訴被付違背[□]先例不知之、如此子細等不及[□]等片手打御沙汰也、^{○雅久、長興、卜家領、近江苗鹿村ヲ爭ヒ、長興之ヲ管スルコト、八年十二月二十六日ノ條ニ見ユ、}期後訴外[□]者事、後日兩奉行人爲御使、[□]傳奏勸修寺大納言還補之儀、御成敗由被申公家之處、勅答旨既御治定上者、不及是非、如此事向後被經御奏聞、可被任聖斷之由、可申旨、以御文被仰傳奏、々々雖被參申室町殿、彼御書^{奉書}申次不能披露云々、以外之儀也、後日雅久長者事可被下御教書之、

○幕府、長興ニ命ジテ、長者領ヲ還付セシムルコト、便宜合致ス、

一條兼良、越前ニ赴キテ、朝倉孝景ノ款待ヲ受ク、尋テ歸ル、

〔後法興院政家記〕

四

八月廿三日

未晴

傳聞

一條禪閣

被下向

越前云々、

近衛政家歸京ヲ賀ス兼良重寶ヲ携ヘ歸ル

閏九月廿日、^{寅晴}一條禪閣一昨日自越前上洛云々、奉使者賀上洛之儀、重寶濟々被隨身云々、朝倉種々令尊崇云々、今度下向事不可說之由、諸人口遊云々、

〔管見記〕

十二

八月廿二日

晴

略

○中持齋如昨日、一條禪閣明日下向越州之由傳聞、進使者^{基景}乍次以一紙有尋申事^{裝束}、委細有返事旨、

〔晴富宿禰記〕

八月廿一日

乙晴

略

○中參一條殿、明後日可有御下向越前朝倉館由承及之間、參申處、則御對面、被仰云、大將^カ拜賀大儀不事行之間、爲侘事

兼良奏慶ノ資ヲ得シカ爲メ下向ス冷泉爲富同行晴富兼良ノ動靜ヲ歎ス

下向候、悉皆卅个日逗留^ニ不可過候之由被語仰云々、廿三日、^{未晴}一條殿^{禪閣}御下向越前國朝倉館、今日御進發、冷泉亞相爲富卿等扈從云々、御究困御侘事故也、諸家^{茶落之姿}、或憑朝倉下越州、或憑持是院^院下向濃州、依一旦之潤澤、招未代之耻辱、歎存之處、今攝家之大老兼備才識之譽、而公武皆尊敬之處、如此御進退、以外之次第歎、莫言々々、

閏九月十九日、^{丑晴}聊時雨、則止、後聞、今日一條禪閣自越前朝倉[□]拜賀、御訪事被仰之間、二百貫進之、又人々御禮錢[□]十貫云々、公家茶落專一、莫言々々、

兼長老
耳聾ス

〔雅久宿禰記〕 八月廿一日、巳、霽、○中次參一條前、御對面、明後日可有御下
向越前朝倉彈正左衛門館云々、大將殿御拜賀事等難事行間、合力事爲被仰
談彼、寄事於物詣、不圖御下向云々、御老耄御耳一向聾給、不便之體也、惣而雅
久參仕之時、御詞等せヨコトハ不被仰之、御賞翫體也、先例亦此詞相交云
々、

〔大乘院日記目錄〕

三 八月廿二日、禪閣越前國御下向云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十六 八月二日、

一松殿少將下向、先度挑申文箱一合持來、禪閣御書共在之、大將殿拜賀事、當
年中可有其沙汰、雖如形大儀也、朝倉方へ可有御下向之由被思召云々、
十二日、

一松殿、石左衛門上洛、禪閣越州御下向、御用公用事被仰出之間、仰合石左衛
門、二千疋分令借用進之了、今日人夫二人分、仰請古市上之了、
十六日、

一禪閣越州御下向事、可爲來廿二日之由御治定云々、公用不足之間、昨日御
使下向、今日上洛云々、

大乘院尋
尊下向ノ
資ヲ贈ル

兼良孝景
妹ノ寺ニ
入ル

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 九月二日、

一明日虎松丸北國下向之由申之、書狀共令用意給之、

朝倉方、樽二、双年貢事一通、河口反錢事一通、家門御下向事一通、
十一日、

一惠林寺殿、香臺寺殿光臨、於門前見參、色々御物語、禪閣ハ朝倉妹之寺ニ入
申、朝倉父子參申御見參云々、

〔長興宿禰記〕

中 閏九月十八日、庚子晴、今日一條禪閣自越前御上洛、御家領

足羽庄、朝倉數年押領之間、爲御佗事御下向、雖然於御家領者不返進、懸御目
致御禮、貳万疋進上云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十一 文明十一年十一月九日、裏文書

少將上洛目出候、京都言語道斷子細共候、毎夜火事候、十一日ひてん寺燒
候、公方已にあやうく候つる、清法印已下所々燒候、一町計燒候、非直事候、
水一向こ飲候さへひく候間、天命ろと皆々申候、如今候者、久しくある
ましく候ろとおろしく候、
○悲田寺燒失ノコト、
七月二日ノ條ニ見ユ、

一北國事何共無覺悟候、先日内々御沙汰候つる、其後不承候、我ら御共な、と

兼良隨心
院殿寶ニ

孝景一條
家領ノ羽
莊東郷ノ
地ヲ押領
ス、
孝景家領
ヲ返付セ
ズ、兼良
ナニ
贈ル

文明十一年八月二十四日

六三四

仰事候しう共、中々不寄存候、彼方事委細存知候間、斟酌までにて候、御老躰一向に御耳不聞候、何とく被思食候哉、旁以難申是非候、近日物者甲斐出張沙汰共候間、機嫌いうと存候間、御領御祈共可申之由仰事候、近頃おろしく候、常の儀と思食候哉、朝羽より、鳥こても御座方へ飛向候しとおろしく候、

山名下向必定之由申候、於國合戰每事うてとくまでにて候、伊勢守護一色さるへく候歟、○山名政豐因幡下向ノコト、十月二十二日ノ條ニ見ユ、一御參宮十四日云々、但御共衆一向に事行候の候、種々申事多候間、なほとく可成事候哉、以後便可令申候、○義政夫人日野氏伊勢參宮ノ一町殿不便事候、如今者も可斷絶候歟と見候、中山頭中將是も可犯御意之由申、くせ事共候、○町廣光、義政ノ體ヲ受ク

八月十三日申

二十四日、戊辰信濃大井政朝、伴野光利ト戰ヒ、擒ヘラル、

〔守矢氏舊記〕○坤 文明十一年、亥御射山明年御頭足、

一右頭野澤郷右馬助康致御符祝三貫三百三十三文、使孫六、（光利）伴野大井大亂、

此年八月廿四日、大井與伴野合戰、大井殿伴野へ生取、（相木）阿江木入道討死後、大井殿佐久へ歸し候、野澤御教書祝同前、代官掃部助清綱、馬一疋栗毛、孫六請取來候、

二十六日、庚戌幕府、東寺領山城石原莊及比久世上下莊名主沙汰人二令シテ、石清水八幡宮領同國西莊ノ地二、新二井ヲ鑿ツヲ禁ズ、

〔東寺百合文書〕○山城之十

石清水八幡宮領山城國西庄用水事、自往古定置在所之處、今度猥相構新井於神領之上云々、事實者言語道斷之次第也、先年既如此致濫吹之間被弃破畢、然重致興行條、罪科難遁者也、所詮如先々可致其沙汰之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十一年八月廿六日

（市邊）英基判
（飯尾）元連判

石原庄名主沙汰人中

石清水八幡宮領山城國西庄用水事、自往古定置在所之處、今度猥爲當所名

文明十一年八月二十六日

六三五

文明十一年八月二十八日

六三六

主沙汰人等張本相構新井於神領上云々事實者太招其究(谷ノ)既先年如此致濫吹之間被弃破訖所詮速如先々可致其沙汰若令難澁者可被處罪科之由被仰出候也仍執達如件

文明十一年八月廿六日

英基判在
元連判在

久世上下庄名主沙汰人中

出雲守護京極政經、尼子經久二、出雲利弘跡等ノ地ヲ安堵セシム、

〔佐々木文書〕一〇周防

(表書) 尼子民部少輔殿 政經

當國能義郡利弘跡同郡下今津意宇郡阿陀加江跡半分竹内分等事任當知行旨爲給恩領掌不可有相違之狀如件

文明十一年八月廿六日

(京極政經)
〔花押〕

二十八日壬子前參議西坊城顯長ヲ還任シ、元ノ如ク、大藏卿ヲ兼ネシム、

〔公卿補任〕三四十

參議正三位菅顯長 八月廿八日還任、大藏卿如元、

丹波親康

從二位藤永繼五十月日還任、

〔親長卿記〕十

九月廿七日晴、依召參内、○中又予奏親康宮内少輔事、有當官可宣下權大輔之由有仰、可爲明日々付之由有仰、今日舊院聖忌之故歟、

○高倉永繼ノ還任及ビ丹波親康任官ノコト、便宜合敘ス、

皇子勝月次和歌會、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○山城 御湯殿上日記

八月廿八日、御さ

か月いつものおとし、大井の御門よりをり三ろう、御さる二ろう、御さる宮の御うたの御くむい、御所さ万をならせをさし万して、ひろうあり、しゆんの事よて、御さる月一こん万いる、又御さうさ一つきあり、ごりうさねられてのち、御あちやノ、万いらせらる、御さる月まいる、

(前書)

々ふの御ふるまる、宮れ御方、御あちやノ、を御人走、

○九月以後月次和歌御會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○山城 御湯殿上日記

九月十七日、○中

けふ宮の御方よての月なき、くむいしともうさねられて、ひろうあり、そのち御せん歌、あむるにたうさもあり、御さうふしみ殿御さよて、御うむ

文明十一年八月二十八日

六三七

連歌及ビ
當座和歌
會ヲ行ハ
ル

頭人邦高
親王

人數

發句邦高
親王
脇句皇子
御製アリ

頭人新大
典侍四辻
季經甘露
寺元長

歌題

文明十一年八月二十八日

六三八

らけ物二色、御をりたふた、御さる万いる、ろのやう玄け野井前宰相中將、
くらの督なり、一色は御てうしつゝ万いる、宥しみ殿御さゆへへちして
御さか月万いりて、御しなごあり、

〔實隆公記〕

五

九月十七日、庚午、晴、今日若宮御方御月次御會也、仍午刻著直

衣參内、懷昏令隨身之、御人數大略皆參、有披講、讀師兵部卿、講師言國朝臣、講
頌了、御連歌五十句有之、執筆元長也、伏見殿御發句、腋宮御方、第三源大納言
申之、公方御出座、時々有御製、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城十一

御湯殿上日記

うるう九月廿八

日、略、○中宮の御方に月みまの御くむる御せん歌をあり、あはるに廿しゆの

さうさなともあり、々ふのどう人新大をもし、四つしは宰相中將、左少辨か
さふさ御てうしとも万いらをらるゝ、御せんう二をりあり、

〔實隆公記〕

五

後九月廿三日、乙巳、○抑民部卿以折昏來廿八日若宮御方

御月次題送之、擣寒衣、暮秋雨、寄草戀也、畏奉之由申了、
廿八日、庚戌、霧、自今日當番也、仍參内、若宮御方御月次御會也、懷昏 三首、詠進之、
二十首御當座有之、式部卿宮御參、源大納言、滋野井く、民部卿、大藏卿、下委

發句御製

四辻宰相中將、下官俊量朝臣、元長、源富仲等也、御連歌五十韵同在之、元長執
筆、發句御製也、松のふて葛のぬきこる錦うな、及深更事了、候若宮御方、入夜
風雨驚寢了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城十一

御湯殿上日記

十月十六日、略、○中

ひるやと御うさまでの御くむいはしまる、御さうさこは月、御さるおや
くて御せんうのあし、まゆひううあり、けふは御申さる御人、をけ殿、ひ
んうしは御うさ、くら人たしやうきん、新くら人なり、御さる月二こん、御ひ
し、と万いる、めてたし、

十一月十六日、略、○中宮の御方の御月なみ御せん歌もあり、ひううなどよて、
御さる月まいる、どう人權をもし、源大納言、みん部卿、あや中將などなり、

十二月十七日、宮の御うたの御くむい、御さう人なり、ひやう部卿、新宰
相中將、せう納言、この月、へちして御さるあこみな万いらるゝ、御所さま
もなし万いられてひかう、御さうさうさねらるゝ、なうひしへなし万いら
せられて、御ひし、と又三こんまいる、めてたし、そのちまめは御さか
月つひは御所よて万いる、又へちくる戸ならします、三こん万いる、ごりち

文明十一年八月二十八日

六三九

うへなご御ひし／＼とあり、めてたし、

大聖寺宮、舊慶雲院ニ移ラセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城

御湯殿上日記

八月廿九日、○中略

大しやう寺殿うつらさをいしますよし申さるゝ、めてふさごとて、三ろう二
ろ万いらをらるゝ、

〔管見記〕

十二

八月廿八日、從曉雨降、午刻快霽、○中

大聖寺今日移徙、元慶

云々、仍長生院人夫事被申間、自一昨日被下六人遣之、

幕府、石原又太郎ノ競望ヲ停メ、延曆寺南谷ニ、其寺領山城角神田ノ地
ヲ安堵セシム、

〔東寺百合文書〕

○山城 二十之二十九

山門南谷雜掌申、山城國紀伊郡内角神田參段事、度々被仰之處、無音子細何
事哉、所詮來十七日以前可被明申之由也、仍執達如件、

文明十一年
七月十日

之綱(花押)

元定(花押)

石原又太郎殿

〔東寺百合文書〕

○山城 三十之三十四

山城國紀伊郡内角神田參段事、石原又太郎無謂就致競望、爲糺決、及四ヶ度、
雖被成召文、不參決之上者、任證文等之旨、早可被全知行之由、所被仰下也、仍
執達如件、

文明十一年八月廿八日

散位(花押)

和泉守(花押)

山門南谷雜掌

〔東寺百合文書〕

○山城 二十之二十九

山門南谷雜掌申、山城國紀伊郡内角神田參段事、石原又太郎無謂就致競望、
爲糺決、及四ヶ度、雖被成召文、不參決候上者、任證文等之旨、被渡付彼雜掌訖、
早年貢以下速可致其沙汰之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十一年
八月廿八日

之綱(花押)

貞秀(花押)

富家與一殿

〔東寺百合文書〕

○山城 三十之三十四

文明十一年八月二十八日

文明十一年八月二十九日

六四二

〔九條〕 角神田里乘蓮坊口狀

永代去渡申 右馬寮田地之事

合參段者 在山城國紀伊郡角神田里廿一坪大溝

右件田地者、帶數通之證文、雖申給御奉書、石原又太郎方就當知行、令頂戴安堵之御判之間、相副數通之支證并御下知狀、永代所去渡申之實正也、然上者向後無他之違亂妨、可被全領知者也、仍爲未來龜鏡、所去渡申之狀如件、

文明十二年庚子十一月廿四日

乘蓮 兼榮花押

二十九日、癸丑幕府、押小路師富二、洛中竝二河東西郊ノ米穀賣買課役ヲ安堵セシム、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲七十一 地下 山城

洛中并河東西郊米穀商賣課役事、任當知行之旨、不論諸社神人以下四府駕輿丁、雜色、小舍人、政所下部、諸家被官人、輿舁等、守先例、可被全所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十一年八月廿九日

〔松田實康〕 豐前守判
〔飯尾元運〕 前大和守判

押少路〔勝〕外記大夫殿

文明十一年八月二十九日

六四三

九月甲寅朔

一日甲寅御祝

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 ○山城

御湯殿上日記

九月一日、御さり

月いつものおとし、きう上らふ御まいり、けさより御さるゝなる、めてふし、

二日乙卯伏見宮邦高親王、連歌御會ヲ行ハセラル、

〔實隆公記〕五 九月二日乙卯陰晴不定、雨時々降、○中於竹園有御連歌、可參

之由、内々雖被仰故障之由申之、

三日丙辰攝津守護細川政元、守護代藥師寺元長ヲシテ、山城實相院二院領

攝津正木莊ヲ還付セシム、

〔實相院文書〕一 ○山城

實相院御門跡領、攝津國岸邊村内正木庄事、一亂以來有押領族云々、甚無謂、

早退彼妨、如元可被沙汰付御門跡雜掌之由候也、仍執達如件、

文明十一年 九月三日

(實隆) 元右(花押)

藥師寺備後守殿

○幕府實相院ニ、院領ヲ安堵セシムルコト、九年十月十六日ノ條ニ見

ユ、

四日丁巳彼岸中日、御齋アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 ○山城

御湯殿上日記

九月四日、ひりん

の中日まで、御さき御さふあり、

故足利義滿ノ女大和法華寺尼某寂ス、法弟高秀入寺ス、

〔大乘院日記目錄〕

三 九月四日、法花寺長老御入滅、八十

〔大乘院寺社雜事記〕

六十 七月廿三日、

一法花寺殿ニ參申、御違例大事云々、見參、此三四年臥給、以外御事也、近日不

可有殊事、清賢法眼召具參向、

廿五日、

一自法花寺長老御分物ニ、舍利殿一、茶洗盆一給之、殿ハ佛地院孝俊所持殿

也云々、畏入之由申入了、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 九月四日、時正中

一今日早旦法花寺長老御入滅、八十 故鹿藺院入道准三后末子也、臨終正念

御往生、印爾八幡菴院長老御相承了、御弟子未灌頂故也、二日夜長老御夢、

文明十一年九月四日

六四五

尋尊ニ遺
物ヲ贈ル

足利義滿
ノ末女

文明十一年九月四日

六四六

莊嚴之寺ニ新調之樂器共在之、是奉爲長老也申之由、夢相可來迎聖衆歟云々、

五日、

一自法花寺殿借下事承之間、於妙德院二十貫文令借用渡申了、御葬禮來八日通云々、

七日、雨下、庚申、

一昨日泰弘參法花寺了、御葬送御佛事以下事ハ、一向角寺僧奉行之、每事取沙汰之云々、今日東北院僧正參申云々、

八日、天晴、辛酉、

一長老御葬禮未時也、西大寺長老引導云々、尼衆二百人也、僧七十人計、清賢法眼專實泰弘參申、各付衣五帖ケサ、自東北院河内公參申、與參申云々、

閏九月九日、

一法花寺殿三十五日也、西大寺招請云々、

〔實隆公記〕

五

九月七日、庚申、雨降、○中聞南都法花寺殿去四日御他界云々、普光院殿御連枝只此御一所也、

五七日忌

足利義教ノ妹

葬禮

〔長興宿禰記〕

中

九月四日、丁巳、晴、今日南都法華寺長老御圓寂、普廣院殿御妹也、准后御姨御輕服云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

八下

文明十三年九月四日、夜雨

一法花寺殿第三廻、

〔大乘院寺社雜事記〕

一七十

文明十一年十月晦日、以今日可爲朔日云々、一自法花寺使者來、御灌頂來月十一日也、三日より加行始之、受者廿人在之云々、

十一月十一日、

一法花寺灌頂於西大寺在之、長老之外脇壇二十五人云々、是ハ許可也、三ヶ日也、

廿日、

一惠林寺殿御入、今度法花寺灌頂廿五人、此内二人ハ末寺尼衆也、無爲之由被相語之、法正院長老事色々、滿寺ニ西大寺被申之、及度々辭退之、昨日尙々被申之云々、法正院事々ハ不相應、然共自故長老被申置之間、無力院主分也、滿寺事ハ不可得之由被申、一室中坊各長老例在之、當時又衆僧之

文明十一年九月四日

六四七

三周忌

文明十一年九月四日

六四八

上主也、先以五年も六年も可蒙免之由、色々ニ辭退之、如何様よも申入
院吉時等被相尋幸徳井云々、西大寺よりも、自餘體事中々不可叶云々、當
年廿七歳也、

十二月三日、大寒 甲寅

一 法花寺殿長老ニ、法正院殿入院、去月廿七日也、珍重事也、

廿一日、

一 法花寺殿入御、板輿也、見參申、二盆被持之、侍者一人被召具之、

〔大乘院寺社雜事記〕二十 文明十二年正月廿五日、

一 法花寺殿今日御上洛、輿三丁、於宇治參會之由琳教申之、代替公方御禮用
云々、

二月六日、

一 昨日法花寺殿御下向、三日公方御見參、御臺様爲御猶子云々、仍時宜快然、
自元公方御猶子分也、所々進物等五十貫計儀云々、松殿今度御共申下向、
京都無殊儀云々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十一 文明十二年二月二十九日裏文書

法正院高
秀入寺ス

高秀幕府
ニ入寺ヲ
謝ス

義政夫人
ノ猶子ト
爲ル
義政ノ猶
子

昨日くさりてこそ候へ、みかゝ御さいめん候てめてさく候、おこよ上さ
多へ御ゆうしのふん申入候へ、まき并あき御事よて、のどくと御物ウ
さり候、めてさく御心やまきお得しめし候へく候、松殿御くさり候、さめ
て御物ウさり御申候へく候、ゆうくしく候へとも、一つとまらいらせ候、
御しやうくむん候へく候、いうさふとむいり候て申候へく候、うくく、

大乘院殿 御ちこさち申給へ
法花寺 高秀

五日、戊午 禁中御虫干、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 九月五日、御らる

ふくとりよせられて、むしならひせらるゝ、もこのおこくひろし(守光)よおや
せられて、めしよせらるゝ、

六日、御らいふくくむんまゆうしよおやせられて、又あつけらるゝ、中む
しいらるゝ御てうしいて、ひしめきともむいらるゝ、

岩山某ヲシテ、三條西實隆ニ、其所領近江加田莊半濟分ヲ還付セシム、

〔實隆公記〕五 九月五日、戊午 晴、略 中 抑江州坂田郡加田庄亂中故帥卿拜領

之刻、岩山掠申之、半濟令知行之、近日歎申之處、如元被返付之由、頭中將示送

應仁亂ニ
岩山某押
領ス

文明十一年九月五日

六四九

文明十一年九月五日

六五〇

了、此料所自西郊大納言殿、于今無異違之地也、尤珍重々々、
信濃諏訪大祝繼滿等、島田二兵ヲ出シテ、小笠原政貞ヲ援ク、

〔守矢氏舊記〕○信濃 文明十一年、己御射山明年御頭定、

一略○中 此年九月五日、小笠原大夫政貞爲合力、信州繼宗大祝繼滿、島田御出陣候之間、子よて候神平御供申、歸陣有而大祝繼滿又御位立直候、頭役ニ拾貫、神長一貫三百御符上取候、

〔守矢滿實書留〕○信濃

關ク○上文 九月五日、伊賀良へ御出張、所務被命、悉皆十八郷被食候、神御幡指候、十八〇引歸候、然間大祝殿御立可有實も御座候ハ候之間、大祝殿繼滿位立直候、三七日御精進を被食、閏九月十日日照十三〇柝宮〇位祕法ヲ、神長繼滿祝殿〇授葬送、七種祕印言〇行〇祕印言〇印言奉授柏手宮テ御手帛〇御酒大政所保科殿被進候、又大宮有御參、御實殿有御參、後御酒、神長瓶子一具、御希希ケツリ物、一〇儀〇御立被所政殿、荒玉へ御參有後、神殿巡ニ三輪、後内玉殿、中扁家御手帛後、神殿よて御祝殿御酒一獻有、後涌上楠井大歳、千野河詣給、十一日、關關御上増日照候、白河白始大祝殿御装

繼滿伊賀良二陣ス繼滿大祝家ヲ嗣グ

役錢ヲ集

東代出候、

於神前御祈禱無怠轉候、御心安可有思食候、今度大祝殿不慮御出陣候間、被直御位御立候間、任先例御裝束分、白河白始田錢、一反ニ二百宛役錢集被進候間、其分申付候處、赤澤左馬助方、當社難澁被申候、御前様以御意見、如先々、地下人等仰付被役錢、可有御進上候、然者可有神慮御納受候、先年〇祝殿就御出陣、御位立被直候、任神例今年如此候、〇中略、曆應三年六月二十四日、貞治四年十二月十四日ノ條ニ收ム、如此大祝殿御裝束免田候間、タイリ役伊勢役不仕候、堅仰付可有候、恐々謹言、

文明十一年閏九月廿二日

神滿實判

謹上 飯西兵部少輔殿

白河白始田錢取集被進候、

七日、和漢聯句御會、皇子仁勝、毛亦、當座和歌會ヲ行ハセラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕〇甲二十一山城 御湯殿上日記 九月七日、かうしんよて御せんくあり、宮の御方よてハ、三十去ゆれ御さいよてさうさあり、

女さうさちはんしゆよもよませらるゝ、

文明十一年九月七日

六五一

三十首續歌 番衆女房等詠進ス

祇候ノ輩

〔實隆公記〕

五 九月七日、庚申、雨降、略○中 抑庚申可令守御、必可祇候之由、一昨

御製

日勅定之間、黄昏著直衣參内、勸修寺大納言、勘解由小路前中納言、勸修寺中納言、執筆、下官、元修藏主等祇候、發句依勅命僧元修申之、吟佳先節句入韻、御製、聽吟脆秋蕉社點、已及四五更、風吟僅聯六十句、人々窮屈及睡眠之間入御、小時退出、

○コノ後、和漢聯句御會ヲ行ハセラル、コト、便宜左ニ合致ス、

九月十三日

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一日 御湯殿上日記 九月十三日、およ

ひの御さう月万いる、御せんくあり、まんせう寺とのいれ万いらせらるゝ、

〔十輪院内府記〕

九月十三日、略○中 參内之處、已被始行御和漢、予十六句申入

了、

祇候ノ輩

〔實隆公記〕

五 九月十三日、丙寅、略○及晚有御和漢、權帥、中院前大納言、下官、

執筆基綱

元修藏主、姉小路三位、源富仲等祇候、執筆基綱卿、

御發句、

名こふりき月をこよひ汝名殘哉、

入韻依別勅基綱卿申之、

禁庭露漸寒、

百句及曉更事了、御製以下秀逸等濟々有之、

九月十九日

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一日 御湯殿上日記 九月十九日、御せ

んくあり、南之御るん申とて、かん宰相より万いる、

〔實隆公記〕

五 九月十九日、壬申、雨降、及晚休止、略○中 自禁裏御和漢可參之由、

雖有其催不參、

同二十九日

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一日 御湯殿上日記 九月廿九日、御せ

らんあり、

〔實隆公記〕

五 九月廿九日、壬午、晴、今日猶候番、有御和漢、予執筆、元修藏主、源

富仲等祇候之外、曾以無人、及深更事了、御發句、

秋いとしれしむこまる別哉、入韻依仰予申之、

葉餘霜後紅、

〔十輪院内府記〕

閏九月三日、略○中 明日可有御會之由被仰、

四日、御會也仍召寄朝飡了、御發句、

てふの夢さく久しきうつゝ哉

枕清殘月逢 關坡

執筆實隆
發句御製

ふく風もをさすさました舟よ舳て

〔後法興院政家記〕

四 閏九月十日壬辰天快晴、勘解由少路高瀬前中納言來、令見

禁裏之御懷紙和漢

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一日 御湯殿上日記 うるう九月十三

日、むらんあり、御人ま、中院、あねうこうち、新宰相中將などよて、御さふあり、
十四日、けふもむらんあり、

〔十輪院内府記〕

閏九月十三日、爲請取參候、有古事故下冊御和漢、句々古事也、余和

漢才學有歎感、

十四日、猶祇候、被終百韻、入夜退出、

〔實隆公記〕

五 後九月十三日未乙天顔快晴、入夜雨降、○中 今日良辰之間、内

々可有御和漢之由勅定、自申刻被始之、中院前大納言、元修等祇候、予執筆候、
和漢共、以每句可帶古事之由勅定、臨期各迷惑此事也、入夜姉小路三位祇候、
至九時分六十句終功、

御發句、

いまでもくる衣り白き庭の菊

閏九月十
三日

每句故事
ヲ含ム
中院通秀
ノ和漢才
學ヲ歎感
ルアラセテ

每句故事
ヲ帶ビシ

發句御製

閏九月二
十一日

斫桂月添明、中院前大納言、

秋の空心こまむる夕万て實隆

十四日丙癸略 ○中 今日又昨日殘御和漢四十句初夜之後終功、御製廿五句、中院廿一

句、姉、元修、下官等、各十八句申之、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一日 御湯殿上日記 うるう九月廿一

日、○中 むらん御さふあり、御人ま、らんめして、新宰相中將、きんしゆをも
めす、

〔實隆公記〕

五 後九月廿一日卯癸寒嵐、時々雨降、早且行水、○中 午剋依昨

日之仰參内、蘭坡祇候、有御和漢百韻、予執筆、元修祇候之外、一向不被召人數、
和御製、漢長老一句可被申、自然一二句可申入之、由勅定也、仍十三句申入了、

御發句、

落椎ハ紅葉のりけの車哉

秋歸苔徑殘蘭坡

初夜之過程事了、宸宴有餘興、葉室秋也、柳原等祇候間、予張行和漢、一折有之、非無
其感、及半更令祇候、

發句御製

十月八日
庚申

〔十輪院内府記〕十月三日、略○中及晚有御聯句、余入韻先仙韻也、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一○山城 御湯殿上日記 十月八日、かうし

んまかりてをはします、中院、あねかこうち、新宰相中將、しゆさうすそりり
よて、一日此のこりの御れんく、又御見かんも御さゝあり、宮の御りよよて、
御歌一つきりさねらるゝ、御てうしとも万いりて、御ひしゝなり、

十三日、いつそやののあり、御りん御さゝあり、

〔十輪院内府記〕十月八日、晴、略○中今夜庚申也、仍參内、先度御連句沙汰終之
時、又有御和漢、日出之時分退朝、

十三日、參番、有先度御和漢之次、蘭坡奥被見下、

廿三日、亥子也、參番、内々參御前、天陰就一見之次申出之、又御繪一卷被許一
覽了、

同二十八日

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一○山城 御湯殿上日記 十月廿八日、御見

りんあり、余所そうりうきやうふありてめす、吉田かねむねきやうのよしきこしめ
してふこめす、けふ此御さう月万いる、正親町三條實地右の頭中將より、梅比枝花とみごま
しりたるまいる、

十一月
十四日

〔十輪院内府記〕十月廿八日、御和漢也、雖所勞參候、入夜之間不被付之、政宗
代也、

十一月十三日、參番、參候あさらしく待思食歟、召寄裝束了、有御和漢、

まつちりてはきる木すゑや雪の花 梅耀未漏春 入韻申入了、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一○山城 御湯殿上日記 十一月廿四日、
かん御さゝあり、

九日、壬戌重陽節供御祝、和歌御會ヲ行ハセラル、是日、皇子勝、仁モ亦、日次百

首和歌ヲ始メ、近臣女房ヲシテ詠進セシメラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一○山城 御湯殿上日記 九月八日、夜ふる花くの

御さう山しあよりまいる、いつものやうよせらるゝ、御さうめさをられて、
御さう月まいる、やまくよのむりこともまいる、山しあ御くり一つゝみま
いらせらるゝ、あすの御ふくともよるよりまいる、

九日、御さうの御くとりをらるゝ、くむん玄ゆうし御れる申さるゝ、あよひ
と御をつくいつものあこし、ふしみ殿よりけふはめてたき御ふみよて御

申、御歌二しゆのさるよて、あいゝとさまのおそこ入られて、御さむさく

物ヲ諸所
ノ頭ヲ給

栗進上

山科ヨリ
菊織獻上

うさねらるゝ宮に御方よ百日の御歌のしめらるゝ、女さうふちいつもの御人まはんしゆともよむへしとおおせらるゝ、朝に御をるありてみせらるゝ、

〔實隆公記〕

五 九月五日、戊晴、略○中 抑來九日和歌二首、題伴菊延齡、隔一夜

戀可詠進之趣、直蒙勅定、踏月退出、

九日、壬戌晴、重九佳節、幸甚々々、公宴二首、短冊令詠進之、今度御人數隨分清撰

云々、入此衆頗面目之至歎謂之、御製、式部卿宮、舊院上臈局、（天放御門傳教）内府、信中院前大

納言、勸修寺大納言、四辻大納言、（依所勞故）按察日野新中納言、（量光）滋野井前

宰相中將、下官、姉小路三位、右衛門督、（廣）法性寺三位、（八條）爲保、等也、入夜參内、御

祝祇候人々、源大納言、按察、兵部卿、民部卿、下官、言國朝臣、元長等也、御祝以後

暫候御所、

十二日、乙丑、略○參御所、乍下姿被召御前、重陽御製詩可令拜見之由勅定、

籬邊吹雨菊花開、賀節双々蜂蝶來、斯景料知彭澤意、清香不覺又傾盃、

殊勝之由言上之、於勾當局、舊院上臈、内府、源丞相、小倉、水無瀬息小童等參會、

有盃酌、

歌題

人數

御祝祇候
ノ人々

御製ノ詩

基綱ノ歌

十三日、丙寅自今日當番也、仍著直衣參内、昨夜令拜見御製之韻末如形次之、令進上了、

〔卑懷集〕

秋 文明十一年九月九日、内裏にて伴菊延齡と云事を、人々よみ

侍しに、

君らへん雲井の秋も限あき壽れほしとさゆる菊らあ

紫の花よもはきつ一本とおもひてうへし庭に去らさく

花は霜匂ひは袖にうつろひて手折あえれもふかき菊哉

むらさきまつらある枝も櫻花ふかきゆかりと匂ふ菊かな

霜をへてうつろへる猶色りひぬ千代のかさしや菊に契らん

十三日、丙寅近衛政治家、所領近江信樂郷代官職ヲ、赤松政則ノ爲メニ違亂セ

ラル、ヲ幕府ニ訴フ、

〔後法興院政家記〕

四 九月十三日、丙寅曉來小雨灑、入夜月皓々、（中略）信樂郷

代官職事、自赤松方違亂之由、一昨日有注進、今日申出奉書下遣之、

十月十九日、辛未、略○大貳慶順差下信樂、

十四日、壬申皇子、（勝）竝ニ尊敦親王、京都御靈社及ビ北野社ニ參詣セラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

九月十四日、宮に

義政酒饌
ヲ獻ズ
番衆等ニ
酒饌ヲ賜
フ
安禪寺宮
觀心尼應
善女王ヲ
伴ヒ參内
セラレ

御かゝ二宮五りやう北野へ御まいり、御下かうありて、御さか月御いじる
あり、まんでう寺殿けさこく御返あり、むろまら殿より、折十かう御さる十
かまいる、めてさし、あい／＼ござまのはんしゆともめしてのませらるゝ、
く御まもしやうくむんあり、めてたく御まゐりて御くむるあり、女さうさ
ちも、まやうしんともをちなとして、くこんね、くのままいらてめてさ
し、まつあいし所へ御かゝらけの物二か御たるまいる、るのやかひんかし
れごうるんどのいし／＼、るもまいる、あんせん寺殿ひめ宮つれまいらさ
られてゐる、御宮けよこて、をり一かう御さるもさせまいらさるゝ、むろ
まち殿より、つひしくるまいる、千まう万をるめてさし／＼、

義政夫人日野氏、伊勢大神宮ニ參詣シ、尋テ歸ル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

九月十一日、日野

日野政資
參宮ノ暇
乞ニ參内
ス
日野氏近
江草津ニ
宿ス

十三日、御さるの御方、御さん宮御らむをらるゝ、くさつよて御さまりあ
り、みちかゝりて御らむをられず、をいみし、

義政ニ折
極ヲ賜フ

十七日、むろまらこのゝ御たるに御るす事、かくに折十てう、内おさへ物
五かう、御たる十かてんそう御つかるよてまいらさるゝ、御まうちやく
のよし御申、

日野氏御
被箱廻
斗ヲ獻ズ
政資御被
ナ獻ス

廿一日、御たいに御かたゑ、御さんくうにめてたさ御申あり、又あまたより
御とらいのはこ、あま二千まいる、宮の御かたへもねなし、二の宮に御かた
へも、御とらいをり五かうけいする、せう、をいよつかとさるゝ、日野より御と
らいあまいする、

〔後法興院政家記〕

四

九月十三日、

寅曉來小雨灑、

入夜月皓々、

○中 富家殿

人夫二人上臈局江召遣之、明日參宮斜也、

十四日、卯晴、武家御臺參宮云々、藤宰相來、

廿日、酉晴、入夜御臺下向云々、

〔管見記〕

十二

九月十四日、晴、今日武家女中

宰相中將
殿母儀

參宮、近日人々經營

以外事也、

〔親長卿記〕

十

九月十四日、晴、室町殿御臺今曉有御參宮、騎馬十騎許、細川
右馬頭、小笠原、布施下野守等同供、人々群參超過云々、

隨從ノ諸
氏

日野氏伊
勢ヨリ歸
ル

見物入群集ス

廿日、晴、御臺今夕御下向、
〔實隆公記〕五 九月十四日、卯、天顔快晴、今日猶候番、武家御臺御參宮、今曉御進發云々、諸人盡美盡善、路次見物衆成市、大樹以下御見物云々、
十七日、庚、晴、○中 今日御臺御留守事、自禁裏御種被出之云々、
廿日、酉、晴、今日御臺自伊勢御下向云々、

福宜宣下ノ禮物

〔晴富宿禰記〕 八月廿九日、丑、晴、○中 抑來月御臺御參詣神宮、□□、前外宮禰宜闕可治定之處、傳奏近代每度百廿貫爲禮物被取之、亂中省略之間、如元可取之由被命之間、不及次第宣下、御參宮以前可被宣下之由申之、禮物如亂中、今度者先可沙汰三分一云々、職事廿貫、官務十五貫、是者古來法式也、傳奏者近代御沙汰云々、

九月六日、未、晴、○中 來十四日、室町殿御臺可有御參宮御進發、
十四日、丁、晴、公方御臺御參宮、今曉御進發、御供女中與廿七丁、御供衆細河典厩、伊勢守以下及數十騎、御所者比丘尼前行云々、
廿日、酉、晴、御臺今日入夜御還向、

〔長興宿禰記〕

中 九月十四日、卯、晴、今日室町殿御臺、一品、御參詣太神宮、御

隨從ノ人々

齋屋

神宮開闔

息女尼南御所、法香寺殿御兄弟也、等御同道、曉天寅刻御出立、御齋屋爲別所、御母儀御造云々、自一昨日御出齋所、細川右馬頭、武田彦太郎、伊勢守等即召具之、御共九騎、小笠原備前守、伊勢左京亮父子、同上野介、鹽屋宮内少輔、陶山又次郎、松田□、坪和筑前守父子、以上九人、奉行布施下野守英基、同參御共、清和泉守貞秀神開、自昨日參向云々、

〔雅久宿禰記〕

八月廿一日、巳、霽、○中 來月上様御參宮也、水口雜掌事、被仰付

豐後守之間、以料足二百貫、已申付御格勤小林云々、

〔大乘院日記目錄〕

三 九月十四日、御臺御參宮、江州以下御宿所代物ニテ

被召之了、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十六 六月廿九日、

一 ○中 御臺御參宮來九月必定々々、六角ニ被仰付之云々、天下御成敗ハ、每事御下知事共無承引まてなり、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十六 八月十七日、

一 ○中 來月十四日、御臺御參宮、路次御宿所兩所事ハ、如先規可申付旨同申上云々、

參宮ニツキ六角高ノ頼ニ沙汰ス

文明十一年九月十四日

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 九月九日、雨下、

六六四

北畠政郷
日野氏宿所ヲ設ク

一 御臺御參宮御宿所兩所事、自國司申付之云々、研付屏風二双事、以東門院令申東北院處、難義之由返事云々、國司書狀外ニ、梅谷方よりも、東北院屏風事堅可申由云々、然而不渡之、希有事也、就其内々東門院より所持屏風事被申之、予返事、東北院屏風ハ、指而自彼方被申上者、所存有之歟之間、可借申事難義也、東門院へ可被祕計之由被申者、不及是非事也、昨日此子細申給者也、

十四日、

一 室町殿御臺今日御參宮也、

廿三日、夜大
雨也、

一 京都より返事到來、其次條々、

御參宮、三寶院若君御同道御丘尼御黑女中與共無盡期次第、右馬頭、伊勢守御共人夫數万人在之云々、廿日夜ニ入御下向云々、御共衆共ニハ、自御臺公物共被借下云々、御留守事御鼻向等、諸大名申沙汰無是非次第也云々、

諸大名ノ
饌

〔廿一口方評定引付〕

〇山城 八月十日、

一 來月中旬比、御臺様伊勢御參宮、仍清和泉守御供申云々、錢五百疋可被遣之由治定了、

〔東寺百合文書〕

〇山城

〔探案卷〕
就伊勢御參宮荷持夫佗事、自地下申狀、文明十一年十一月十一日

下久世名代謹言

今度人夫之事、先度御書下仁、召夫歟名之夫歟、雖爲何、可進由蒙仰候間、先度之申事も、名夫之事ハ、壹年中神役仕候間、地下之人夫可進由申候處も、昨日彼等直仁參候て、就申仁、一圓ニ名之夫可進由承候、歎入存候、既先年地下之人夫奈良へ罷下候て、逗留仕候其例候、所詮寺命之御事ニ候間、名之夫二人可進候、殘三人之事ハ、地下之人夫被召候て、預御使侍〔扶侍カ〕候者可畏入候、仍粗言上如件、

東寺名ノ
夫ヲ進ム

九月日

〔亞槐集〕

十 文明十一年九月十四日、御臺御方將軍家御母儀御參宮とて、柏木の茅屋ちかき所よつかを給しよ參り侍せり、此度の御まいりハ、世のみ

日野氏近
江柏木ニ
著ス

文明十一年九月十四日

六六五

天下靜謐
祈願

飛鳥井雅
康ノ歌

日野氏ノ
返歌

文明十一年九月十五日

六六六

たれははしも、玄つまるさまも侍らとこの御願よて、おやしめし立ぬるよし承り侍りけむい、女房のかたへ申つかいし侍し、世をいのる君かこゝろれまことよや内外の神もめくそふらむ御返し

〔参考〕

〔公方兩將記〕

上 飛鳥井雅康卿詠歌事 附 義尙公御政務事

略 ○中(略) 同十一年ノ秋、御臺所ハ大神宮へ御參詣アリ、是ハ御立願ニ天下ノ兵亂ヲ鎮メラレン爲トソ聞ヘシ、其頃飛鳥井雅康卿ハ、江州甲賀郡柏木ノ里ニ閑居シテ、花ニ吟シ月ニ嘯キ、世ニ與カラス居給ケル、其山庄へ音信サセ給ツ、近隣ニ御旅宿アリ、雅康卿取アヘス和歌ヲ詠シテ獻セラレケリ、和歌ニ依リ略ス、
歌、亞槐集ニ同シ
御臺所御返シアリ、○返歌、亞槐集ニ同

十五日、^辰淨土雙六ノ御遊アリ、

〔實隆公記〕

五 九月十五日、^辰晴、今日猶候番、無殊事、淨土双六於御前打之

義政、百韻連歌會ヲ行フ、

〔愚句〕

○後鑑百十九義政 同十一年九月十五日百韻連歌に、
將軍記附錄九所載

鐘のねのおろよひ、く春の夜よ
夢おおごろくむめよふとこ
つゝむこゝろの身よそあまれる
いはすともよそよや玄らんうたうらみ
いつしう春の色かすむあり
まさ花より花のさかりれりされつゝ
あゝろつくしや世をはいとさん
おやかたのうき身いたれも玄る物を
ちきりをく月もむあしく深すきて
うてとふ風のをもすさまし
雲母のどかに包たる日のかけ
をろ人れ春のさとしにたちいてぬ
軒とよおやふ松の木たかさ

文明十一年九月十五日

六六七

文明十一年九月十五日

六六八

住りめしいほりも年やふりぬらん
 ごとにかくよひとり思ひふこかれたり
 くもるもふかき袖のたきもの
 夢にやあふとまどろみそする
 ちりはてし花の木かけのかり枕
 あとさき霞よきえてかへるかり
 かきもつゝけぬ文字のまみかき
 ひくまめなとの寄るき神かき
 つせあさ夜つせあさくむれもいのりつゝ
 山こえ海よいつるゆくすゑ
 月かけのさやかおほるまかま川
 まよふこゝろそゆくゑあらむぬ
 としめあくさてあき法のみちあるふ
 三のくるまはたれつくるらん
 とねよりも椎の木のみのかつおちて

見か草あをきこけのいとかね
 ふと見くる松のまみら花くらて
 友よふつるやこゑしきるらん
 あけかたのまくらのうへに月落て
 秋のあそあらぬ思ひをうへつらん
 人まつくれの萩のうさかせ
 かこちのさてし又もこそとへ
 あとたえて友あき庭の雪のころ
 かへす田にかすまぬ水をせき入て
 かすもはたかよかえつあくこゑ
 たねもつきをぬやまどあてしこ
 夏くさの花のかきねよさきつきて
 罪のむくひをまらぬとあかさ
 たのしとにかすくゝきてる天津人

鳥山政長ノ部下某宮門ヲ守衛シ、細川政國ノ部下垂水某ノ非禮ヲ責メ

文明十一年九月十五日

六六九

皇居南御門
尻切ヲ脱セズ

テ、死ニ至ラシム、其鬪争ヲ慮リテ、之ヲ調停ス、

〔長興宿禰記〕

中

九月十五日、辰晴、今日於内裏東御門前有喧嘩、南御門前

者尻キレヲ不脱之間、門役者管領山谷之處、狼藉之間、令打擲、翌日死去云

々、彼狼藉人細川左馬頭被官人水也、仍彼方遺恨之由有沙汰、自室町殿後

日被立御使、對門役狼藉喧嘩不可及沙汰之由、被仰出之間、無殊所存云々、

十六日、巳禁中恆例百萬遍念佛、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一

御湯殿上日記

九月十六日、いつ

ものねん佛申させらるゝ、御てんまむにてくこんあり、

〔實隆公記〕

五

九月十六日、巳晴、今朝恆例百万反御念佛也、仍各祇候、下官

及午晚剋退出、

義政、和漢聯句會ヲ行フ、

〔愚句〕

○後鑑百十九義政
將軍記附錄九所載

十六日和漢聯句云、

秋老寺岑寂

こゑもたえくひくいりあひ

池のかさつもおりやゑるらん

あみのうへにさしの山吹きさきみたれ、

駒隙日相移

はこるへき法の道をはいそけかし

十七日、庚尊敦親王、青蓮院門跡尊應二酒饌ヲ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一

御湯殿上日記

九月十七日、略中

二宮比御かたよりとて、をり御たるまやうれん院へまいらせらるゝ、御ま

うちやくのよし申さるゝ、

二十日、癸幕府、天龍寺、臨川寺等ノ諸寺ヲシテ、寺領ノ亂前舊借返辨ヲ

延期セシメ、其再興造營ニ努メシム、

〔京都帝國大學所藏文書〕

○地蔵

天龍寺、臨川寺、三會院、雲居庵、其外諸寺院領諸國所々事、一亂以前未納借狀

等、就今度寺家還補、先有返辨者、寺院再興造營以下、一向難事行云々、所詮以

寛宥之儀、十年已後連々可被糺返之、然早被遂營作之功、可被專勤行之由、

所被仰下也、仍執達如件、

文明十一年九月廿日

丹後前司

文明十一年九月十七日 二十日

六七一

舊借ヲ返
辨セバ寺
院ノ再興
難シ
十年以後
漸次返サ
シム

文明十一年九月二十一日

和泉前司

六七二

當寺都聞禪師

(東端卷) 嵯峨諸寺院亂前舊借返辨延引御奉書案文

○幕府西軍退散ニ依リ、山城ノ諸寺ニ所領ヲ還付スルコト、九年九月二十六日ノ條ニ見ユ

二十一日戊甲大内政弘、周防所在ノ東大寺領舊規等燒失セシニ依リテ、之ヲ再録シ、目代實政ヲシテ遵守セシム、

〔長防風土記〕

八十二 三田尻宰判周防佐波郡古文 書三十三 防府東大寺領古文書五

守護使不入云々、 之輩出來之時者、任舊例、相觸子細、可召出其身焉、

一兼帶所々正稅地頭御家人未進事、就注進加催促可沙汰渡之、本難澁之在所者、可折中下地矣、

一國恩之仁等假當方被官之號、有限國役及異儀云々、向後不應催促者、可被改所職名田焉、

一人夫事、號國例、夫食下行之間寺物失墮云々、太不可然之候歟、向後所用之

家人等ノ正稅未進ハ注進ニ隨ヒ催促セシメ、大内氏ノ被官ト號シ、國役ニ應ゼザル者ハ解職セシムベキヲ云フ

時者、有讀合可支配、地下不可有糧物沙汰也、自餘方々雇夫可停止矣、

已上

右條々、去應永六年、同十五年、永享四年、嘉吉貳年事書如此、守此旨可被致沙汰狀如件、

文正元年三月廿二日

權介

右應永六年以來至嘉吉貳年事書之次第、去文正元年三月廿二日令裁許畢、然處文明四年二月四日、國廳回錄(藏)之時、總御重書并件證文等、悉爲火災令燒失云々、仍任前々規式之旨、重而記其條々、以准先蹤者也、自今以後守此旨、可被致沙汰之狀如件、

文明十一年九月廿一日 左京大夫從四位下兼權介多々良朝臣政弘御判

對馬國分寺住持宗睦龍文竹居正猷禪師法嗣寂ス、

〔日本洞上聯燈錄〕

五 龍文竹居正猷禪師法嗣

對馬國分寺蒲菴宗睦禪師、父宗氏、世爲州之太守、母某氏、以康應元年己巳歲生焉、自幼無塵累、十歲出家、年滿納戒、染指于台教、一旦捨去、參竹居於瑞雲、久無所入、起單遊于諸方數年、再上瑞雲參詳、終蒙許可、歸本州創田口菴、尋革國

文明十一年九月二十一日

六七三

國廳回錄ノ時、重書證文等ヲ燒失ス

初メ天台ニ入ル正猷ニ參ス

文明十一年九月二十二日

六七四

分教寺而作禪林、大弘大寧門風、示衆曰、大開天地秘密藏、今古人間用不窮、諸人還受用得也、無衆下語不契、師曰、飽飯鼻齧齧、僧問、觀世音菩薩將錢來買胡餅、放下手元來是饅頭、卻端的也無、師曰、爲蛇畫足、黃門裁髮、師住山三十餘年、寒暑一衲、脇不沾席、純以大法作重擔、是故太守及遠近縉素、尊崇如佛焉、文明十一年己亥九月廿一日、無疾逝矣、壽八十三、臘七十、○續日域洞上諸祖傳異事ナシ、

宗貞國ノ弟

〔對州編年略〕中 同十年、戊戌、此比對馬國々分寺再興、貞國君弟熊松爲僧、號甫菴宗睦、被居國分寺、

二十二日、乙亥近衛政家、管領畠山政長ヲシテ、關白渡領四維率分關ノコトヲ處理セシム、

〔後法興院政家記〕四 九月廿二日、乙亥陰、自午剋雨時々下、就渡領四維率分

關事、遣書狀於畠山左衛門督許、使時顯朝臣他行云々、

廿三日、丙子晴陰、自晚景雨下、藤宰相來、自管領以長興申送云、被下御書候、畏入候、關事近日可成敗云々、

閏九月三日、乙酉關白渡領事、昨日家禮面々ニ宛行之、

廿一日、卯癸早旦長興宿禰來、今日於管領率分關事、可有評定云々、

二十六日、己卯宗隆、景川尾張瑞泉寺住持ト爲ル、是日、入寺ス、

〔龍泉景川和尚語錄〕上 住尾州青龍山瑞泉禪寺語

師以文明十一年己亥九月二十六日入寺、

拈衣

拈香

據室、扣玄室內白頭僧、兀兀癡癡、百不能、只有南山三尺竹、離方圓也、脫規繩、拈衣、颺下金襴、卽是、傳得金襴、卽是、搭起云、虎嘯風生、龍吟雲起、

開山兩祖真前拈香、這香託根株於佛界、佛眼覷不見、敷枝葉於魔界、魔外無路、窺、喝一喝云、一片拈來新燕卻、寶熏熏徹四坤維、仰惟、本寺開山無因和尚、敕諭禪源大濟禪師、一隊頑皮鞞、兩箇老古錐、喚彼爲驢、則歡睛正法眼藏、惑亂盡天下、喚此爲馬、則激起江西的派、浸爛五須彌、此錯彼錯、嗚咿嗚咿、遂插香云、兒孫猶有餘殃在、晚節傲霜籬菊枝、

退院

退院、阿母癡頑老在堂、曾中五逆我何藏、秋風白髮三千路、一片孝心歸策杖、

〔龍泉景川和尚語錄〕下 狀 師諱宗隆、號景川、

○中略、妙心寺入寺ノコトニカ、ル、七年三月二十日ノ條

△ニ收 尋住尾之瑞泉、洛之龍安、丹之龍興、伊之大樹、而匡衆領徒、叢規井井、○下

○宗隆、瑞泉寺ニ再住スルコト、十七年九月二十二日ノ條ニ見ユ、

二十七日、庚辰御生母准三宮大炊御門信子、清備前守名ノ陣屋ニ寓ス、其ノ

文明十一年九月二十六日 二十七日

六七五

母病メルヲ以テ、是日、甘露寺親長ニ命ジテ、信子ノ第ヲ新造セシメラ
ル、

新第造管
中安禪寺
ニ移ラレ
ントス

甘露寺親
長新第ヲ
指圖ス
二十坪

〔親長卿記〕十 九月廿七日、晴、依召參内、仰云、東洞院殿御借屋、清備前母所
守陣屋、勞危急之間、可有御移他所之由申之、更當時可然之在所無之、可被新造之間、
先可有御座安禪寺殿之由被申了、爰元之躰可爲如何哉、予申云、安禪寺殿御
座事可然、但衆所事候間、御見苦之躰、而可被如何哉、猶他所可然歟、更無他在
所間爲此分、其上者無力御事也、新造事、予可指圖之由有仰、於御前、如形指圖
沙汰之、甘露也、

廿八日、晴、參東洞院殿、昨日子細申了、

邦高親王、三條西實隆ヲシテ、下學抄、神樂催馬樂祕法等ノ銘ヲ書カシ
ノラル、

聚分韻

〔實隆公記〕五 九月廿七日、庚辰天晴、略歸路參伏見殿、下學抄、神樂催馬樂
祕法、聚分韻等銘可書進之由、李部王仰之間、當座染筆、不可說々々々、
二十八日、辛巳俳諧アリ、

〔實隆公記〕

五 九月廿八日、辛巳晴、略中入夜於御前有俳諧、云捨、

政弘一
兼良ニ
就條
請フ
贈位
ヲ

大内氏雜
掌競秀軒
與文

二十九日、壬午大内政弘、亡父教弘ニ從三位ヲ贈ラレンコトヲ請フ、

〔晴富宿禰記〕七月二日、丙辰晴、大内使僧、去月廿六日京著、今日來之、京兆有書
狀、北絹等送之、又僧官等事有申旨、抑京兆父教弘朝臣贈位事、自去年屬一條
殿禪閣申上候可然之様有御了簡、勅許無相違之様、可被懸御答候云々、
八月十四日、戊戌晴、夜雨、自曉屬晴、文藏主來、大内京兆父教弘朝臣贈位事、可經
内奏之旨談合之間、可了簡之由返答、
十七日、辛丑晴、向妙蓮寺、就大内京兆申子細尋事、略中父教弘朝臣贈位所望事
等也、

廿六日、庚戌晴、晝小雨、則止、競秀軒文藏主大内雜掌送書狀、故大内贈位間事也、

九月五日、戊午晴、遣盛俊於按察親長卿還幸第、參内、予又遣書狀、有申談之旨、依

大内左京大夫申子細也、同申置之云々、

七日、庚申雨降、略中次子傳語事盛俊述之、大内父教弘朝臣贈位事也、條々意見

趣有之、

招競秀軒與文贈位事談合、藏主可被向都護第之由、遣予舉狀了、羞小飲及黃

昏、

兼長ノ執
奏アルモ
尙幕府ノ
執奏ニ依
ルベシ

義政夫人
日野氏義
政ニ請フ
義政武家
ニ贈三位
フナシト
答

文明十一年九月二十九日

六七八

廿九日、晴、大内申、故教弘朝臣贈三位望申事、自禪閣雖執被^(申)□、可依武家執
奏、直難有勅許云々、内々尋申、處女房□、妙蓮寺傳達、
閏九月一日、^未天霽、大内左京太夫去夏書狀返報、使僧^{競秀軒}文藏主、下向遲々間、于
今不遣之、一兩日便宜之由申送間、今日書遣返報了、
八日、^庚陰、時々細雨洒、文藏主來臨、大内故教弘朝臣贈三位事、御臺様准后ニ
直御申之處、武家者三位事不可有先規之由御返答云々、重可被申歟、可□
哉之由申來候、

〔晴富宿禰記〕

○文明十一年七月六日裏文書

文藏主御上洛、是まで來臨候、尊書拜見仕候、毎々如此預御音信候、殊又重寶
拜領候、おぼしめしより候、尊慮之至、眞實ニ畏悅候、外聞實儀無申計候、捧愚
報候、尤罷下、旁御禮申度心中候へ共、不合期候段御察候哉、更疎略儀こゝあ
らす候、其より文こあつかり候、恐恨至候、無御隙御事かすく奉察
候、無差事候へ共、相構々々只御一筆承候、本望満足たるへく候、自然相
應之儀可承存候、^{關雲院殿}御贈位事、去年禪閣へ御申候、此度御書こて存知仕候、
文藏主委細承候禪閣御返答之趣こよりに申談、涯分可致了簡候、

〔晴富宿禰記〕

○文明十一年閏九月七日裏文書

先日田舎人之御狀慥給候、聽而下可申候、
一 彼贈位事こつき候て、御馳走祝著至極候、具田舎人注進申□、定^(候)悦喜可被
申候、隨而御奉書伯民、妙蓮寺御狀拜見申候、先々此方留置申候、
一 西岡五郎も、十四五日之比可被下候、其中尙々御用可承候、
一 勢尾一兩日中、披露可申候、内々廣福院殿伺申候へ、可然様被仰
候間、先以目出□存候、

○教弘ノ卒スルコト、寛正六年九月三日ノ條ニ、從三位ヲ贈ラル、コ
ト、文明十八年六月五日ノ條ニ見ユ、

相國寺火アリ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一年山城

御湯殿上日記

九月廿九日、火

とあり、亥やうこくしときこゆ、

〔親長卿記〕

十

九月廿九日、晴、前藤宰相來、有將碁、子剋許有火事、驚見之處、
相國寺方丈新造之在所也、盜人之所爲之由有沙汰、造畢已後不幾、不便也、

〔實隆公記〕

五

九月廿九日、^壬晴、[○]中抑亥刻計相國寺方丈炎上、此間新造
文明十一年九月二十九日

六七九

新造ノ方
丈

未終功以外疎屋也云々、餘焰不及他所、珍重々々、

〔後法興院政家記〕四 九月廿九日、壬午晴、爾一勾當來、亥剋良方有火事、

〔管見記〕十二 九月廿九日、略○中入夜有炎上事、相國寺假方丈云々、

〔晴富宿禰記〕閏九月一日、未夜前、子初剋相國寺假造立之法堂、東方新造、未周

備方丈云々、面七間、與六ヶ間坊舍炎上、付火云々、

○相國寺假佛殿立柱ノコト、十年十月二十一日ノ條ニ見ユ、

是月、山名政豐、但馬祐德寺ニ、同寺領ヲ安堵セシム、

〔京都帝國大學所藏文書〕

〔指書卷政豐御判之案文〕

祐德寺領所々之事、任當知行旨、領掌不可有相違候、仍狀如件、

文明十一年 九月 日

政豐在御判

祐德寺 侍者 禪師

閏九月 癸未 朔

一日、御祝、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 うるう九月一日、

およひ此御さう月いつものおとし、ふしみ殿御つらゐりて御申、

三日、乙酉青蓮院門跡尊應、御加持ニ候ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 うるう九月三日、

并應しやうれん院御うちよ御まいる、

○無量院僧某、皇子尊敦親王ノ御加持ニ候ヌルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 うるう九月一日、

むりやう院、二の宮に御うたへ、御うちよ々ふより三日迄こう、

四日、丙戌斯波義良、同義孝等、朝倉孝景父子ヲ擊タントシテ、越前ニ下ル、

〔晴富宿禰記〕五月三日、己未晴、越前守護、年來亂後、甲斐背主、禮從之、而朝中

間被殺害之由、有其聞、

閏九月四日、丙戌陰晴不定、自未剋雨降、入夜斯波治部大輔、同孫三郎、爲越前國

發向進發、此間守護朝倉爲加退治云々、

孝景中間
ノ爲ニ殺
サレトノ
風説

義良尾張
ニ下ル

朝倉父子
公領等ヲ
押領ス

〔管見記〕 十二 閏九月四日、雨下、傳聞、治部大輔越前ニ出陣云々、爲朝倉退治也、

〔後法興院政家記〕 四 閏九月五日、亥晴陰、今朝武衛下向尾州云々、是爲進發越前云々、

〔長興宿禰記〕 中 閏九月三日、乙晴、今日期波治部大輔、義良同孫三郎等、相伴下向越前國云々、一亂靜謐以後、彼國禮部被官朝倉彈正左衛門尉父子、其外兄弟一類押領不應成敗、御公領以下、公武諸知行分一所不去渡、一國悉我領任雅意之間、爲退治被進發、甲斐二宮等同道云々、

〔大乘院日記目錄〕 三 閏九月四日、武衛在國、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 閏九月六日、

一略○中 同四日、斯波義敏、同在國下向了、必定云々、自西院庄一乘院ニ注進云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 一七〇 十一月十九日、

一自京都松林院得業書狀在之、略○中 越州事ハ、朝倉方如今者、不可有正躰云々、

○義良、孝景ヲ越前ニ擊タントスルコト、八年九月十四日ノ條ニ、孝景

ト同國細呂宜ニ戰フコト、本年十一月四日ノ條ニ見ユ、

是ヨリ先、山名豐氏、森二郎ト因幡ニ戰フ、是日、山名政豐、豐氏ヲ援助セントシテ、但馬ニ下ル、

〔晴富宿禰記〕 七月廿九日、未晴、山名爲因州合力、可下、向之由支度云々、

八月十八日、寅晴、山名爲因幡伯耆合力、近日被管人等下遣、仍山名不及申御暇、可下國之由被聞召、以伊勢并布施下野、松田豐前等被留仰云々、

十九日、卯晴、山名下向事、細河九郎母儀方へ、自公分遣御内書被留仰云々、先隨仰不下國□□、

廿日、辰晴、武家御臺夜前渡御山名館、被留仰下向事、因幡伯耆之間知行所々事、堅可有御成敗之旨令申云々、迄今朝御時有數獻云々、

閏九月四日、丙陰晴不定、自未剋雨降、今朝山名金吾并次郎、七郎兄弟二人以上三人、垣屋以下輩悉皆下向但馬、是爲因幡發向也云々、金吾并兄弟七次郎大宮南行、垣屋通西院之東□云々、

〔後法興院政家記〕 四 閏九月四日、丙時々降雨、去曉山名下向因州云々、依

幕府細川
政元ノ母
伊勢眞宗
等ヲシテ
政豐ノ歸
國ヲ止メ
シム

義政夫人
日野氏
豐第ニ至
止リ歸國
ム

彼國錯亂

〔管見記〕十二 閏九月三日、雨降、傳聞、今曉山名、下向但州、爲因幡發向云々、

上杉兵部少輔ノ因幡下向ヲ停ム

〔雅久宿禰記〕八月廿一日、乙霧、山名國下向事者、伯耆國中知行分在之、又因州事可沙汰居上杉兵部少輔儀云々、而一昨夕公方之御臺渡御于彼館、令相留、下向儀給、及昨朝還御、終夜有御酒云々、先當座儀相留了、所望儀共在之云々、

〔大乘院寺社雜事記〕九十六 八月朔日、

一略○中 越智相語、山名來四日可在國旨申下云々、然者赤松可下向歟云々、
二日、

一略○中 隨心院殿書狀色々事共承之、山名大夫入國事、大内合力美作事、赤松國事珍事々々、因幡國之森爲退治、山名治部少輔以下罷下云々、

十日、
一山名十四五日比可在國、一色、赤松同前云々、然者京都相殘大名細川、畠山兩頭也、

日野氏但馬本所領豐政歸止メ
等與ハ歸メ
國ニトメ

〔大乘院寺社雜事記〕七十 九月廿三日、雨下、夜大雨也

一因幡國事、森ハ背御下知、山名ハ下國事自御臺御留在之、其替ニ但馬國本所領共、悉以山名ニ給之云々、以外次第也、惣而諸本所領ハ、一切何國も不可叶旨必定、其度々合戰ニ因幡國ハ山名方打負了、

閏九月六日、

一去二日、山名在國下向了、略○中自西院庄一乘院ニ注進云々、

八日、

一二條大閣御書到來、六日付也、略○中山名ハ二日ニ男女悉以下國申捨罷下之間、上意不可然之由云々、

廿日、

赤松政則歸ス因領
歸國ス因領
森二郡因領
幡ヲ押メ

一略○中 春圓申、越智返事共巨細在之、喜悅旨仰之、山名在國必定、來廿四日可罷立治定之由、越智相語云々、松殿下向、巨細相語、山名自御臺色々有御留、先以近日ハ應御意歟、在國必定、然者赤松又可在國之由、及其沙汰云々、因幡國合戰森方度々打勝了、守護山名散々事也、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十一 ○文明十一年十一月朔日裏文書

文明十一年閏九月四日

六八六

二郎ノ兵
多ク戦死
ス

少將下向間、委細可申候、
一因幡山名治部少輔所へ、森夜打を去損候、大勢うたれ候間、山名七郎其外
山勢因幡へ下向之由申候、赤松さやうのきうふ□もこて候哉、一族大略
下向、我ら敵も下向、おうしく候、いうさ多くせ事候て、不可叶候、大小甲
斐の心中候、○上下略、全文ハ四月
二十六日ノ條ニ收ム、

(表書)
大乘院殿 兒御中

〔大乘院日記目録〕三 閏九月二日、山名在國、

〔古文書〕第十八集
内閣記録課所藏

使節妙允西堂自因州上洛候、於但州對面仕候、已前如被申注進候、毛利民部
大輔背上意、政豐知行分等不渡付候、言語道斷次第候、國之時宜西堂被申候
趣、具御披露可爲祝著候事々期後信候、恐々謹言、

(文明十二年)
後九月十日

政豐(花押)

伊勢守殿

〔蔭涼軒日録〕長享二年正月十三日、○中浦話云、○中又因幡森二郎御赦免
之事、我々爲訟訴去晦日達上聞、乃御免、老後面目不可過之云々、

森某政豐
ノ所領ス
ヲ

二郎ノ罪
ヲ免ス

五日、丁亥通玄寺元揉成芳參内セラル、是日、宮女等酒饌ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一
山城 御湯殿上日記 うるう九月五日、

十度飲

(元禄)
つうけん寺殿入まいらる、女さうたちをうく御てうしともまいらる
られて、十とまいり御きたあり、
六日、つもし御所、昨日に御さんさいとて、御うらけの物御たるまいらる
られて、又十とをまいる、御かきかともありて、御ひししめてたし、
七日、夕ふくもしなるこて、御所さま御きたまて十とまいりあり、きう院上
らふこの月に御たいくせんよ、くらまへ御まいりこて御下ううに、御つや
ひまで御まいりあるを、よひまいらされて、御ひししにくもしなり、め
てたし、

〔實隆公記〕五 後九月七日、己晴、○中
午時有召之間、則召寄裝束著之參内、

有十度飲、

○コノ後、近臣宮女等、酒饌ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一
山城 御湯殿上日記 うるう九月十九

日、夜よ入てあうのしを大まをしをいしめてさひしさこて、あひ、うへとも

文明十一年閏九月五日

六八七

文明十一年閏九月五日

六八八

よて御ふるまひあり、めてたきさんせむるうならずなど、まつやくそくあこ
よて、ゑひ心ちまてひし／＼なり、
廿二日、（山科言國）又くらの頭御さひしきにみえさしますとて、御てうしなごま
いりて、御ひし／＼よてめてたし、
廿三日、御うもしめてたさよとて、大屯、權屯、新大屯、ひんかしれ御方あかり
し御てんしむよて、御さか月まいらせらるゝ、かさね／＼御ふるまゐるこも
あるへし、

攝津守護代薬師寺元長、四宮四郎ヲシテ、同國水無瀬宮領井内善法寺兩
莊ニ、人夫臨時課役等ヲ課スルコトヲ停メシム、

〔水無瀬宮文書〕

○三 攝津

水無瀬殿御領攝津國水無瀬井内、善法寺兩庄人夫臨時課役等事、任去長祿二年
十月十六日御判之旨、可被止催促之狀如件、

閏九月五日

元長（薬師寺）（花押）

四宮四郎殿

○義政、井内、善法寺兩莊ノ段錢臨時課役等ヲ免除シ、守護不入地トナ

スコト、長祿二年四月二十九日ノ條ニ、細川勝元、長鹽備前入道ヲシテ、
兩莊ニ守護使入部ヲ停止セシムルコト、同年十月十六日ノ條ニ見ユ、
七日、（己）幕府、一色政熙ヲ申次ト爲ス、

〔長祿二年以來申次記〕

申次人數之事 長祿年中以來

一一色式部少輔政熙被加之、文明十一年閏九月七日、應仁亂前迄御部屋衆也、其後任式部少輔御部屋衆之間ハ治部少輔也
八日、（庚）幕府、赤松政秀ヲシテ、山城德禪寺ニ、寺領播磨寺田村、田中莊平
位領家職ヲ安堵セシム、

〔德禪寺文書〕

○三 山城

德禪寺領播州寺田村事、自去々年、度々御成敗之處、大鹽左京進違亂未休云
々、好而招其咎歟、結句近日令譴責地下之間、百姓等可逐電條、以外之次第也、
所詮不日合力寺家代官、可被全所務之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十一年 閏九月八日

英基（布施下野守）（花押）
元連（飯尾大和守）（花押）

赤松下野守殿

大鹽右京進
違亂ヲ
ナス

文明十一年閏九月七日 八日

六八九

文明十一年閏九月八日

大德寺末寺得禪寺領、當國寺田村田中庄平位領家職事、度々以奉書被返付之處、于今當給人及違亂云々、事實者太不可然、所詮早年貢諸公事可致沙汰寺家雜掌、猶以令延引者、一段可被處罪科之由候也、仍執達如件、

文明十一年十二月廿日

(附箋)「馬場因幡」
則家(花押)
(附箋)「安盡彈正」
重能(花押)
(附箋)「柳橋豐後守」
則伊(花押)

沙汰人名主中

紫野大德寺末寺德禪寺領平位領家職事、度々被成奉書候處、于今難澁太不可然、早可被渡付下地於寺家雜掌之由候也、仍執達如件、

文明拾貳年六月十七日

則家(花押)
重能(花押)
則伊(花押)

下野守殿

紫野大德寺末寺德禪寺領寺田村事、度々被成奉書處、大鹽右京進及違亂、于今不渡之云々、事實者太無謂、所詮早任御下知旨、可被渡付下地於寺家雜掌由候也、仍執達如件、

文明拾貳年六月十七日

則家(花押)
重能(花押)
則伊(花押)

當所名主百姓中

紫野德禪寺領平位領家職事、去十七日任奉書旨、可被去渡寺家雜掌者也、恐々謹言、

六月廿五日

(附箋)「下野殿本郡代」
政秀(花押)

内海但馬入道殿

揖西郡平位領家代官職事、任御奉書旨、可有所務者也、仍狀如件、

文明十二
七月七日

性永(花押)

文明十一年閏九月八日

德禪寺座主禪師

九日、卯、皇子尊敦親王ノ御雛屋成就ニ依リテ、二條政嗣、酒饌ヲ獻ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十一 山城 御湯殿上日記 閏九月九日、二の

宮（尊敦親王）ニ御ウタレ御ひいれやいてきて、御やじたりとて、御さう月まいる、二て

う殿御てうしひさけまいらせらるゝ、御ウじらるの物もまいらせらるゝ、

十日、辰、多賀高忠、兵ヲ率キテ、六角高頼ト近江ニ戦フ、

〔後法興院政家記〕四 閏九月十日、辰、天快晴、傳聞、多賀豊後入部江州、合戦

得利云々、

高忠勝
ト傳フ

〔晴富宿禰記〕 閏九月廿一日、卯、晴、略、中江州多賀

四郎以下打出國々、各打圍豊後陣、塞通路、東國通路、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 九月廿三日、

一、略、中江州事ハ、多賀豊後守入國事一切不可叶云々、眞野歟入江ニ居計也

云々、

高忠ノ軍
振ハズ

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 十一月十九日、

一、自京都松林院得業書狀在之、江州豊後守無正躰成下了、○下

在京諸侯
大半歸國ス

廿日、

一、略、中多賀豊後沒落、不知行方、京中諸大名共大半在國、盗人火事無由斷由

被仰出之、○中略、義尙判始ノコトニカ、十七日ニ定寛ハ隨心院殿へ參

申、今度合戦様色々ニ語申、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十一 文明十一年十一月朔日裏文書

近江事、彌京極ニて候間、代々件の豊後可入之由申候間、物ウらひまてこて

候、○下略、全文ハ四月二

候、○下略、全文ハ四月二

〔大乘院寺社雜事記〕 七十一 文明十一年十二月三十日裏文書

十一日ノ條ニ收ム、江州の事、むさゝつめて候、豊後不可有正躰候歟、委

細可參仰候、

十月廿七日

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 文明十二年二月廿七日、

一、○中略、義政病氣ノコトニカ、江州豊後大略生涯云々、每事上意無正

躰、去年豊後入國事、對御判奉書了、其後又四郎衛門ニ御參宮次、於路次御

義政夫人
日野氏宗
直ニ高忠
追討ヲ命

臺御對面可治尉豐後之由、御判御墨被仰付之了、一事兩樣儀沙汰外事也、
○高忠延曆寺僧徒ト共ニ高賴ヲ攻ムルコト、七年九月七日ノ條ニ、土岐成賴等、兵ヲ近江ニ出シ、高賴ヲ援ケ、僧徒及ビ高忠之ト戰ヒテ敗走スルコト、同年十月二十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔補菴京華後集〕 和小倉將監試筆、公時屬豐州廳下、以定江東

每見公詩驚鬼神、軍中膽落倒才人、一家雞犬新豐定、花覆千官樹色春、

大德寺住持宗愈叟寂ス、

〔龍寶山大德禪寺世譜〕十五泰叟、諱宗愈、春浦熙、四十ニ嗣ク、文明十一己亥閏

辭世ノ偈

九月十日示寂世壽五十一、辭世ノ偈ニ曰、佛界魔界、一踢踢翻、末後句、暫、看々、
灯笼跳入露柱、法堂走出山門、同行同伴、○五岳前住籍異事ナシ

〔龍寶山志〕 三 歷代住持籍

五十泰叟、宗和尚、棟、春浦、文明十一年九月十日化、大德方丈上世、愈、和、棟、有、文明十戊二月廿一日住持、泰叟之札、

〔龍寶山志〕 四 横岳派

大德十四春浦宗熙

大德十五泰叟宗愈文明十一年閏九月十日化

〔延寶傳燈錄〕二十九臨濟宗

京兆大德泰叟宗愈禪師、當晚小參、問答畢、乃曰、未住茲山前、在途中不離家舍、已住茲山後、離家舍不在途中、既離家舍、因甚不在途中、不在途中、因甚亦離家舍、恁麼恁麼、青山不礙白雲飛、不恁麼不恁麼、笑倒東村王大姐、明眼漢沒窠臼、有時孤峯頂上目視雲霄、有時古渡頭邊半前落後、賓則始終賓、主則始終主、主中有賓、賓中有主、互換高低、如何辨取、拈拄杖曰、若是金毛獅子兒、三千里外見、誑訛、復舉德山小參、不答話、有問話者、三十棒、趙州小參、要答話、有解問者出來、拈曰、此二尊宿、一人長處求短、一人短處求長、俱有受璧之心、且無割城之意、畢竟作麼生、西風一陣來、落葉兩三片、師文明十一年閏九月十日寂、辭世偈曰、佛界魔界、一踢々翻、末後句、漸、

宗熙宗愈ニ傷ヲ授ク

〔春浦錄〕 宗愈座元寫野釋陋質、索贊書以爲他日之笑具云、

頂上無骨、鼻下有唇、醜拙拙出、逼真非真、勘驗龍蛇、龜竹籠歸、掌握排遣、佛祖大火聚、弄毛塵、嘎的々傳來、三要印、重陽九日菊花新、文明三禪重福日

○宗愈ヲ大德寺住持ト爲スコト、九年八月四日ノ條ニ見ユ、

十一日、巳是ヨリ先、筒井順尊等ノ部下、大和眉間寺及ビ轉害ニ亂入シ、今市某ノ兵ト戰ヒテ破ラル、是日、古市澄胤ト轉害ニ戰フ、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十

九月晦日、

古市澄胤
出兵ス

一古市勢共出之、昨日今日、牢人方足輕共、眉間寺西御門邊ニ亂入故也云々、
閏九月五日、

筒井勢正
曆寺ニ入

一佐川筒井之足輕共、轉害邊亂入、觀禪院早鐘槌之、比與無殊儀云々、
筒井中者共番條ニ在之、今市衆與合戰無殊儀、筒井衆ハ、芥山寺ニ奔入了云々、

九日、

一昨夕足輕共、轉經院圓城坊ニ矢ヲ放テ引退了、觀禪院鐘槌之處、鐘等切落了云々、爲寺門爲寺務不吉候、

十一日、

一觀禪院以下鐘槌之、於轉害合戰在之、古市自身出陣、夜前ハ、菰屋ニ亂入破却了、

十二日、地振龍
神動

筒井勢
坊ニ亂入
セバ筒井
箸尾等緣
ノ僧坊
ニ亂入セ

一自筒井方、自然修學□□舍ニ亂入事在之者、其報答ニハ、又筒井箸尾以下緣者、僧坊ニ可亂入之由、下地一決了云々、然ノ間、沒落人方之僧坊迷惑、中々不及是非云々、昨日矢軍ニ兩方手負共濟々在之、仍今日ハ、不出張者也、昨日ハ、一乘院禪師社參日也、大鳥居軍陣中被分之云々、

十三日、夜雨

一觀禪院以下鐘槌之、足輕共責來云々、大鳥居之古市、越智手者引退、西方院山了、比興之作法也、（此方下向シ）方學侶以下見物了、如今者轉經院、圓城坊、與轉經院以下當方衆ハ、奈良中止住不可叶云々、誠以有其謂者也、但還而又筒井之爲可難義出來事も可有歟、每事不定作法也、兎ニ角ニ兩門以下迷惑、寺社不運也、兩方勝負ノ間ニ無一得者也、以誰損亡爲前也、

十四日、

一奈良中事、爲古市分不可持之由、依令申、方學侶以下越智引汲之輩、沒落了、不知行方者共在之、今日則足輕以下北里亂入云々、寺住衆徒大略沒落畢、如十月木葉云々、仍東西南北才法持運、奈良中以外躰也云々、

十五日、

越智家榮
古市澄胤
部山下西方
院山ニ退

順尊部下
北里ニ亂
入福寺衆
徒沒落

筒井勢元
興寺附近
襲來ス

文明十一年閏九月十一日

六九八

一夜前足輕共元興寺大門邊寄來、無殊事、寺門北御門より入寺中、南大門脇
戸ニ出云々、

十六日、

一夜前足輕寄來及合戰追散了、今日又寄來、於東御門邊矢運在之、無殊儀兩
方引退了、

十七日、雨下、

一筒井沙汰ニ手衆共召仕之、日々夜々奈良中猶荒者也、此上者越智古市各
手衆共可召仕之由一決、然者日々夜々ニ足輕共自他罷出向ヘシ、可加扶
持糧米等不可有間、如京都ニ打破亂入事可許可之間、奈良中一切不可有
條勿論云々、珍事々々、可歎々々、

十八日、

一南都物恐無心元、

〔大乘院社雜事記〕一七十

十月朔日、

一上乘院僧正書狀到來、南都物恐無心元云々、

〔大乘院日記目錄〕三

閏九月十四日、榮清大以下沒落、

〔後法興院政家記〕四

四

閏九月十一日、巳、晴、傳聞、大和牢人蜂起、塞通路云々、

十八日、庚、晴、治光朝臣上洛、南都物恐之儀以外云々、

○順尊澄胤ノ兵ヲ大和新宮ニ破リ、翌日同國紀寺ニ戰ヒテ、稗田莊等
ヲ火クコト、十月二日ノ條ニ見ユ、

十三日、乙未、大内政弘、筑前守護代陶弘護ヲシテ、同國別府ノ地ヲ周防興隆
寺ニ還付セシム、

〔興隆寺文書〕四

○周防

大内政弘
筑前國早良郡別府事、關雲寺殿御代、氷上山寺宮崎相論之時、被經御沙汰、既
爲氷上山領鳥飼村內、至一亂以前山務無相違云々、然處彼相論之時、被押置
件地於中途之間、募爲代官之儀、近年船越九郎左衛門尉致競望、令知行之由
申、太無其謂、所詮如元被返付氷上山畢、然者件別府八町餘地事、可被打渡彼
寺務代之由、所被仰出也、仍執達如件、

文明十一年後九月十三日

(安富所行)
掃部助(花押)

(陶弘護)
備中守(花押)

(弘隆)
陶尾張守殿

文明十一年閏九月十三日

六九九

應仁亂前
興隆寺
領ニ決ス

早良郡別府事、氷上へ御還補候、先日御奉書文言ニ、氷上與宮崎被決御沙汰候次第不見之由承仰候、尤候、雖然宮崎雜掌如此書狀出候上者、氷上へ被返付候儀よて候、彼宮崎雜掌書狀、氷上より先度御奉書持參之時者、失念候て不進之由被申候、只今被進下候之段承候、仍弘胤書狀如此候之間、以前被仰下候之通、爲御意得申入候、可得御意候、恐々謹言、

十月廿四日

房行(花押)

〔附録〕文明十一年

陶殿人々御中

十五日、酉星變、アリ、陰陽寮勘文ヲ獻ス、

〔長興宿禰記〕中 閏九月十五日、酉晴、今夜有星變、以外御慎之由、陰陽寮勘

申云々、撰文可寫取之、

少貳政資、大宰府天滿宮別當大鳥居某ニ、宮領肥前神崎莊内石動村ノ地ヲ安堵セシム、

〔大鳥居文書〕一 筑前

肥前國神崎庄之内、天滿宮御領石動村之事、任先例之旨、可有執務之狀如件、

文明十一年閏九月十五日

大宰少貳(花押)

大鳥居殿

○少貳頼忠、大鳥居某ニ、天滿宮領筑前阿志岐莊德光名ノ地ヲ安堵セシムルコト、元年十二月二十九日ノ條ニ見ユ、

十七日、己前權中納言正親町三條公躬竝ニ聖護院門跡道興ノ罪ヲ赦ス、

〔公卿補任〕四十 前權中納言正三位藤公躬、卅九、後九月日御免上洛云々、

〔後法興院政家記〕四 閏九月十七日、己陰、自申剋雨下、聖護院准后并三條

前黃門公躬卿等被免之云々、凡祝著無比類事也、聖門自去々年濃州居住、明日自門下中、差下使者云々、此事自方々被告示、理覺院、智嚴院等來賀、聖門事相謁彼卿下之者也、

〔實隆公記〕五 後九月十八日、庚子、公躬卿出頭不可有相違之由、昨日自武家

被仰出之、珍重々々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 十一月廿六日、雨下、

一得業相語、聖護院准后、三條公躬卿、一亂中ハ今出川殿ニ祇候、各御宥免御

文明十一年閏九月十七日

七〇一

道興美濃ニ住ス

應仁亂中
公躬道興
義視ニ從

文明十一年閏九月十七日

七〇二

對面畢珍重事也、伊勢八郎(貞德)同在京云々、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一
○山城

御湯殿上日記

十一月一日、○中略

三條玄ゆつし申さるゝ、御さう月たふ、

六日、○中しやうこ院御めんとして、ふと下まで御まいり、うやうのしんたる

と、まつうらゝひて御禮申さるゝよ、そこつよのよし、さんしゆしてたつね

申さるゝ、ようへまうたちゝるるよより、まつとんしゆまで、このきを申ふ

んれよし申さるゝ、

〔後法興院政家記〕

四

十一月三日、甲晴陰、自曉更時々小雨洒、自聖護院准

后有書狀、明後日出仕云々、

五日、丙晴、早且小雨洒、風吹、聖門明日出仕云々、其次可被來此亭云々、折三合、

柳二荷送給之、

六日、丁晴陰、風吹、終日雪花散、聖門出仕云々、

七日、戊晴、午剋許聖門令來給、十年餘不向顔、今日散意霧、祝著無比類、小童

始入見參、給太刀、盃酌數巡、及黄昏被歸、太刀折紙等予ニ給之、

○公躬道興、足利義視ニ從ヒ、美濃ニ下ルコト、九年十一月十一日ノ條

道興突然
參内ス

道興近衛
政家ヲ訪フ

ニ見ユ、

十九日、辛丑三條西實隆ヲシテ、小繪合歌ヲ詠進セシメラル、

〔實隆公記〕

五

後九月廿三日、乙巳及晚雖有召、申故障之由不參、小繪合歌兩

三首詠之、三番書判詞進上之、是依去十九日之仰也、

二十日、壬寅大内政弘隱居セントス、義政、内書ヲ内藤弘矩、陶弘護等ニ下シ

テ、之ヲ停メシム、

〔萩藩閥録〕

九十九ノ二
内藤小源太

政弘隱居之由候、不可然候、各相談、堅可申留候也、

閏九月廿日

義政公
御判

内藤彈正忠とのへ

左京大夫殿御隱居之由、令達上聞、被驚思食候、仍甚不可然之旨、以御内書雖
被仰下候、猶面々令相談可有抑留之旨、各被成下御内書御一覽、御懇上意無
比類御面目候、是非共不被申留候者、不可然候、委細競秀軒可被申候、恐々謹
言、

文明十一年閏九月十九日 二十日

七〇三

文明十一年閏九月二十日

閏九月廿八日

貞宗判

七〇四

内藤彈正忠殿

〔親元日記〕

六

文明十三年正月卅日天乙巳自此方御太刀來國次覆金刀國後

金被遣之

一大内殿より度々之御禮、興文藏主來臨、禮物先以御私分請取之、貴殿へま

太刀、金万疋、蜜壺一、大、虎豹皮各一枚、入箱、斜皮青、五枚、入箱、以上京兆より

各有狀、山名與次殿より、三千疋、金太刀、御返、御太刀、信國フクリン、馬、○文明十年九

麻生殿より、貳千疋、同、御返報、太刀、助重金覆輪、○十月

陶尾張守、貳千疋、同、太刀、長基、同前

内藤彈正忠、貳千疋、同、太刀、近景、以上百九十貫文、杉江方へ渡之、以淵田與五郎二月廿四日文藏主ニ渡

一公方様へまいる分、

政弘義物ヲ
ニ禮物ヲ
獻ズ判始
義尙物止
隱居書ノ
禮物弘護ノ
陶弘物ノ
内藤弘矩
ノ禮物
政弘義物
レ夫人ニ贈
ル禮物

御服 十被下御禮、御太刀、金万疋、

御方御所様御判始御禮、御太刀、同三千疋、○義尙判始ノコト、十一

就隱居御暇之儀、御内書御禮、御太刀、同貳万疋、

就同儀、陶尾張守、弘護、御太刀、同御馬、佐目、万疋、

同前、内藤彈正忠、弘矩、御太刀、同万疋、五月九日渡之

一上様へ進上分、

上意條々、忝御禮、万疋、六月六日納

二月七日、壬子、天晴、

一大内殿御禮條々御披露之、

十一日、丙辰、天晴、

一陶尾張守進上之御馬、佐目、孫三郎、江引渡候了、

十八日、癸亥、天晴、

一大内殿進上内、今日三万疋納之、

廿九日、甲戌、天晴、

一略、○中、陶尾張守進上万疋、○中、略、

文明十一年閏九月二十日

七〇五

以上今日進上、

六月六日天晴

一大内殿より上様へ進上万疋略中
以上今日納之了、

九月二日天晴

一杉長松丸伯耆守先度陶内藤ニ被成下御内書之時、父伯耆守よも被成下之
爲其御禮、

公方様、御太刀、金、鳥目万疋進上之、同三日納之、淵田、

御私、太刀、金、貳千疋、今日杉江方へ渡之、御返報、太刀、正恒、此御返事十月十
六日渡之、

二十一日卯興福寺、神供用段錢ヲ大和ニ課ス、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 閏九月廿一日、

寺門跡
同時ニ課
錢ヲ課ス

一略中 御領反錢事、當年寺門より神供反錢一國平均懸之、兩方沙汰迷惑云
々、假令寺門門跡同時ニ仰付事、其例及度々了、

〔大乘院寺社雜事記〕 九十六 八月十一日、

越智方段
錢門段錢

一略中 御領反錢等事珍事云々、越智方分反錢二百文、反錢略九寺門五十文反錢
在之間、門跡反錢事難成云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 九月十一日、

鞆田社鳥
居小垣造
營段錢

一鞆田社鳥居小垣等造營反錢事、寺門反錢ニ、當年ハ七ヶ所反米不可成之
間、珍事之由、鞆田注進狀到來、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十三 〇文明十二年五月九日裏文書

水分宮居墻元之様造營、當年七ヶ所段米切候處一、今度自寺門反錢之事
被相觸候、如此候時者、反米之儀難成之間、忽造營等之事不可有正躰候、神慮
難計候、既其用之事候處二、菟角遅々之條千万迷惑候、所詮乍恐自御門跡様
寺門被仰届、彼寺門反錢之事、七ヶ所之分、來年まで延引候様、預御劬勞候ハ
、忝可畏存候由、氏人申候、此旨可然様被加御詞、預御披露候者、可畏入候之
由、鞆田申候、巨細御定使可爲存知候、若御不審之事候ハ、可預御尋候、恐々
謹言、

九月十一日

室
□□花押

多聞院進之候

文明十一年閏九月二十一日

氏人寺門
反錢延引
ヲ請フ

水分宮墻
造營段米

段錢ヲ奈
良ニ課ス

〔大乘院寺社雜事記〕

○文明十二年正月十五日裏文書

爲御神供用脚奈良反錢之事、被相懸候間致算用候、新免并神殿之事、任何如先規被加御下知候者、可爲珍重之旨、御披露所仰候、恐々謹言、

九月廿二日

唐院
高通

御奉行所

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 閏九月三日、

一 奈良反錢事、自唐院申入之、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 閏九月朔日、

一 辰市反錢事、慶英律師之爲所行、

學侶沙汰衆也、慶英之舍弟也、六方、

堯藝 懷藝 實尋

宗信

慶英之舍弟也、
英寬

衆徒國民
私段錢ハ
寺門ノ本
意ニアラ
ズ

學侶辰市
ニ段錢ヲ
課ス

此五人ヲ相語而、號學侶之許可、令申越知方、辰市以下反錢三百貫分相催之、希代之惡行也、學侶成滿集會、不可然之由、及評定之處、慶英、堯藝罷出、種々又致評定、自分公事也、理運之評定是又希代事也云々、相語十方之間、成行如何哉、因ニ越田尻庄反錢事、可許可豐田之由、內支度也云々、京南四十八丁以下悉以可切云々、珍事々々、衆徒國民私反錢事、寺門非本意事、每度

之問答也、然而學侶六方之内ニ如此所行有之者、國人等事不可及其沙汰事也、

十日、

一 今日學侶滿集會在之、辰市反錢事、京都四十八丁以下越田尻切之、併慶英律師尊藝之所行也、寺門安否不可過之云々、申合六方之處、懷藝、實尋、宗信、英寬及異儀、不可同心之旨返事了、無力學侶ハ、神事法會等不可行之、於自今以後者、不可有集會評定由一決了、彼衆等申合越智ノ故也、以外珍事出來了、但近日寺門儀ハ不可有正躰、一決モ難義也、

○段錢ヲ課スル日詳ナラズ、姑ク茲ニ掲書ス、

近衛房嗣、奈良ニ疾ム、

〔後法興院政家記〕

四

閏九月廿一日、癸晴陰、時々小雨灑、一昨日奉使者於

南都、今日歸洛、(近衛房嗣)聊御不例云々、驚奉者也、通路難儀同前云々、

廿五日、丁晴陰、自南都有注進、禪閣御歡樂以外御座云々、凡迷惑外無他、御風氣并御虫氣相副云々、自去廿日如此云々、通路一向不事行間、不能下向也、祈念無他、

風氣并ニ
蟲氣

御製ヲ紅
葉ノ枝ニ
付ク

十月一日、癸丑、中略○從南都使者歸洛、禪閣御歡樂、屬御減氣云々、
二十二日、甲辰御製ヲ義政夫人日野氏ニ賜フ、
〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一、山城御湯殿上日記、うるう九月廿二日、御たいの御方へ、紅葉の枝に御せるまいらせらるゝ、
權大納言冷泉爲富ノ出仕竝ニ小番ヲ停メテ、清水谷實久ヲ小番番頭ト爲ス、

〔親長卿記〕

十

後九月廿二日、雨時々下、參内番也、仰云、小番事冷泉大内可

被除小番、恐可結改番頭、清水谷實久一條中納言可成十番番頭云々、其故者、今度兩度在

國不申暇、其上拾遺本可寫遣之由、被仰之處、爲祕本之間、難書進上之由申切、

旁以緩急無極之間、被止出仕、可被解官、可被申武家云々、驚存之由申之、小番

番頭事結改之由、可相觸之由申了、

四番

五番

六番

勸修寺大納言殿

服解之間、只今不觸

藤大納言殿

德大寺大納言殿

七番

八番

九番

花山院大納言殿

園前中納言殿

勘解由小路前中納言殿

結番ヲ改
ムシテ請ハ
ズシテ拾
國シテ在
遺和歌集
ノ書寫ヲ
拒メル爲
ニ出仕ヲ
停ム

十番

一條中納言殿

右小番被結改、番頭々各可令存知給由、被仰下候也、

後九月廿三日

(花押)

一條中納言被結改他番候、可令存知給候也、恐惶謹言、

後九月廿三日

(花押)

日野前大納言殿

一條中納言一番衆也、被結改十番之間、其子細相觸了、以今案如注右書觸了、

〔後法興院政家記〕四十二月廿一日、壬申晴右衛門督來、父亞相自先頃勅勘

近日勅免云々、

〔宣胤卿記〕文明十二年四月八日、戊午冷泉前亞被來、雜談未無勅免事等愁歎、

二十三日、乙未義尙疾ム、是日、馬ヲ石清水八幡宮及ヒ今宮社ニ寄セ、平癒

ヲ祈ル、

〔神馬引付〕

文明十一年閏九月二十六日

七一

一石清水 一疋鹿毛 御方御所様よりまいりて也

後九廿三

一今宮 一疋月毛 同前御方御所より

後九廿三

〔大乘院寺社雜事記〕一七十 十月廿九日

一松殿下向夜部宿木津云々、京都事條々相語、○中略、北野社萬部經會ノコ

△收

小湯病

一新將軍小湯病大事、近日取直内損也云々、

二十六日、申、戌下野守結城政藤卒ス、

〔後法興院政家記〕四 閏九月廿六日、申、戌晴、申刻結城下野死去云々、

痢病

〔晴富宿禰記〕閏九月廿二日、辰、甲陰晴不定、細雨洒、結城下野守政藤此間痢病

以外云々、仍遣使者、

廿六日、申、戌晴、結城下野政藤卒去、痢病所勞也、

〔補菴京華後集〕書壽量品後 代藝州長恒公

結城下野守趙岳居士、奉君有忠有功之臣也、凡吾國地圖之券、砧基之簿、居士

地券ヲ掌ル

政藤杉原
長恒下交
長恒政藤
ノ手教ニ
壽量品ヲ
印寫シ冥
福ヲ祈ル

皆司之意匠經營如指其掌、由是觀史夜摩隨身湧現、嗚呼異哉、文明己亥閏九月廿六日、居然易簣、識與不識無不惜焉、長恒平日與居士善、書問往來、泊乎無虛日矣、感喟倍恒、是可忍乎、仍哀其手教數帙、接續爲軸、命工印寫壽量品、以充香供、不翅修冥中之福、而酬生前之知者也、居士乘茲勳力、以佛壽量爲我壽量、以佛國土爲我國土、則此品所謂園林堂閣、種々莊嚴、何疑之有哉、彼合地券點砧簿者、不可同日而語也、此日偶盡七忌也、長恒拭淚書、

〔晴富宿禰記〕

二〇文明十一年九月十三日裏文書

〔結城〕〔治家書〕 文明十一年十一月十九日 文庫修理事

政藤書狀

誠其後者御床敷存候處、預御狀候、先以祝著候、就中文庫事承候、御折紙方を要脚被付候へ共、更こ不納候之間、口惜存候、乍去尙々致調法、可申沙汰心中候、巨細之狀返々畏入候、被思召候よりも、猶もこへ入る心中候、以面上可申披候、恐々謹言、

十一月十八日

政藤〔花押〕

御返報

〔後法興院政家記〕四

十一月廿日、辛、晴結城十郎、同七郎來、昨日始出仕云

文明十一年閏九月二十六日

七二三

政藤ノ子
十郎並ニ

文明十一年閏九月二十八日

○政藤土御門内裏修造ノ事ニ關係スルコト、四月二十六日ノ條ニ見

ユ、

〔参考〕

〔花押彙纂〕

部之 結城政藤



○晴富宿禰記

文明十年十二月二十四日ノ條

二十八日、庚戌重テ公家ノ小番ニ候スル者ヲシテ、還幸以後、朝衣ヲ著セシム、

〔親長卿記〕

十 後九月廿八日、晴、小番事、還幸已後可爲朝衣之由、以勸修寺

請文ヲ出
サハルニ
依リ重テ
沙汰セラ
ル

被相觸、其後不及是非、重可相觸之由有仰、
小番事、著裝束可令參候之由、先日被相觸了、未及是非之請文、何様候哉、慥可
被存其旨、若又有可被申子細之事者、載書狀可申之由、急度可令相觸合番給
之由、被仰下候也、

後九月廿八日

(親長)
(花押)

日野前大納言殿 奉

權帥殿 奉

中院前大納言殿 奉

勸修寺大納言殿 依禁忌不相觸

藤大納言殿

德大寺大納言殿 奉

花山院大納言殿 奉

園前中納言殿

勘解由小路前中納言殿 十番之時子細申遣勸修寺結

一條中納言殿 奉

文明十一年閏九月二十八日

公家貧窮
ニ依リ直
垂ナモ著
シ難シ

〔後法興院政家記〕四 十二月九日、庚晴陰、時々小雨灑、中抑禁中外様番事、還幸以後可爲朝衣之由、雖被相觸、公家輩知行在所悉無足之間、直垂之儀猶以難祇候之由、一同申切問、不被力及云々、仍直垂之面々依無候所、殿上之下侍ニ祇候云々、於近臣者、雖亂中朝衣也、天下靜謐上之者、内裏ニ還幸之間、直垂之輩祇候、太以不可然歟、王道衰微可歎々々、

〔十輪院内府記〕 閏九月廿八日、著裝束可參番之由、廻文到來、仍觸廻合番等

○先ニ小番々衆ニ還幸以後朝衣著用ノコトヲ令ゼラル、コト其日詳ナラズ、土御門内裏ニ還幸ノコト、十二月七日ノ條ニ見ユ、

義政、歌合草紙ヲ返上ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 うるう九月廿八日、けさの御さか月いつものことし、むろまち殿より、歌あわせの御さうし返まいる、つきを又御申いたしあり、

他ノ歌合
ヲ拜借ス

二十九日、辛義政、東寺ヲシテ、僧空海ノ畫像ヲ進覽セシム、

〔東寺百合文書〕二 山城一之二十五

亂中喪失
セルモノ
アリ

大師御繪可有御覽之由被仰出候、早々可有御持參候、亂中少々失之由申入

候、返々急々可御進上候、恐々謹言、

後九月廿九日

貞秀(花押)

東寺雜掌

古市澄胤、大和西方院山二城ヲ築ク、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 閏九月十六日、

一 西方院山間城構沙汰事始在之云々、
十八日、

一 西方院山自今日爲城構掘之、人夫箸尾郷以下田舍夫也云々、奉行筑前守、山村、鹿野、藪也、古市兄弟罷出、令一見了、新古社より東也、古井ハ可成城中云々、鬼藪山ハ可〇御所中之間、色々自去々年歎仰之間、如此西方院被致用意也云々、

廿九日、雨下、

一 今日新城ニ古市西(原案)以下屋渡儀有之由風聞、然則自今日勢共置〇近日在家以下迷惑事共多之、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 十月朔日、

文明十一年閏九月二十九日

七二七

奉行長田村
家則山野
尊藤鹿野
藪三郎左
衛門

古市胤榮
等新城ニ
移ル

文明十一年閏九月二十九日

七一八

一城人夫三黨者共相催之、五ヶ所十座罷出了、
七日、雨下、

一五ヶ所人夫事申入之、永夫等迷惑之由歎申入之間、御許可雖有之、且無盡
期之條不便之由、仰古市方代官、北野山書狀近日間ニ可返進云々、
十一日、

唱聞ハ別

儀
五ヶ所人夫

一今度城構土公事ニ、三黨者共自衆中召仕之、古市沙汰也、其後至近日古市
ハ陣夫ニ召仕之間、五ヶ所唱聞門事ハ各別儀也、不可然、殊更近日ハ八人分
奉公仕者也、此分可閣之由問答了、名字ヲ可被注下、并ヲトナ共可被召下
之由申入之間、一紙遣古市代官、北野山方ニ遣之了、則德丸ニ申付云々、

中尾分

五所 兵衛太郎 兵衛次郎 三郎四郎

以上四人公事足

六郎次郎 彦三郎

以上二人ハヲトナ公事セス、

木辻
西坂分

德善 次郎五郎 福善 次郎 孫六

以上五人、此内一人ハシキシ公事足四人、

心覺 小次郎 八郎次郎

以上三人ヲトナ公事セス、

合御公事足八人

一此外ニ五ヶ所者共致訴訟、不應御下知、文明八年春比より也、高御門ト瓦
堂ト鉢大明神ト三ヶ所ニ在之、此分ハ只今不能仰者也、隨而可召仕云々、
此三ヶ所分ハ、每事各別ニ相振舞ノ間、八人方よりハ不存知云々、

十一月六日、

一五ヶ所唱門鳩垣内西坂等事、古市下代官德丸去出申者也、珍重由仰之了、
五ヶ所事ハ、總而他方ニハ不召仕事也、先年筒井律師存開一切不召仕條
無其隱事也、今度古市ハ自先日存開之處、下代官于今不相觸之間、嚴密ニ
仰付故也、御使春阿ミ也、

〔参考〕

文明十一年閏九月二十九日

七一九

文明十一年閏九月三十日

七二〇

西方院

〔和漢三才圖會〕

七十三 大和添下郡

唐招提寺

在蓬萊村之南

略中

西方院 中興祖師廟所

三十日、^丑皇子^勝連歌御會ヲ行ハセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

うるう九月卅日、

宮の御方、ふしみ殿、ないくはんしもはかりにて、御れん歌御さたある、御てうしまいる、ひる御ゆめす、大すもし御まいり、

十月小癸丑朔

一日、御祝、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

十月一日、けさよ

り御きぬ、新大まけ殿、ふしみ殿、あさ御さり月よてくもしなる、

東大寺大佛殿ノ常燈明悉ク滅ス、

〔大乘院寺社雜事記〕一七十 十月朔日、

一吉田伊豆法橋參申、見參色々物語、東大寺大佛燈明共悉以滅了、希有事也、治承四年如此云々、以外之由申云々、就中近年地下者僧坊童□過分之所行令越過、僧坊儀又無是非、□□滅亡之基也、武家令亂入者、誠以寺門□可滅一時也、歎入云々、

○奈良猿澤池水色變ズルコト等、便宜左ニ合敘ス、

〔大乘院寺社雜事記〕一七十 十月四日、

一猿澤池打込にて水色變了、爲寺社凶由訓英申之云々、八幡之柑子共落失、是又爲東大寺不可然事云々、

二日、^甲畠山義就ノ河内新第成ル、是日、移住ス、

文明十一年十月一日 二日

七二一

地下僧坊
童子等ノ
亂行ニ基
ク

奈良猿澤
池ノ水色
變ズルコ
ト等
八幡ノ柑
子落ッ